

予算特別委員会資料

# 平成 31 年度予算説明書

保 健 福 祉 局



# 目 次

1	平成31年度 保健福祉局予算の概要	1
2	一 般 会 計	
	(1) 歳入歳出予算一覧	10
	(2) 歳入予算の説明	12
	(3) 歳出予算の説明	19
	(4) 債務負担行為	39
3	特 別 会 計	
	〔1〕 国民健康保険事業費	
	(1) 歳入歳出予算一覧	42
	(2) 歳入予算の説明	44
	(3) 歳出予算の説明	45
	(4) 債務負担行為	50
	〔2〕 介護保険事業費	
	(1) 歳入歳出予算一覧	52
	(2) 歳入予算の説明	54
	(3) 歳出予算の説明	56
	(4) 債務負担行為	61
	〔3〕 後期高齢者医療事業費	
	(1) 歳入歳出予算一覧	62
	(2) 歳入予算の説明	64
	(3) 歳出予算の説明	65
	(4) 債務負担行為	67
4	使用料率等の改定（案）	
	(1) 国民健康保険の保険料算定方式の改定	69
	(2) 介護保険の低所得者負担軽減にかかる保険料率の改定	70
5	議 案	
	第9号議案 神戸市看護大学条例を廃止する条例の件	71
	第10号議案 公立大学法人神戸市看護大学に係る定款の一部変更，徴収料金の上限の認可及び 中期目標の策定の件	98
	第11号議案 公立大学法人神戸市看護大学への職員の引継ぎに関する条例の件	111

第12号議案	神戸市が設立する地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例の件	113
第13号議案	地方独立行政法人神戸市民病院機構定款の一部の変更の件	116
第14号議案	地方独立行政法人神戸市民病院機構第3期中期計画の認可の件	121
第15号議案	神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例及び神戸市重度障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件	167
第16号議案	神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の件	172
第17号議案	神戸市介護保険条例の一部を改正する条例の件	178
第18号議案	神戸市病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件	182

## 6 報 告

(1) 消費税率改定に伴う外郭団体自主料金の改定	187
--------------------------	-----

# 1 平成31年度 保健福祉局予算の概要



# 平成 31 年度 保健福祉局予算の概要

## (1) 予算編成方針

本格的な人口減少・超高齢社会の進行に加え、安定した雇用の減少による生活の不安定化、家庭や地域におけるつながりの希薄化など、福祉を取り巻く状況は大きく変化し、市民の抱える福祉課題も多様化・複雑化しています。

保健福祉局では、市民・事業者・行政の連携と役割分担のもと、高齢者・障害者などすべての市民が共助の精神に基づき地域社会の中で支え合う福祉のまちづくりや、市民が健康で長生きできるような質の高い保健・医療の提供に資する施策を展開することにより、「市民が地域とつながり福祉と医療をはじめ安心して暮らせる街」をめざします。

平成 31 年度は、健康創造都市 KOBE の推進にむけ、平成 30 年度に構築した個人の健康関連データを集約・結合する「市民 PHR システム」を活用し、個人の健康行動等に対して付与する健康ポイント等の導入や、健康アプリ等を活用した保健指導を実施するなど、市民の健康づくりを積極的に支援します。

また、シニア世代にやさしいまちづくりを推進するため、認知症「神戸モデル」において、65 歳以上の市民を対象に無料で認知機能の検査を行うほか、認知症と診断された方を対象に、市が賠償責任保険に加入し、かけつけ（捜索）サービス等を実施する事故救済制度を創設します。さらに、介護人材確保対策として、新規採用職員への住宅手当の一部補助や、キャリアアップ支援金制度の導入など、市内事業所での介護人材の確保・育成を支援します。

障害者の方への支援としては、重度化・高齢化する障害者の方が地域で安心して暮らすことができるよう、相談や見守りなどの拠点となる「障害者支援センター」の整備を進めるとともに、精神障害の急性増悪時等に適切な入院加療を促すための入院医療費助成制度の創設や、超短時間雇用等の新たなしごとの創出に取り組むなど、障害者施策を総合的に推進します。

## (2) 主要施策

(◎は新規施策、○は拡充施策を示しています。)

### 【健康創造都市 KOBE の推進】

#### ◎ 1. ICT を活用した健康創造都市 KOBE の推進 [84,197 千円]

「健康創造都市 KOBE 推進会議」の議論を踏まえ、平成 30 年度に構築した、個人の健康関連データ（健診、運動、栄養データなど）を集約・結合する「市民 PHR システム」(MY CONDITION KOBE) を活用し、健康状態の見える化をはかり、新たな健康づくり事業・サービスを展開していきます。

平成 31 年度は、個人の健康行動に対して付与する「健康ポイント」や、フレイル予防につながり、高齢者の地域の担い手としての活動に対して付与する「フレイル予防ポイント」の運用を行い、市民の健康づくりや、高齢者の社会参加等を積極的に支援します。

さらに、国民健康保険の被保険者のうち特定健診の結果より生活習慣改善が必要な方に対して、これまで対面を中心に行っていた保健指導に加えて、健康アプリ等を活用した効率的・効果的な保健指導を実施します。

## 2. フレイル予防による健康寿命の延伸 [73,442 千円]

心身の活力が低下し介護が必要な状態に移行しやすいフレイルの早期発見・生活習慣の見直しを促すことを目的としたフレイルチェックを、特定健診会場や薬局において、65歳および前年度にフレイルチェックを受けた66歳の国民健康保険加入者を対象に実施します。また、65歳以上の方を対象とするフレイル予防のための講話等を実施する介護予防事業や、要支援者等を対象とするフレイル改善のための運動・栄養等のプログラムを行う通所型サービスを引き続き実施します。

## ◎3. 健康ライフプラザにおける「歩行寿命延伸プログラム事業」等の実施 [ - ]

健康ライフプラザのトレーニング施設において、新たに歩行寿命に着目した「歩行寿命延伸プログラム事業」やフレイル予防につながる高齢期の健康づくり事業、障害者を含むその他市民の健康づくり事業を実施します。

## ◎4. 健康格差の是正支援 [146,084 千円]

生活保護受給者の健康課題を分析し、データヘルス計画を策定するほか、生活保護受給者の自立支援等を目的としたスマートフォン用アプリを開発し、導入します。また、引き続きレセプト点検や健康管理支援事業等を実施し、生活保護の医療扶助の適正化に努めます。

## 5. 市民病院の運営 [7,880,723 千円]

中央市民病院、西市民病院、西神戸医療センター、神戸アイセンター病院において、地域医療機関と連携・役割分担のもと、救急医療や高度・専門医療等の政策的医療を担い、質の高い医療を安定的に提供します。また、いち早く市民に最新の医療を提供できるよう、神戸医療産業都市の中核機関である中央市民病院の臨床研究推進センターを中心に、治験・臨床研究のさらなる推進をはかります。

## ◎6. 看護大学の運営 [913,302 千円]

独立行政法人化により、自律的かつ効果的・効率的な大学運営を行い、保健・医療・福祉の教育研究拠点として、社会的ニーズに対応した幅広く高い能力を持つ看護人材を育成するとともに、学術研究、地域貢献活動、国際交流の推進等により、学術の発展と市民の健康と生活の質の向上に寄与していきます。

## 【シニア世代にやさしいまちづくりの推進】

### ◎1. 認知症の人にやさしいまちづくりの推進

#### (1) 神戸モデルの推進 [204,788 千円]

認知症の早期診断・早期発見を推進するため、65歳以上の市民を対象に無料で、認知機能検診と認知機能精密検査による2段階方式の診断を行うとともに、制度の利用促進をはかるため、75歳以上の市民に対して認知機能検診の無料受診券を送付します。また、認知症と診断された方を対象に、①賠償責任保険に市が加入し、②コールセンターにおける24時間365日の相談対応や③非常時のかけつけ（検索）サービスを実施するとともに、④認知症の人が起こした事故に遭われた全ての市民を対象に見舞金（給付金）を支給する4つの安心を柱とする事故救済制度を創設します。



## (2) 認知症の人とその家族への支援 [144,976千円]

認知症の人やその家族が、安心して暮らしていけるよう、平成29年度末より全区配置している認知症初期集中支援チームの円滑な運営により早期診断・早期対応に努めるとともに、認知症に関する総合的な電話相談窓口としてオレンジダイヤルを新たに開設します。また、市内の認知症疾患医療センターにおいて専門医療相談窓口や認知症サロンを開設するとともに、通院介助や生活援助などを行う見守りヘルパーを派遣するなど、認知症と診断された後も切れ目のない継続的な支援を推進します。

## ◎2. シニア世代の健康・しごとづくり

### (1) フレイル予防による健康寿命の延伸 [81,742千円]【一部再掲】

心身の活力が低下し介護が必要な状態に移行しやすいフレイルの早期発見・生活習慣の見直しを促すことを目的としたフレイルチェックを、特定健診会場や薬局において、65歳および前年度にフレイルチェックを受けた66歳の国民健康保険加入者を対象に実施します。また、65歳以上の方を対象とするフレイル予防のための講話等を実施する介護予防事業や、要支援者等を対象とするフレイル改善のための運動・栄養等のプログラムを行う通所型サービスを引き続き実施するとともに、平成31年度からは新たに、高齢者の社会参加促進によるフレイル予防をはかるため、高齢者の地域の担い手としての活動に対して付与する「フレイル予防ポイント」の運用を開始するなど、フレイル予防・改善による健康寿命の延伸に取り組みます。

### (2) シルバーパワーによる地域の担い手づくり [195,583千円]

地域の高齢者が地域の高齢者等を支えるモデル事業として、各区ボランティアセンターで、高齢者への生活支援業務の紹介を行い、認知症の方等の金銭管理ニーズへの対応の充実をはかるとともに、シルバーパワーによる地域の担い手づくりを進めます。

## ◎3. 介護人材確保対策 [98,961千円]

平成31年度より、新たに正規職員を採用した際に法人が負担する住宅手当の一部を補助するほか、「神戸市高齢者介護士認定制度」を通じた介護人材のキャリアアップ支援をはかるため、同制度合格者に対して、引き続き同じ事務所で介護福祉士の資格を取得するための支援金を支給するとともに、事業所に対して、職員が制度を受講する際に必要となる代替職員の確保に係る経費を補助します。

また、平成29年度から訪問看護師・介護士の安全確保・離職防止対策として、複数訪問が必要なケースで介護報酬加算が受けられない場合に加算相当額の一部を補助する制度を区市協調により実施しているほか、新たに、安全対策に関するガイドラインを作成するなど介護職員等の安全対策を促進します。

## ◎4. 地域包括ケアシステムの構築 [317,072千円]

神戸圏域地域医療構想調整会議 地域包括ケア推進部会において検討してきた地域包括ケアシステムの構築にむけ、全区に設置した医療介護サポートセンターにおいて、医療・介護関係者からの在宅医療等に関する相談受付や、医療・介護関係者向けの研修を定期的実施するなど、多職種間での顔が見える関係づくりの支援に取り組むとともに、在宅医療推進の要となる24時間対応可能な訪問看護ステーションを増設するため、市内の機能強化型訪問看護ステーションの整備を推進します。

## 5. 介護保険施設整備 [2,639,643 千円]

高齢化の進展に伴う高齢者の介護サービスへの需要拡大に対応するため、第7期神戸市介護保険事業計画に基づき特別養護老人ホームなどの介護保険施設の整備を行います。また、特に、高齢者のさまざまなニーズに対応できるよう、特別養護老人ホームの多床室整備や既存の特別養護老人ホームの建替補助や、認知症グループホームの整備促進などを引き続き実施します。

## ○6. 介護保険料の負担軽減強化 [993,712 千円]

公費による低所得者の介護保険料負担軽減について、平成31年10月の消費税率10%への引き上げに合わせて、保険料段階の第1段階から第3段階の被保険者の保険料減額賦課に係る保険料率を引き下げます。

## 【障害者の方への支援】

### ◎1. 障害者の新たなしごとの創出 [46,450 千円]

垂水駅前地区をモデル地区として、東京大学先端科学技術研究センター、社会福祉法人、垂水食品衛生協会等と連携して平成30年度より進めている週20時間未満の超短時間雇用の導入について、体制を強化したプロジェクトチームを設置し、アウトレットとの協働によるまちのにぎわいづくりも視野に入れながら、さらなる促進につとめます。さらに、超短時間雇用の導入を検討しているしあわせの村での取り組みも踏まえ、総合的な検証を行い、全市展開にむけた検討を進めます。

### ○2. 親なき後対策

#### (1) 障害者支援センターの設置 [592,985 千円]

障害者の相談支援や見守り体制を構築する拠点として、障害者支援センターの全区設置に取り組みます。

平成30年度に開設を進めている4区（灘区・兵庫区・垂水区・西区）に続き、平成31年度は、新たに3区（中央区・須磨区・北区）に開設するとともに、東灘区では、平成32年度の開設にむけ、必要な施設改修に着手します。さらに長田区でも、平成31年度に設置場所を検討したうえで、平成32年度の開設をめざします。

#### (2) 障害者の見守り・コーディネート事業の実施 [118,016 千円]

障害者支援センターに障害者見守り支援員を配置し、障害者の見守り支援を行うとともに、地域の関係機関とのネットワークを構築しながら、緊急時の短期入所の受け入れ調整や日中活動の場の提供等を行うコーディネート事業を実施します。

### ○3. 重症心身障害者（児）施策の推進

#### (1) 療養介護事業所等の整備 [601,213 千円]

市街地における医療的ケアを必要とする重症心身障害者（児）の入所等を支援するため、老人健康センターの改修を進め、平成32年度に療養介護事業所等を開設する予定です。

## （２）災害時における重度障害児者対応の強化 [12,667 千円]

災害時に、医療的ケアの必要な在宅重症心身障害児・者が円滑に避難できるよう、市に診療状況等の医療情報を登録している方を対象に、個別災害時避難計画の作成を進めます。

## ◎４．精神保健福祉施策の充実 [138,929 千円]

精神障害者（措置入院者等）が、退院後に必要な医療や支援を受け、地域で孤立することなく、安定して暮らせるよう、入院中から退院後の地域生活の支援を引き続き実施します。

平成 31 年度は、急性増悪時等に適切な入院加療を行うことで、早期回復による地域生活への移行を促進するため、新たに精神科入院医療費の本人負担額の一部を助成します。

## ◎５．難病相談支援センターの設置 [20,280 千円]

難病患者の療養や日常生活上の様々な問題について、支援機関と連携して、患者・家族その他の関係者からの相談、情報提供および助言を行い、療養生活の質の維持向上を支援する「難病相談支援センター」を設置します。

## ◎６．東京 2020 オリンピック・パラリンピックにむけた障害者スポーツの振興 [335,000 千円]

東京 2020 オリンピック・パラリンピック等にむけた取り組みとして、しあわせの村のスポーツ施設（運動広場・体育館）の改修を実施します。

## 【貧困の連鎖防止】

### ◎１．健康格差の是正支援 [146,084 千円]【再掲】

生活保護受給者の健康課題を分析し、データヘルス計画を策定するほか、生活保護受給者の自立支援等を目的としたスマートフォン用アプリを開発し、導入します。また、引き続きレセプト点検や健康管理支援事業等を実施し、生活保護の医療扶助の適正化に努めます。

### ◎２．生活困窮者学習支援事業 [69,075 千円]

貧困の連鎖を防止することを目的として、経済的な事情等により学習環境が整っていない家庭の子どもに対して高校進学を目標とした学習支援、保護者への養育支援を行います。平成 31 年度は、高校生世代への学習支援等を拡充し、高校の中退予防をはかります。

### ◎３．家計改善支援事業 [11,307 千円]

生活費の収支均衡が取れていないなど家計に課題がある生活困窮者に対して、家計管理についての専門的な助言・支援を行い、早期の自立につなげます。平成 31 年度は、対象を生活保護受給者に拡大して実施します。

## 【くらしの安全を守る】

### ○1. 見守り体制の再構築

#### (1) 要援護者支援センターの運営 [94,500 千円]

大規模災害時に要援護者の初動受入を行う「基幹福祉避難所」としての機能を持つ市内 21 か所の要援護者支援センターにおいて、地域団体と連携しながら避難所開設訓練を継続して実施するとともに、平時より地域団体と顔の見える関係づくりを進めることにより、要援護者の受入体制の充実に取り組みます。

#### (2) 風水害災害時等の要援護者の受入 [ - ]

災害救助法が適用されない風水害災害が発生する恐れがある場合において、基幹福祉避難所や福祉避難所を開設した施設に対して要援護者の受入に要する経費を市が負担するなど、風水害災害に対応した要援護者支援体制の確保をはかります。

#### (3) 災害時における重度障害児者対応の強化 [12,667 千円]【再掲】

災害時に、医療的ケアの必要な在宅重症心身障害児・者が円滑に避難できるよう、市に診療状況等の医療情報を登録している方を対象に、個別災害時避難計画の作成を進めます。

### ○2. 公共交通等のバリアフリー化の推進 [424,959 千円]

障害者・高齢者をはじめ、誰もが利用できるまちづくりを推進し、また視覚障害者等の転落事故防止をはかるため、県の「ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例」に鑑み、鉄道駅舎のエレベーター整備やホーム柵整備などバリアフリー化を支援します。

#### ◇ホーム柵整備予定駅

JR 西日本	: 神戸駅	(平成 31~32 年度)
阪急電鉄	: 神戸三宮駅	(平成 30~32 年度)
阪神電気鉄道	: 神戸三宮駅	(平成 31~32 年度)

#### ◇バリアフリー化等整備予定駅

阪急電鉄	: 花隈駅	(EV・多機能トイレ)	(平成 28~31 年度)
阪神電気鉄道	: 西元町駅	(EV・多機能トイレ)	(平成 30~31 年度)
	大開駅	(EV・多機能トイレ)	(平成 31~32 年度)
	住吉駅	(EV・多機能トイレ)	(平成 31~33 年度)
神戸電鉄	: 長田駅	(EV・内方線・多機能トイレ)	(平成 30~31 年度)
	花山駅	(スロープ・多機能トイレ)	(平成 31~32 年度)
	大池駅	(スロープ・多機能トイレ)	(平成 31~32 年度)

### ○3. 斎場・墓園の再整備 [718,809 千円]

斎場については、老朽化した施設のリニューアルを行うほか、今後の火葬需要の増加に対応するため、民間委託を前提に西神斎場再整備のための火葬炉更新にかかる調査・検討を行います。

墓園については、老朽化したインフラ（舗装・水道）の再整備や危険法面の対策工事を実施するなど、市民が安全・安心して墓参できる環境を整備します。

#### ◎4. 国民健康保険料の収納対策強化 [17,193千円]

国民健康保険料の収納率向上をはかるため、初期未納者への電話催告を強化して実施します。また、近年増加する外国人留学生について、日本語学校との連携により未納解消に取り組みます。

#### ◎5. 動物愛護の推進 [153,416千円]

神戸市人と猫との共生に関する条例に基づく、「神戸市人と猫との共生推進協議会」が実施する野良猫の繁殖制限事業や猫の譲渡推進事業の運営に必要な支援を行うとともに、平成30年度に策定した「神戸市人と猫との共生に関するガイドライン」に基づき、猫の適正な飼養管理を推進します。また、動物管理センターにおける犬猫の譲渡、飼い方教室、野犬の捕獲等を通じ、動物愛護の意識の推進や市民の快適な生活環境を確保していきます。

### 【子育てしやすい環境の整備】

#### ◎1. 予防接種制度の充実 [3,774,036千円]

定期化されていない任意予防接種のうち、現在実施している小児インフルエンザについて1～12歳の1回目の接種に対し、1,360円/年の助成額を2,000円/年に拡充します。また、平成31年4月以降の出生児が3歳になるまでの間に、ロタウイルスまたはおたふくかぜワクチンの接種費用を2回（上限2,000円/回）助成する制度を新たに開始し、子育て世代の負担軽減をはかります。

風しんの感染拡大防止対策として、抗体保有率の低い世代の男性を対象に風しん抗体検査を行い、抗体価が低い人へ定期予防接種を行います。

#### ◎2. 障害児支援の向上 [17,923千円]

障害児通所支援事業所が適切な運営・サービス提供を行うよう、実地指導・監査体制を強化するとともに、国が定める「放課後等デイサービスガイドライン」や「障害者虐待防止法」等の事業者一斉研修を行います。また、市民が、事業所の自己評価公表ページに、容易にアクセスできるポータルサイトを作成します。



## 2 一 般 会 計





# 2 一 般 会 計

## (1) 歳入歳出予算一覽

(単位:千円)

歳		入	
款	項	金額	備考
17 使用料及手数料		1,666,053	
	1 使用料	1,316,390	
	2 手数料	349,663	
18 国庫支出金		88,280,823	
	1 負担金	85,629,611	
	2 補助金	1,931,341	
	3 委託金	719,871	
19 県支出金		24,009,232	
	1 負担金	20,619,052	
	2 補助金	3,369,301	
	3 委託金	20,879	
20 財産収入		31,759	
	1 財産運用収入	24,345	
	3 基金収入	7,414	
21 寄附金		119,095	
	1 寄附金	119,095	
22 繰入金		995,714	
	2 基金繰入金	995,714	
24 諸収入		8,284,366	
	1 納付金	2,402,501	
	2 措置費等受入	539,846	
	4 受託事業収入	5	
	5 貸付金元利収入	4,059,246	
	6 過年度収入	44,735	
	7 雑収入	1,238,033	
25 市債		5,558,000	
	1 市債	5,558,000	
歳入	合計	128,945,042	



## (2) 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
17 使用料及手数料	1,666,053	1,884,531	△218,478	
1 使用料	1,316,390	1,516,649	△200,259	
1 総務使用料	8,112	8,112	-	
2 区役所	8,112	8,112	-	
3 民生使用料	220,695	162,970	57,725	
1 こうべ市民福祉交流センター	31,836	29,109	2,727	会議室等
2 総合福祉センター	12,232	12,232	-	会議室等
5 障害者福祉施設	77,558	42,883	34,675	市民福祉スポーツセンター等
6 養護老人ホーム	185	185	-	建物使用料
7 ケアハウス	35,077	34,466	611	和光園
8 デイサービスセンター	30,700	9,489	21,211	建物使用料
9 総合センター	23,598	24,958	△1,360	建物使用料等
10 多目的ショートステイ施設	3,066	3,094	△28	建物使用料
11 婦人交流施設	5,145	5,257	△112	建物使用料
12 シルバーカレッジ	1,297	1,297	-	駐車場等
16 更生センター	1	-	1	
4 衛生使用料	1,087,583	1,018,289	69,294	
1 斎場	216,894	217,627	△733	鴨越斎場等
2 当初墓地	400,514	329,329	71,185	鴨越墓園等
3 年間墓地	426,025	427,702	△1,677	鴨越墓園等
4 保健所	26,778	25,696	1,082	建物使用料等
5 健康づくりセンター	16,582	16,600	△18	建物使用料
6 神戸こども初期急病センター	790	762	28	建物使用料等
△老人健康センター	-	573	△573	
10 教育使用料	-	327,278	△327,278	
△看護大学	-	327,278	△327,278	
2 手数料	349,663	367,882	△18,219	
1 証紙収入	25,654	26,034	△380	
1 証紙収入	25,654	26,034	△380	

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
4 衛 生 手 数 料	324,009	331,344	△7,335	
1 環 境 保 健 研 究 所	66,710	65,425	1,285	検査料
2 営 業 指 導	5,528	4,723	805	営業許可等
3 食 品 衛 生	74,171	73,021	1,150	営業許可
4 食 肉 検 査	12,064	13,057	△993	検査料
5 動 物 登 録	49,435	49,033	402	登録料等
6 保 健 所	113,996	124,032	△10,036	検診料等
7 衛 生 諸 証 明	297	243	54	文書料等
8 こ う べ 市 歯 科 セ ン タ ー	7	7	-	文書料等
9 墓 園 承 継 ・ 埋 葬 証 明	1,479	1,473	6	文書料等
10 斎 場 火 葬 証 明	322	305	17	文書料等
△ 老 人 健 康 セ ン タ ー	-	25	△25	
9 教 育 手 数 料	-	10,504	△10,504	
△ 看 護 大 学	-	10,504	△10,504	
18 国 庫 支 出 金	88,280,823	85,933,463	2,347,360	
1 負 担 金	85,629,611	83,308,335	2,321,276	
1 民 生 費 負 担 金	84,492,468	82,225,734	2,266,734	
1 生 活 困 窮 者 自 立 支 援 法 負 担 金	1,221,540	240,035	981,505	生活困窮者自立支援法による必須事業の 負担金 負担率3/4
2 生 活 保 護 費 等 金 負 担 金	59,021,278	59,482,447	△461,169	生活保護法等による各扶助費等の負担金 負担率10/10又は3/4
8 障 害 者 福 祉 費 金 負 担 金	21,299,652	20,105,786	1,193,866	特別障害者手当及び障害者自立支援給付等 に対する負担金 負担率3/4又は1/2
9 点 字 図 書 館 金 設 置 費 負 担 金	12,501	12,363	138	点字図書館に対する負担金 負担率1/2
10 精 神 医 療 費 金 負 担 金	2,243,012	2,190,557	52,455	精神医療費の負担金 負担率3/4又は1/2
11 介 護 保 険 低 所 得 者 保 険 料 軽 減 国 庫 負 担 金	694,485	194,546	499,939	介護保険低所得者保険料軽減の負担金 負担率1/2
2 衛 生 費 負 担 金	1,137,143	1,082,601	54,542	
2 疾 病 予 防 費 負 担 金	12,790	11,392	1,398	疾病予防費の負担金 負担率1/2
3 保 健 事 業 費 負 担 金	1,075,657	1,025,329	50,328	健康増進事業費の負担金 負担率1/2又は1/3
4 結 核 医 療 費 負 担 金	48,696	45,880	2,816	結核医療費の負担金 負担率3/4
2 補 助 金	1,931,341	1,889,129	42,212	
2 民 生 費 補 助 金	1,804,799	1,814,361	△9,562	
1 生 活 困 窮 者 自 立 支 援 法 補 助 金	217,903	203,827	14,076	生活困窮者自立支援法による任意事業に 対する補助金 補助率2/3又は1/2

(単位:千円)

款	項	目	節	本	前	比	明	
				年	年	較	説	
				度	度		明	
			2	生活保護費補助	234,684	290,907	△56,223	生活保護法施行等に要する事務費に対する補助金 補助率10/10、3/4又は1/2
			3	児童福祉費補助	67,476	66,905	571	障害者扶養共済制度補助金 補助率1/2
			5	障害者福祉費補助	1,183,806	1,147,460	36,346	障害者地域生活支援事業等に対する補助金 補助率1/2以内
			6	精神保健費補助	41,078	49,700	△8,622	精神保健事業に対する補助金 補助率3/4、1/2又は1/3
			7	老人福祉費補助	59,852	55,562	4,290	老人福祉法施行に要する事務費等に対する補助金 補助率1/2又は1/3
		3		衛生費補助	126,542	74,768	51,774	
			2	疾病予防費補助	105,576	52,707	52,869	疾病予防事業に対する補助金 補助率10/10又は1/2
			3	地域保健医療推進費補助	1,412	1,412	-	地域保健医療推進費に対する補助金 補助率1/2
			4	結核医療費補助	4,993	4,723	270	結核医療費に対する補助金 補助率1/2
			5	保健衛生施設整備費補助	3,344	4,658	△1,314	保健衛生施設整備等に対する補助金 補助率10/10、1/2又は1/3
			6	環境保健費補助	11,217	11,268	△51	環境保健事業に対する補助金 補助率10/10
		3		委託金	719,871	735,999	△16,128	
			2	民生費委託金	680,625	700,119	△19,494	
			1	社会福祉統計調査委託金	10,708	8,435	2,273	
			2	生活保護指導職員設置委託金	20,570	24,500	△3,930	
			3	援護事務等国庫委託金	3,212	3,191	21	
			4	特別児童扶養手当事務委託金	14,800	14,403	397	
			5	人権啓発活動委託金	7,875	8,589	△714	
			6	国民年金事務委託金	623,460	641,001	△17,541	
		3		其他委託金	39,246	35,880	3,366	
			2	国民栄養調査委託金	3,426	4,342	△916	
			3	環境保健サーベイランス事業委託金	76	116	△40	
			4	公害対策委託金	35,744	31,422	4,322	
19	県			支出金	24,009,232	22,520,877	1,488,355	
		1		負担金	20,619,052	19,327,539	1,291,513	
			1	民生費負担金	20,619,052	19,327,539	1,291,513	
			2	障害者福祉費負担金	10,192,238	9,619,492	572,746	障害者自立支援給付等の負担金 負担率1/4
			3	国民健康保険基盤安定負担金	7,237,771	6,804,196	433,575	国民健康保険基盤安定の負担金 負担率3/4
			4	後期高齢者医療制度基盤安定負担金	2,841,801	2,806,578	35,223	後期高齢者医療制度基盤安定の負担金 負担率3/4
			7	介護保険低所得者保険料軽減県負担金	347,242	97,273	249,969	介護保険低所得者保険料軽減の負担金 負担率1/4

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
2 補 助 金	3,369,301	3,175,793	193,508	
3 民 生 費 補 助	3,313,537	3,120,098	193,439	
3 児 童 福 祉 費 補 助	6,925	6,840	85	補助率1/4以内
4 障 害 者 医 療 費 補 助	905,361	902,787	2,574	補助率1/2
5 障 害 者 介 護 手 当 費 補 助	34,249	33,513	736	定額補助
6 障 害 者 福 祉 費 補 助	428,941	412,017	16,924	補助率1/4以内
7 精 神 保 健 費 補 助	19,449	14,632	4,817	補助率10/10,2/3, 1/2又は1/4以内
8 老 人 医 療 費 補 助	550,894	625,309	△74,415	補助率1/2
9 老 人 福 祉 費 補 助	263,850	242,136	21,714	補助率10/10, 3/4, 1/2又は1/3
10 人 権 啓 発 費 補 助	750	750	-	補助率1/3以内
11 介 護 基 盤 緊 急 整 備 等 臨 時 交 付 金 事 業 費 補 助	1,103,118	882,114	221,004	補助率10/10
4 衛 生 費 補 助	55,764	55,695	69	
1 休 日 夜 間 救 急 対 策 費 補 助	13,384	13,336	48	補助率2/3以内
2 予 防 接 種 費 補 助	42,220	42,217	3	補助率10/10又は3/4
3 保 健 衛 生 費 補 助	160	142	18	補助率1/2
3 委 託 金	20,879	17,545	3,334	
2 民 生 費 委 託 金	222	222	-	
1 援 護 事 務 等 委 託 金	222	222	-	
3 衛 生 費 委 託 金	20,657	17,323	3,334	
1 衛 生 統 計 委 託 金	17,093	14,310	2,783	
2 医 療 提 供 体 制 推 進 事 業 委 託 金	3,564	3,013	551	
20 財 産 収 入	31,759	39,392	△7,633	
1 財 産 運 用 収 入	24,345	31,252	△6,907	
1 貸 地 料	19,813	19,261	552	
3 一 般 土 地	19,813	19,261	552	
2 貸 家 料	4,532	10,991	△6,459	
7 一 般 建 物	4,532	10,991	△6,459	自動販売機設置料等
4 其 他 財 産 運 用 収 入	-	1,000	△1,000	
2 施 設 命 名 権	-	1,000	△1,000	
3 基 金 収 入	7,414	8,140	△726	

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 基 金 収 入	7,414	8,140	△726	
6 民間社会福祉事業従事 職員福利厚生基金	3	46	△43	預金利子
7 市民福祉振興等基金	7,411	7,888	△477	預金利子等
△ 同 和 更 生 資 金 貸 付 基 金	-	206	△206	
21 寄 附 金	119,095	118,947	148	
1 寄 附 金	119,095	118,947	148	
2 其 他 寄 附	119,095	118,947	148	
6 保 健 福 祉 局	119,095	118,947	148	
22 繰 入 金	995,714	603,067	392,647	
2 基 金 繰 入 金	995,714	603,067	392,647	
1 基 金 繰 入 金	995,714	603,067	392,647	
1 都 市 整 備 等 基 金 繰 入	444,198	444,198	-	
4 民間社会福祉事業従事 職員福利厚生基金繰入	8,503	7,575	928	
5 市 民 福 祉 振 興 等 基 金 繰 入	543,013	144,438	398,575	
△ 同 和 更 生 資 金 貸 付 基 金 繰 入	-	6,856	△6,856	
24 諸 収 入	8,284,366	8,074,285	210,081	
1 納 付 金	2,402,501	2,413,763	△11,262	
1 民 生 費 納 付 金	1,754,543	1,783,210	△28,667	
1 行 旅 死 病 人	2,862	1,029	1,833	扶養義務者納付金
2 生 活 保 護 費 等	814,755	858,687	△43,932	生活保護費等返還金
3 生 活 保 護 施 設	9,874	9,961	△87	入所者納付金
8 障 害 者 医 療 費	960	1,599	△639	受給者納付金
9 障 害 者 扶 養 共 済	34,448	28,568	5,880	加入者納付金
10 高 齢 重 度 障 害 者 医 療 費	430,738	421,094	9,644	広域連合納付金
11 老 人 医 療 費	1,233	1,730	△497	受給者納付金
12 老 人 福 祉 施 設	398,093	389,855	8,238	入所者又は扶養義務者納付金
13 在 宅 老 人 福 祉 費	61,300	70,300	△9,000	利用者納付金等
14 障 害 福 祉 施 設	280	387	△107	利用者納付金
2 衛 生 費 納 付 金	647,958	630,553	17,405	
1 健 康 被 害 予 防 事 業	10,067	4,123	5,944	公害健康被害予防事業助成金



(単位:千円)

款	項	目	節	本	年	度	前	年	度	比	較	説	明			
			2	健康被害救済費	637,891	626,430	11,461	健康被害救済措置に係る納付金								
	2	措	置	費	等	受	入	539,846	536,062	3,784						
		1	民	生	施	設	措	置	費	等	受	入	539,846	536,062	3,784	
			1	生活保護施設	151,083	152,912	△1,829	更生センター50人 和光園50人								
			5	障害者支援施設	236,371	230,758	5,613	さざんか療護園50人								
			7	養護老人ホーム	152,392	152,392	-	和光園80人								
	4	受	託	事	業	収	入	5	5	-						
		2	其	他	受	託	収	入	5	5	-					
			4	石綿健康被害 救済給付業務	5	5	-									
	5	貸	付	金	元	利	収	入	4,059,246	4,261,788	△202,542					
		1	民	生	費	貸	付	金	返	還	金	622,235	643,381	△21,146		
			1	市民福祉振興 協会貸付金	102,400	102,875	△475									
			2	療養資金貸付金	138	138	-									
			5	身体障害者 更生資金貸付金	5,742	5,779	△37									
			6	民間施設整備 資金貸付金	284,334	285,959	△1,625									
			7	都市施設整備 推進資金貸付金	93,300	98,000	△4,700									
			8	介護福祉士 奨学金貸付金	10	10	-									
			9	住宅改修資金貸付金	800	801	△1									
			10	高齢者及び障害者居室等 改修資金貸付金	3,095	3,022	73									
			11	要保護者緊急 援護貸付金	93,968	107,034	△13,066									
			12	バリアフリー化 融資制度貸付金	37,500	37,500	-									
			13	災害援護資金貸付金	948	2,263	△1,315									
		3	其	他	貸	付	金	返	還	金	3,437,011	3,618,407	△181,396			
			4	市民病院機構等 貸付金	3,434,087	3,612,538	△178,451									
			5	医療機関整備 資金貸付金	2,924	5,869	△2,945									
	6	過	年	度	収	入	44,735	25,241	19,494							
		1	過	年	度	収	入	44,735	25,241	19,494						
			2	生活保護費等戻入	44,735	25,241	19,494									
	7	雑	入	1,238,033	837,426	400,607										
		5	償	還	金	24,282	23,161	1,121								

(単位:千円)

款	項	目	節	本	前	比	比	較	説	明										
			7	福	社	セ	ン	タ	ー	2,237	1,827	410	光熱水費等							
			11	障	害	者	福	社	施	設	437	452	△15	職員食費等						
			13	養	護	老	人	ホ	ー	ム	517	578	△61	職員食費等						
			14	軽	費	老	人	ホ	ー	ム	1,905	1,869	36	職員食費等						
			15	こ	う	べ	市	民	福	社	13,298	15,309	△2,011	光熱水費等						
				交	流	セ	ン	タ	ー											
			16	狂	犬	病	予	防		67	66	1	飼犬の予防注射料等							
			17	動	物	管	理	セ	ン	タ	22	22	-	光熱水費						
			18	斎		場				822	878	△56	施設内自販機等の光熱水費等							
			19	墓		地				1,951	2,058	△107	施設内自販機等の光熱水費等							
			44	福	社	電	話			114	102	12	電話料金							
			48	在	宅	福	社	セ	ン	タ	2,912	-	2,912							
			6	受	講	料				67,616	60,555	7,061								
			4	シ	ル	バ	ー	カ	レ	ジ	67,616	60,555	7,061	シルバーカレッジ受講料等						
			9	雑	入					1,146,135	753,710	392,425								
			7	保	健	福	社	局	(	855,751	484,388	371,363								
				民	生	費	)													
			8	保	健	福	社	局	(	290,384	269,322	21,062								
				衛	生	費	・	教	育	費	)									
25	市	債								5,558,000	6,859,000	△1,301,000								
1	市	債								5,558,000	6,859,000	△1,301,000								
			1	民	生	債				3,109,000	1,922,000	1,187,000								
			1	民	生	施	設	整	備	事	業	公	債	3,109,000	1,922,000	1,187,000	特別養護老人ホームの整備等にかかる起債承認見込額			
			2	衛	生	債				2,449,000	4,929,000	△2,480,000								
			1	神	戸	市	民	病	院	機	構	貸	付	金	公	債	2,212,000	4,859,000	△2,647,000	市民病院の整備等にかかる神戸市民病院機構への貸付金の起債承認見込額
			2	保	健	衛	生	施	設	整	備	事	業	公	債	237,000	70,000	167,000	市立墓園等の改修にかかる起債承認見込額	
			8	教	育	債				-	8,000	△8,000								
			1	学	校	教	育	施	設	整	備	事	業	公	債	-	8,000	△8,000		
				歳	入	合	計			128,945,042	126,033,562	2,911,480								

(3) 歳出予算の説明 ( \_\_\_\_\_ は新規事業を示す。)

第4款 民生費

(項名) 民生総務費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
4 民 生 費	167,139,969	162,986,227	4,153,742	98,776,277	3,165,000	4,830,989	60,367,703	
1 民生総務費	12,096,885	12,480,165	△383,280	632,984	-	452,648	11,011,253	
1 職 員 費	8,517,274	8,755,307	△238,033	-	-	-	8,517,274	
2 民生総務費	2,806,842	2,987,501	△180,659	310,077	-	448,364	2,048,401	
3 民生委員 活 動 費	267,790	256,672	11,118	850	-	-	266,940	
4 援 護 諸 費	504,979	480,685	24,294	322,057	-	4,284	178,638	

1 職員費

保健福祉局所属職員のうち1,013人分の給料, 職員手当等の経費 8,517,274 千円

2 民生総務費

市民福祉条例に基づく市民福祉活動の推進, 市民啓発及び民間社会福祉施設への助成等に要する経費

- (1) ユニバーサルデザインの推進 22,523 千円
- (2) 公共交通等バリアフリーの推進 531,611 千円
- (3) 災害時要援護者支援・福祉避難所の充実 15,669 千円
- (4) 成年後見支援センターの運営 47,084 千円
- (5) こうべ安心サポートセンター事業助成等 166,661 千円
- (6) 地域福祉の推進, 地域福祉ネットワークの配置 578,574 千円
- (7) ふれあいのまちKOBЕ・愛の輪運動 96,699 千円

(8) 福祉乗車証交付	23,923 千円
(9) 住宅改修助成制度, 高齢者及び障害者居室等改修資金貸付	267,821 千円
(10) 民間社会福祉施設運営助成等	46,716 千円
(11) 社会福祉協議会事業助成	102,931 千円
(12) 市民福祉振興協会事業助成等	47,833 千円
(13) 総合福祉センター管理運営, こうべ市民福祉交流センター管理運営等	211,498 千円
(14) 市民福祉大学の運営	84,674 千円
(15) 市民福祉振興等基金の造成	202,400 千円
(16) 福祉活動の推進(市民福祉顕彰など), 監査指導・福祉事務所一般事務費等	202,479 千円
(17) 福祉情報システムの運営	157,746 千円

### 3 民生委員活動費

民生委員児童委員の地域社会における福祉活動推進, 民生委員児童委員協議会の運営等に要する経費

(1) 民生委員推薦会, 審査会, 民生委員児童委員・主任児童委員研修会	4,333 千円
(2) 活動助成	251,957 千円
(3) 民生委員児童委員一斉改選	11,500 千円

### 4 援護諸費

災害に対する応急的な救助, 遺家族の援護, 災害援護資金貸付の償還事務等に要する経費

(1) 災害対策	3,026 千円
(2) 遺家族等援護	9,008 千円
(3) 行旅死病人対策	10,507 千円
(4) 更生援護相談所の管理運営・住所不定者対策	7,240 千円
(5) ホームレスの実態に関する全国調査	266 千円
(6) 災害援護資金貸付償還事務等	16,957 千円
(7) 中国残留邦人等支援	152,553 千円
(8) 生活困窮者自立支援事業	305,422 千円

(項名) 生活保護費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
4 民 生 費								
2 生 活 保 護 費	80,525,344	81,285,061	△759,717	59,206,025	-	1,129,984	20,189,335	
1 生 活 保 護 費	1,150,364	1,248,897	△98,533	285,669	-	226,663	638,032	
2 扶 助 費	79,305,602	79,967,869	△662,267	58,920,356	-	739,305	19,645,941	
3 保 護 施 設 費	69,378	68,295	1,083	-	-	164,016	△94,638	

1 生活保護費

生活保護法の施行等に要する経費 1,150,364 千円

2 扶助費

生活保護法による各扶助費及び保護施設事務費

- (1) 生活扶助 24,627,336 千円
- (2) 住宅扶助 13,551,479 千円
- (3) 医療扶助 37,989,072 千円
- (4) 介護扶助等 2,467,047 千円
- (5) 保護施設事務費 670,668 千円

3 保護施設費

更生センター(定員50人, 更生施設)及び和光園(定員50人, 救護施設)の管理運営に要する経費等

69,378 千円

(項名) 障害者福祉費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
4 民 生 費								
4 障 害 者 福 祉 費	57,402,881	54,403,503	2,999,378	36,107,010	-	910,345	20,385,526	
1 障 害 者 福 祉 費	4,122,608	4,142,410	△19,802	1,190,307	-	3,932	2,928,369	
2 障 害 者 自 立 支 援 給 付 費	46,396,325	43,770,526	2,625,799	33,023,366	-	280	13,372,679	
3 障 害 者 医 療 費	2,015,933	2,030,772	△14,839	905,361	-	961	1,109,611	
4 障 害 者 手 当 費	1,053,908	1,058,022	△4,114	740,556	-	-	313,352	
5 障 害 者 扶 養 共 済 費	433,323	457,184	△23,861	67,476	-	290,717	75,130	
6 障 害 者 福 祉 施 設 費	73,979	73,783	196	-	-	261,918	△187,939	
7 障 害 者 福 祉 セ ン タ ー 等 運 営 費	567,971	509,019	58,952	49,009	-	19,863	499,099	
8 障 害 者 福 祉 施 策 費	2,738,834	2,361,787	377,047	130,935	-	332,674	2,275,225	

1 障害者福祉費

障害者総合支援法等の施行等に要する経費

(1) 障害者地域生活支援

3,212,276 千円

- ・障害者地域活動支援センター 186,700 千円
- ・障害者移動支援 1,916,920 千円
- ・障害者地域生活支援センター 436,855 千円
- ・日常生活用具費の給付 454,382 千円
- ・重度身体障害者入浴サービス 94,756 千円

・日中一時支援事業	25,302 千円	
・福祉ホーム運営費補助	1,193 千円	
・意思疎通支援, 社会参加促進事業等	96,168 千円	
(2) 地域生活への移行支援		128,251 千円
・精神障害者地域移行推進事業等	6,804 千円	
・グループホーム等整備支援事業等	41,458 千円	
・グループホーム等運営費補助等	79,989 千円	
(3) 障害者社会参加支援		186,339 千円
・障害者社会参加支援	92,091 千円	
・生活介護報酬重症児者加算制度	94,248 千円	
(4) 障害者就労支援		210,779 千円
(5) 精神保健対策		17,539 千円
(6) 障害者福祉団体委託		4,662 千円
(7) 障害者総合支援法事務費等		362,762 千円

## 2 障害者自立支援給付費

障害者自立支援給付に要する経費

(1) 通所・在宅サービス	28,210,240 千円
(2) 施設サービス	8,711,330 千円
(3) 自立支援医療	8,959,022 千円
(4) <u>精神障害者入院医療費助成</u>	15,000 千円
(5) 補装具費の給付	500,733 千円

## 3 障害者医療費

重度障害者の医療費の助成に要する経費

2,015,933 千円

## 4 障害者手当費

重度心身障害者介護手当, 特別障害者手当等の支給に要する経費

(1) 重度心身障害者介護手当支給	78,496 千円
(2) 特別障害者手当支給	731,911 千円
(3) 障害者特別給付金支給	45,385 千円
(4) 障害児福祉手当支給等	198,116 千円

<b>5 障害者扶養共済費</b>		
障害者扶養共済制度の実施に要する経費		433,323 千円
<b>6 障害者福祉施設費</b>		
さざんか療護園(障害者支援施設, 定員50人)の管理運営に要する経費		73,979 千円
<b>7 障害者福祉センター等運営費</b>		
障害者福祉センターの管理運営等に要する経費		
(1) 障害者福祉センター		22,814 千円
(2) 障害者更生相談所		19,856 千円
(3) 在宅障害者福祉センター指定管理料		114,040 千円
(4) 精神保健福祉センター		46,433 千円
(5) 自殺予防情報センター運営費等		21,290 千円
(6) 点字図書館指定管理料		60,930 千円
(7) 聴覚障害者情報提供施設管理運営負担金		8,625 千円
(8) 市民福祉スポーツセンター指定管理料		108,530 千円
(9) 障害者就労推進センター運営費等		77,055 千円
(10) 「しごと開拓員」の配置		11,374 千円
(11) その他施設管理運営費等		77,024 千円
<b>8 障害福祉施策費</b>		
障害福祉施策の施行に要する経費		
(1) 障害者地域生活支援		641,030 千円
・障害者見守り体制の構築	543,424 千円	
・視覚障害者支援事業	23,137 千円	
・ひきこもり地域支援センター	8,080 千円	
・在宅重症心身障害児(者)訪問看護支援	3,750 千円	
・ISPO(国際義肢装具協会)世界大会2019等啓発	3,000 千円	
・在宅障害者対策等	34,955 千円	
・重度障害児対応加算制度	24,684 千円	
(2) 障害者就労支援		110,006 千円
・事業所等就労支援活動事業	7,144 千円	
・障害者就労促進等	46,600 千円	



・知的障害者訓練雇用等	6,205 千円	
・ICTを活用した障害者の在宅就労支援	24,190 千円	
<u>・障害者の新たなしごとの創出</u>	11,752 千円	
・市役所内における訓練雇用等	10,008 千円	
・ふれあい商品販売促進等	4,107 千円	
(3) 精神障害者支援		130,788 千円
・精神障害者の措置入院中・退院後の継続支援	55,064 千円	
・精神科救急医療体制の運営	48,677 千円	
・精神障害者社会適応訓練等	21,142 千円	
・ひょうご・こうべ依存症対策センター	5,905 千円	
(4) 障害者社会参加		1,621,657 千円
・福祉乗車証交付	1,295,124 千円	
・重度心身障害者タクシー利用助成	260,920 千円	
・自動車燃料費助成	27,545 千円	
・誰にでもやさしい空間づくり資金融資	38,068 千円	
(5) 発達障害支援		61,315 千円
(6) 障害者虐待防止体制整備		8,943 千円
(7) 障害者福祉法事務費等		165,095 千円

(項名) 老人福祉費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
4 民 生 費								
5 老人福祉費	9,470,294	9,293,284	177,010	763,181	-	1,473,030	7,234,083	
1 老人福祉費	5,079,628	4,837,679	241,949	212,287	-	451,324	4,416,017	
2 老人措置費	2,224,892	2,169,772	55,120	-	-	398,093	1,826,799	
3 老人医療費	1,729,425	1,860,443	△131,018	550,894	-	431,971	746,560	
4 養護老人ホーム費	78,504	77,735	769	-	-	154,660	△76,156	
5 軽費老人ホーム費	357,845	347,655	10,190	-	-	36,982	320,863	

1 老人福祉費

老人福祉法の施行等に要する経費

(1) 在宅高齢者自立支援対策		4,576 千円
・利用料軽減措置	3,916 千円	
・がん末期在宅介護支援事業	660 千円	
(2) 高齢者のいきがづくり等在宅高齢者対策		343,672 千円
・老人クラブ育成援助・活性化推進等	103,824 千円	
・こうべ長寿祭・全国健康福祉祭	8,666 千円	
・はり・きゅう・マッサージ施術料助成	42,371 千円	
・シルバーカレッジ運営	159,330 千円	
・高齢者相互支援・社会参加支援等	29,481 千円	

(3) 介護保険制度の適正な実施	111,966 千円
・介護サービス適正実施	1,576 千円
・介護保険施設入所相談センターの運営	3,757 千円
・事業者指導・指定等	49,044 千円
・介護人材の確保・育成	57,589 千円
<u>(4) 認知症診断助成・事故救済制度の実施</u>	204,788 千円
<u>(5) 市民福祉振興等基金の造成</u>	252,089 千円
(6) 認知症介護研修等	48,918 千円
<u>(7) 認知症専門医療相談・認知症サロン</u>	35,000 千円
(8) 認知症疾患医療センターの運営	38,229 千円
(9) 在日外国人等福祉給付金	27,860 千円
(10) 敬老優待乗車制度の運営	3,708,349 千円
(11) 高齢者運転免許返納促進	5,000 千円
(12) 地域見守り活動の推進(あんしんすこやかルームの運営等)	184,022 千円
(13) 高齢者生活福祉センター運営費	6,496 千円
(14) 各区あんしんすこやか窓口の運営	15,874 千円
(15) 老人福祉法施行事務等	92,789 千円
<b>2 老人措置費</b>	
老人福祉法による養護老人ホームへの入所措置に要する経費	
(1) 養護老人ホーム措置費	2,204,186 千円
(2) 施設入所者養老福祉金	20,706 千円
<b>3 老人医療費</b>	
高齢期移行者・高齢重度障害者の医療費の助成に要する経費	1,729,425 千円
<b>4 養護老人ホーム費</b>	
養護老人ホーム和光園(定員80人)の管理運営に要する経費	78,504 千円
<b>5 軽費老人ホーム費</b>	
軽費老人ホームの管理運営に要する経費	
(1) ケアハウス和光園(定員50人)	43,472 千円
(2) 民間ケアハウス運営補助	314,373 千円

(項名) 人権啓発費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
4 民 生 費								
6 人 権 啓 発 費	27,415	26,634	781	7,166	-	3,092	17,157	
1 人 権 啓 発 費	27,415	26,634	781	7,166	-	3,092	17,157	

1 人権啓発費

人権教育及び人権啓発等に要する経費

(1) 市民啓発・職員研修	18,377 千円
(2) 自立促進・生活基盤確立	142 千円
(3) 住民組織育成・まちづくり支援	7,688 千円
(4) 財産管理・運営	140 千円
(5) 犯罪被害者等への支援	1,068 千円

(項名) 国民年金費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
4 民 生 費								
7 国 民 年 金 費	424,362	420,119	4,243	623,460	-	-	△199,098	
1 国 民 年 金 費	424,362	420,119	4,243	623,460	-	-	△199,098	

1 国民年金費

国民年金法等に基づく、法定受託事務に要する経費

(1) 国民年金事務費	376,412 千円
(2) 特別障害給付金事務費	23 千円
<u>(3) 年金生活者支援給付金事務費</u>	47,927 千円

(項名) 民生施設整備費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
4 民 生 費								
8 民 生 施 設 整 備 費	7,192,788	5,077,461	2,115,327	1,436,451	3,165,000	861,890	1,729,447	
2 老 人 福 祉 施 設 整 備 費	2,801,993	2,341,342	460,651	1,103,118	1,586,000	-	112,875	
3 其 他 民 生 施 設 整 備 費	3,030,288	2,033,863	996,425	-	924,000	605,599	1,500,689	
4 障 害 福 祉 施 設 整 備 費	1,360,507	702,256	658,251	333,333	655,000	256,291	115,883	

2 老人福祉施設整備費

老人福祉施設の整備等に要する経費

(1) 特別養護老人ホーム等整備	2,260,893 千円
(2) ケアハウス整備	252,000 千円
(3) 介護老人保健施設整備	23,000 千円
(4) 地域密着型施設開設準備経費等	137,600 千円
(5) 既存建物を活用した認知症高齢者グループホーム等整備	17,000 千円
(6) 定期巡回・随時対応型サービス事業所整備・開設準備経費等	111,500 千円

3 其他民生施設整備費

市立施設の整備等に要する経費

(1) こうべ市民福祉交流センター改修	128,498 千円
(2) 総合福祉ゾーン「しあわせの村」管理運営	681,360 千円
(3) 総合福祉ゾーン「しあわせの村」施設改修	502,000 千円
(4) 民間社会福祉施設整備融資等	621,924 千円
(5) 神戸リハビリテーション病院施設改修	58,107 千円
(6) その他市立施設老朽改修等	754,677 千円
(7) 先行取得地買戻し	156,063 千円
(8) 簡易宿泊所解体	127,659 千円

#### 4 障害福祉施設整備費

障害福祉施設の整備等に要する経費

(1) 障害者支援施設等整備	500,000 千円
(2) たまも園・もとやま園・おもいけ園土地代等	5,757 千円
(3) 障害者支援センター整備	53,537 千円
(4) 市街地における重症心身障害者(児)入所施設の整備	801,213 千円

第5款 衛生費  
(項名) 衛生総務費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
5 衛 生 費	23,181,511	25,543,348	△2,361,837	1,392,479	2,393,000	2,831,911	16,564,121	
1 衛 生 総 務 費	12,695,536	15,337,781	△2,642,245	16,948	2,212,000	472,501	9,994,087	
1 職 員 費	3,335,313	3,554,431	△219,118	-	-	-	3,335,313	
2 衛 生 総 務 費	1,477,795	1,551,882	△74,087	16,948	-	28,303	1,432,544	
3 市 民 病 院 費	7,882,428	10,231,468	△2,349,040	-	2,212,000	444,198	5,226,230	

1 職員費

保健福祉局所属職員のうち340人分の給料, 職員手当等の経費 3,335,313 千円

2 衛生総務費

地域医療, 救急医療等の医療供給体制の整備及び保健サービスの基盤整備に要する経費

- (1) 救急医療対策 509,224 千円
- (2) 救急安心センターの運営 107,543 千円
- (3) 神戸こども初期急病センターの運営 272,954 千円
- (4) こうべ市歯科センターの運営 85,909 千円
- (5) 看護師等確保支援対策 37,375 千円
- (6) 健康ライフプラザの運営 65,949 千円
- (7) 訪問看護ステーションの機能強化 15,000 千円
- (8) 老人保健施設整備資金融資 2,924 千円
- (9) その他一般事務費等 380,917 千円

3 市民病院費

地方独立行政法人神戸市民病院機構の運営に要する経費 7,882,428 千円



(項名) 公衆衛生費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
5 衛 生 費								
2 公 衆 衛 生 費	9,004,969	8,861,999	142,970	1,372,187	-	1,019,146	6,613,636	
2 保 健 予 防 費	3,879,823	3,815,510	64,313	95,110	-	7,802	3,776,911	
3 地 域 保 健 費	5,125,146	5,046,489	78,657	1,277,077	-	1,011,344	2,836,725	

2 保健予防費

感染症予防, 予防接種等に要する経費

(1) 感染症対策に要する経費	45,249 千円
・感染症予防等	19,454 千円
・エイズ対策	24,165 千円
・新型インフルエンザ対策	1,630 千円
(2) 予防接種に要する経費	3,834,574 千円
・予防接種	3,675,736 千円
(高年齢者インフルエンザ, 高齢者肺炎球菌, 幼児・児童インフルエンザ, 妊婦等風しん等)	
・健康被害対策	60,538 千円
・ <u>風しん対策の強化</u>	98,300 千円

3 地域保健費

保健所事業に要する経費及び地域保健対策の推進等に要する経費

(1) 保健所の専門的・技術的業務の推進に要する経費	110,027 千円
・保健所情報提供事業等	53,303 千円
・感染症発生動向調査	25,544 千円
・医務・薬務・献血・薬物等対策	18,908 千円
・結核感染防止対策等	11,007 千円
・公衆衛生人材育成	1,045 千円
・医療安全相談窓口業務	220 千円

(2) 健康増進事業に要する経費		1,568,842 千円
・健康管理・疾病予防	3,151 千円	
・健康教育・相談	15,147 千円	
・健康診査・検診等 (胃がん検診, 子宮頸がん検診, 肺がん検診, 乳がん検診, 大腸がん検診, 前立腺がん検診, 乳幼児健康診査, 後期高齢者・若年者等への健診等)	1,448,609 千円	
・肝炎ウイルス検査等	39,843 千円	
・アスベスト健康管理支援事業	35,801 千円	
・こうべ健康いきいきサポートシステム	26,291 千円	
(3) 生涯を通じた健康づくりに要する経費		97,952 千円
・ <u>市民PHRシステムの活用</u>	45,897 千円	
・健康創造都市KOBEの推進	29,634 千円	
・こうべ歩KING・歩QUEEN決定戦	1,224 千円	
・受動喫煙防止対策	11,138 千円	
・食育の推進	10,059 千円	
(4) 歯科口腔保健推進に要する経費		96,689 千円
・口腔保健支援センターの運営	6,728 千円	
・訪問歯科診療、口腔ケア事業	10,686 千円	
・口腔がん検診	10,183 千円	
・歯周疾患検診	46,106 千円	
・幼児フッ化物塗布	10,890 千円	
・歯科保健事業等	12,096 千円	
(5) 結核対策に要する経費		208,754 千円
・結核医療費公費負担	69,668 千円	
・結核健診	139,086 千円	
(6) 難病施策等に要する経費		2,247,909 千円
・難病医療	2,215,368 千円	
・ <u>難病専門相談(難病相談支援センター設置等)</u>	28,720 千円	
・臓器移植等	3,821 千円	
(7) 環境保健事業に要する経費		670,670 千円
・補償給付	637,339 千円	
・認定給付事務	22,434 千円	
・その他環境保健事業	10,897 千円	
(8) 保健所及び保健センターの管理運営等に要する経費		124,303 千円

(項名) 環境衛生費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
5 衛 生 費								
3 環 境 衛 生 費	1,481,006	1,343,568	137,438	3,344	181,000	1,340,264	△43,602	
1 環 境 衛 生 費	478,704	475,603	3,101	1,594	-	176,672	300,438	
2 環 境 保 健 研 究 所 費	291,555	238,829	52,726	1,750	50,000	96,684	143,121	
3 斎 園 費	710,747	629,136	81,611	-	131,000	1,066,908	△487,161	

1 環境衛生費

環境衛生, 食品衛生及び動物衛生に要する経費

(1) 環境衛生に要する経費(公衆浴場法, 旅館業法等)	208,697 千円
・公衆浴場, 理・美容所等の営業許可及び指導	26,409 千円
・一般公衆浴場の振興	35,958 千円
・ふれあい浴場推進事業	1,400 千円
・飲料水等の衛生対策	16,056 千円
・その他環境衛生対策	128,874 千円
(2) 食品衛生に要する経費(食品衛生法等)	116,591 千円
・飲食店等の営業許可及び監視指導等	27,139 千円
・食中毒対策	9,493 千円
・腸管出血性大腸菌感染症対策(O157対策)	4,026 千円
・中央卸売市場食品検査	32,777 千円
・食肉検査	38,751 千円
・牛海綿状脳症対策(BSE対策)	391 千円
・検査の信頼性確保対策(GLP対策)	3,580 千円
・食品環境汚染物質対策	434 千円

(3) 動物衛生に要する経費(狂犬病予防法等)		153,416 千円
・動物管理センターの運営	24,879 千円	
・飼犬登録及び狂犬病予防注射	78,374 千円	
・動物愛護推進事業	50,163 千円	

## 2 環境保健研究所費

行政上の科学的, 技術的な試験検査及び調査研究並びに各種検査に要する経費

(1) 検査及び庁舎管理費等		270,406 千円
(2) 調査研究		21,149 千円

## 3 斎園費

市立斎場・墓園の管理運営及び整備に要する経費

(1) 斎場の管理運営		150,641 千円
(2) 墓園の管理運営		340,511 千円
(3) 斎場の改修・整備		112,756 千円
(4) 墓園の改修・整備		106,839 千円

第13款 教育費  
(項名) 看護大学費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
13 教 育 費	913,302	1,080,267	△166,965	-	-	-	913,302	
9 看 護 大 学 費	913,302	1,080,267	△166,965	-	-	-	913,302	
1 運 営 費	913,302	320,004	593,298	-	-	-	913,302	
△ 教 職 員 費	-	760,263	△760,263	-	-	-	-	

1 運営費

公立大学法人神戸市看護大学の運営に要する経費

913,302 千円

## 第15款 諸 支 出 金

### (項名) 過年度支出

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 庫 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
15 諸 支 出 金	1,000,000	-	1,000,000	1,000,000	-	-	-	
2 過 年 度 支 出	1,000,000	-	1,000,000	1,000,000	-	-	-	
1 過 年 度 支 出	1,000,000	-	1,000,000	1,000,000	-	-	-	

#### 1 過年度支出

国庫支出金等返還金

1,000,000 千円

#### (4) 債務負担行為

(単位:千円)

事項名	期間	限度額	左の財源内訳				備考
			国県支出金	市債	その他	一般財源	
(1) 平成31年度民間施設整備資金貸付損失補償	平成31年度 ～ 平成61年度	150,000	-	-	-	150,000	
(2) こども急性疾患学部門 寄 附 講 座	平成31年度 ～ 平成35年度	240,000	-	-	-	240,000	
(3) 斎場予約システム	平成31年度 ～ 平成35年度	18,000	-	-	-	18,000	
(4) 平成31年度高齢者及び障害者 居室等改修資金貸付損失補償	平成31年度 ～ 平成41年度	4,000	-	-	-	4,000	
(5) 平成31年度住宅改修資金 貸付損失補償	平成31年度 ～ 平成41年度	2,000	-	-	-	2,000	
(6) 平成31年度誰にでもやさしい 空間づくり資金融資損失補償	平成31年度 ～ 平成41年度	150,000	-	-	-	150,000	
(7) 平成29年度指定管理 (総合福祉センター)	平成31年度 ～ 平成32年度	3,000	-	-	-	3,000	
(8) 平成30年度指定管理 (神戸こども初期急病センター)	平成31年度 ～ 平成34年度	8,000	-	-	-	8,000	
(9) 平成30年度指定管理 (こうべ市歯科センター)	平成31年度 ～ 平成34年度	36,000	-	-	-	36,000	





# 3 特 別 会 計



# 3 特 別 会 計

〔1〕国民健康保険事業費

(1) 歳入歳出予算一覽

(単位:千円)

歳		入	
款	項	金額	備考
1	国民健康保険収入	158,313,195	
	1 国民健康保険料	31,342,526	
	2 県支出金	112,012,616	
	3 繰入金	14,688,124	
	4 繰越金	1	
	5 諸収入	269,928	
歳	入 合 計	158,313,195	

(単位:千円)

歳		出	
款	項	金額	備考
1 国民健康保険費		158,313,195	
	1 事務費	2,821,931	
	2 保険給付費	108,771,546	
	3 国民健康保険 事業費納付金	45,394,880	
	4 保健事業費	1,028,315	
	5 諸支出金	266,523	
	6 予備費	30,000	
歳出	合計	158,313,195	

## (2) 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 国 民 健 康 保 險 収 入	158,313,195	157,522,962	790,233	
1 国 民 健 康 保 險 料	31,342,526	29,537,277	1,805,249	
1 保 險 料	31,342,526	29,537,277	1,805,249	
1 現 年 度 分	30,456,143	28,425,206	2,030,937	
2 滞 納 繰 越 分	886,383	1,112,071	△225,688	
2 県 支 出 金	112,012,616	113,021,580	△1,008,964	
1 補 助 金	112,012,616	113,021,580	△1,008,964	
1 国 民 健 康 保 險 費 補 助	-	155,008	△155,008	
2 保 險 給 付 費 等 交 付 金	112,012,616	112,866,572	△853,956	
3 繰 入 金	14,688,124	14,685,624	2,500	
1 一 般 会 計 繰 入 金	14,688,124	14,685,624	2,500	一般会計から保険基盤安定制度負担金及び所要額の繰入
4 繰 越 金	1	1	-	
1 繰 越 金	1	1	-	
5 諸 収 入	269,928	278,480	△8,552	
1 雑 収 入	269,928	278,480	△8,552	
1 給 付 費 返 還 金	260,263	260,263	-	不正・不当利得 第三者行為の返還金
2 一 部 負 担 金	9	9	-	一部負担金立替分
3 預 金 利 子	1	1	-	
4 其 他	9,655	18,207	△8,552	
歳 入 合 計	158,313,195	157,522,962	790,233	

### (3) 歳出予算の説明

#### 第1款 国民健康保険費 (項名) 事務費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
1 国民健康保険費	158,313,195	157,522,962	790,233	112,012,616	-	31,612,455	14,688,124	
1 事 務 費	2,821,931	2,848,545	△26,614	431,181	-	3,333	2,387,417	
1 職 員 費	1,557,366	1,675,813	△118,447	-	-	-	1,557,366	
2 事 務 費	894,940	897,798	△2,858	64,599	-	3,333	827,008	
3 収 納 特 別 対 策 費	149,937	134,928	15,009	147,566	-	-	2,371	
4 医 療 費 適 正 化 特 別 対 策 費	219,688	140,006	79,682	219,016	-	-	672	

#### 1 職員費

国民健康保険事業に従事する職員198人分の給料, 職員手当等の経費 1,557,366 千円

#### 2 事務費

国民健康保険事業の運営に要する経費 894,940 千円

#### 3 収納特別対策費

保険料収納対策に要する経費 149,937 千円

#### 4 医療費適正化特別対策費

医療費適正化対策に要する経費 219,688 千円

(項名) 保険給付費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
1 国民健康保険費								
2 保険給付費	108,771,546	109,146,395	△374,849	108,771,546	-	-	-	
1 給付費	108,771,546	109,146,395	△374,849	108,771,546	-	-	-	

1 給付費

保険給付に要する経費

- |                  |                |
|------------------|----------------|
| (1) 療養給付費等       | 107,956,587 千円 |
| (2) 出産育児一時金, 葬祭費 | 525,763 千円     |
| (3) 審査支払手数料      | 289,196 千円     |



(項名) 国民健康保険事業費納付金

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
1 国民健康保険費								
3 国民健康保険事業費納付金	45,394,880	44,064,452	1,330,428	2,423,373	-	30,739,318	12,232,189	
1 医療給付分納付金	31,974,702	31,341,878	632,824	2,423,373	-	20,105,977	9,445,352	
2 後期高齢者支援金等分納付金	9,679,941	9,370,027	309,914	-	-	7,544,186	2,135,755	
3 介護納付金分納付金	3,740,237	3,352,547	387,690	-	-	3,089,155	651,082	

1 医療給付分納付金

国民健康保険法に基づく都道府県への納付金のうち、医療給付費分 31,974,702 千円

2 後期高齢者支援金等分納付金

国民健康保険法に基づく都道府県への納付金のうち、後期高齢者支援金等分 9,679,941 千円

3 介護納付金分納付金

国民健康保険法に基づく都道府県への納付金のうち、介護納付金分 3,740,237 千円

(項名) 保健事業費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
1 国民健康保険費								
4 保健事業費	1,028,315	1,174,365	△146,050	386,516	-	641,799	-	
1 保健事業費	62,654	79,886	△17,232	18,000	-	44,654	-	
2 特定健診事業費	965,661	1,094,479	△128,818	368,516	-	597,145	-	

1 保健事業費

保健事業等に要する経費

62,654 千円

2 特定健診事業費

特定健康診査, 特定保健指導等に要する経費

965,661 千円

(項名) 諸支出金

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
1 国民健康保険費								
5 諸 支 出 金	266,523	259,205	7,318	-	-	228,005	38,518	
1 雑 出	266,523	259,205	7,318	-	-	228,005	38,518	

1 雑出

兵庫県国民健康保険団体連合会負担金及び過誤納保険料の返還金等

266,523 千円

(項名) 予備費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
1 国民健康保険費								
6 予 備 費	30,000	30,000	-	-	-	-	30,000	
1 予 備 費	30,000	30,000	-	-	-	-	30,000	

#### (4) 債務負担行為

(単位:千円)

事項名	期間	限度額	左の財源内訳				備考
			国県支出金	市債	その他	一般財源	
(1) 納入通知書等作成	平成31年度 ～ 平成32年度	79,000	-	-	-	79,000	



## 〔2〕介護保険事業費

### (1) 歳入歳出予算一覧

(単位:千円)

歳		入	
款	項	金額	備考
1	保 險 料	28,529,287	
	1 介 護 保 險 料	28,529,287	
2	国 庫 支 出 金	33,979,265	
	1 国 庫 負 担 金	23,330,107	
	2 国 庫 補 助 金	10,649,158	
3	県 支 出 金	20,075,146	
	1 県 負 担 金	18,571,033	
	2 県 補 助 金	1,504,113	
4	支 払 基 金 交 付 金	36,839,249	
	1 支 払 基 金 交 付 金	36,839,249	
5	繰 入 金	23,192,630	
	1 一 般 会 計 繰 入 金	22,191,575	
	2 基 金 繰 入 金	1,001,055	
6	諸 収 入	3,907	
	1 諸 収 入	3,907	
歳 入 合 計		142,619,484	

(単位:千円)

歳		出	
款	項	金額	備考
1 総務費		3,163,403	
	1 総務費	3,163,403	
2 保険給付費		128,927,592	
	1 保険給付費	128,927,592	
3 地域支援事業費		10,448,831	
	1 地域支援事業費	10,448,831	
4 基金積立金		665	
	1 基金積立金	665	
5 諸支出金		48,993	
	1 諸支出金	48,993	
6 予備費		30,000	
	1 予備費	30,000	
歳出合計		142,619,484	

## (2) 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 保 險 料	28,529,287	28,875,749	△346,462	
1 介 護 保 險 料	28,529,287	28,875,749	△346,462	
1 第 1 号 被 保 險 者 料	28,529,287	28,875,749	△346,462	
1 第 1 号 被 保 險 者 料	26,086,363	26,338,608	△252,245	
2 現 年 度 普 通 徴 収 料	2,442,924	2,537,141	△94,217	普通徴収対象者分
2 国 庫 支 出 金	33,979,265	31,667,306	2,311,959	
1 国 庫 負 担 金	23,330,107	21,772,330	1,557,777	
1 介 護 給 付 費 金	23,330,107	21,772,330	1,557,777	
1 介 護 給 付 費 金	23,330,107	21,772,330	1,557,777	負担率20/100又は15/100
2 国 庫 補 助 金	10,649,158	9,894,976	754,182	
1 調 整 交 付 金	8,006,098	7,285,179	720,919	
1 調 整 交 付 金	8,006,098	7,285,179	720,919	補助率5.87/100
2 地 域 支 援 事 業 交 付 金	2,635,479	2,602,448	33,031	
1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 交 付 金	1,414,205	1,428,817	△14,612	補助率20/100
2 一 般 介 護 予 防 事 業 交 付 金	87,307	70,439	16,868	補助率20/100
3 包 括 的 支 援 事 業 等 交 付 金	1,129,494	1,098,420	31,074	補助率38.5/100
4 そ の 他 諸 費 金	4,473	4,772	△299	補助率20/100
3 事 務 費 交 付 金	7,581	7,349	232	
1 事 務 費 交 付 金	7,581	7,349	232	定額補助, 補助率1/2
3 県 支 出 金	20,075,146	18,884,153	1,190,993	
1 県 負 担 金	18,571,033	17,394,934	1,176,099	
1 介 護 給 付 費 金	18,571,033	17,394,934	1,176,099	
1 介 護 給 付 費 金	18,571,033	17,394,934	1,176,099	負担率17.5/100又は12.5/100
2 県 補 助 金	1,504,113	1,489,219	14,894	
1 地 域 支 援 事 業 交 付 金	1,504,113	1,489,219	14,894	
1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 交 付 金	882,001	893,012	△11,011	補助率12.5/100
2 一 般 介 護 予 防 事 業 交 付 金	54,575	44,026	10,549	補助率12.5/100
3 包 括 的 支 援 事 業 等 交 付 金	564,741	549,199	15,542	補助率19.25/100
4 そ の 他 諸 費 金	2,796	2,982	△186	補助率12.5/100



(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
4 支 払 基 金 交 付 金	36,839,249	34,569,396	2,269,853	
1 支 払 基 金 交 付 金	36,839,249	34,569,396	2,269,853	
1 介 護 給 付 費 金	34,810,179	32,538,956	2,271,223	
1 介 護 給 付 費 金	34,810,179	32,538,956	2,271,223	交付率27/100 (第2号被保険者保険料相当)
2 地 域 支 援 事 業 交 付 金	2,029,070	2,030,440	△1,370	
1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 交 付 金	1,905,126	1,928,904	△23,778	交付率27/100 (第2号被保険者保険料相当)
2 一 般 介 護 予 防 事 業 交 付 金	117,905	95,094	22,811	交付率27/100 (第2号被保険者保険料相当)
3 そ の 他 諸 費 金	6,039	6,442	△403	交付率27/100 (第2号被保険者保険料相当)
5 繰 入 金	23,192,630	19,968,949	3,223,681	
1 一 般 会 計 繰 入 金	22,191,575	19,968,949	2,222,626	
1 介 護 給 付 費 金	16,115,824	15,064,333	1,051,491	
1 介 護 給 付 費 金	16,115,824	15,064,333	1,051,491	介護給付費の12.5/100
2 地 域 支 援 事 業 繰 入 金	1,504,200	1,489,207	14,993	
1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 繰 入 金	882,017	893,011	△10,994	事業費の12.5/100
2 一 般 介 護 予 防 事 業 繰 入 金	54,596	44,024	10,572	事業費の12.5/100
3 包 括 的 支 援 事 業 等 繰 入 金	564,789	549,190	15,599	事業費の19.25/100
4 そ の 他 諸 費 金	2,798	2,982	△184	事業費の12.5/100
3 低 所 得 者 保 険 料 金	1,388,971	389,092	999,879	
1 低 所 得 者 保 険 料 金	1,388,971	389,092	999,879	低所得者の保険料軽減に要する経費
4 そ の 他 一 般 会 計 繰 入 金	3,182,580	3,026,317	156,263	
1 そ の 他 一 般 会 計 繰 入 金	3,182,580	3,026,317	156,263	一般会計からの所要額の繰入
2 基 金 繰 入 金	1,001,055	-	1,001,055	
1 そ の 他 繰 入 金	1,001,055	-	1,001,055	
1 そ の 他 繰 入 金	1,001,055	-	1,001,055	介護給付費等準備基金からの所要額の繰入
6 諸 収 入	3,907	7,469	△3,562	
1 諸 収 入	3,907	7,469	△3,562	
1 雑 収 入	3,907	7,469	△3,562	
1 雑 収 入	1,659	5,927	△4,268	介護給付費等準備基金運用収入等
2 延 滞 金 等	2,248	1,542	706	
歳 入 合 計	142,619,484	133,973,022	8,646,462	

### (3) 歳出予算の説明

#### 第1款 総務費

##### (項名) 総務費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
1 総 務 費	3,163,403	3,007,628	155,775	7,581	-	3,242	3,152,580	
1 総 務 費	3,163,403	3,007,628	155,775	7,581	-	3,242	3,152,580	
1 職 員 費	947,638	958,606	△10,968	-	-	-	947,638	
2 総 務 管 理 費	527,852	580,974	△53,122	4,000	-	594	523,258	
3 徴 収 費	218,532	192,806	25,726	-	-	2,648	215,884	
4 介 護 認 定 審 査 会 費	1,469,381	1,275,242	194,139	3,581	-	-	1,465,800	

#### 1 職員費

介護保険事業に従事する職員108人分の給料, 職員手当等の経費 947,638 千円

#### 2 総務管理費

介護保険事業の運営に要する経費 527,852 千円

#### 3 徴収費

保険料徴収, 賦課及び資格管理等に要する経費 218,532 千円

#### 4 介護認定審査会費

介護認定審査会の運営に要する経費 1,469,381 千円

## 第2款 保険給付費

### (項名) 保険給付費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
2 保 險 給 付 費	128,927,592	120,515,113	8,412,479	49,469,130	-	61,953,667	17,504,795	
1 保 險 給 付 費	128,927,592	120,515,113	8,412,479	49,469,130	-	61,953,667	17,504,795	
1 介 護 サービス等諸費	115,612,326	107,951,506	7,660,820	44,360,447	-	55,554,806	15,697,073	
2 介 護 予 防 サービス等諸費	5,677,323	5,155,324	521,999	2,178,389	-	2,728,105	770,829	
3 高 額 介 護 サービス等費	3,722,330	3,575,511	146,819	1,428,258	-	1,788,679	505,393	
4 市 町 村 特 別 給 付 費	1,000	459	541	-	-	1,000	-	
5 特 定 入 所 者 介 護 サービス等費	3,792,715	3,715,479	77,236	1,455,264	-	1,822,502	514,949	
6 そ の 他 諸 費	121,898	116,834	5,064	46,772	-	58,575	16,551	

#### 1 介護サービス等諸費

要介護者のサービス給付等に要する経費

115,612,326 千円

#### 2 介護予防サービス等諸費

要支援者のサービス給付等に要する経費

5,677,323 千円

#### 3 高額介護サービス等費

高額介護サービス給付等に要する経費

3,722,330 千円

#### 4 市町村特別給付費

市町村特別給付に要する経費

1,000 千円

5 特定入所者介護サービス等費

介護保険施設入所者への補足給付に要する経費

3,792,715 千円

6 その他諸費

保険給付に係る審査支払手数料

121,898 千円

第3款 地域支援事業費

(項名) 地域支援事業費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
3 地域支援事業費	10,448,831	10,374,664	74,167	4,577,700	-	4,366,931	1,504,200	
1 地域支援事業費	10,448,831	10,374,664	74,167	4,577,700	-	4,366,931	1,504,200	
1 介護予防・生活支援サービス事業費	7,056,033	7,145,613	△89,580	2,707,393	-	3,466,623	882,017	
2 一般介護予防事業費	436,647	352,198	84,449	167,490	-	214,561	54,596	
3 包括的支援事業等費	2,933,782	2,852,994	80,788	1,694,235	-	674,758	564,789	
4 その他諸費	22,369	23,859	△1,490	8,582	-	10,989	2,798	

1 介護予防・生活支援サービス事業費

介護予防・生活支援サービス事業に要する経費

7,056,033 千円

2 一般介護予防事業費

一般介護予防事業に要する経費

436,647 千円

3 包括的支援事業等費

地域包括支援センター運営等に要する経費

2,933,782 千円

4 その他諸費

総合事業に係る審査支払手数料

22,369 千円

## 第4款 基金積立金

### (項名) 基金積立金

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
4 基 金 積 立 金	665	1,982	△1,317	-	-	665	-	
1 基 金 積 立 金	665	1,982	△1,317	-	-	665	-	
1 介 護 給 付 費 等 準 備 基 金 積 立 金	665	1,982	△1,317	-	-	665	-	

#### 1 介護給付費等準備基金積立金

介護給付費等準備基金への積立金

665 千円

## 第5款 諸支出金

### (項名) 諸支出金

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
5 諸 支 出 金	48,993	43,635	5,358	-	-	48,993	-	
1 諸 支 出 金	48,993	43,635	5,358	-	-	48,993	-	
1 諸 支 出 金	48,993	43,635	5,358	-	-	48,993	-	

#### 1 諸支出金

過誤納保険料の還付等に要する経費

48,993 千円

## 第6款 予備費

### (項名) 予備費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
6 予 備 費	30,000	30,000	-	-	-	-	30,000	
1 予 備 費	30,000	30,000	-	-	-	-	30,000	
1 予 備 費	30,000	30,000	-	-	-	-	30,000	

#### (4) 債務負担行為

(単位:千円)

事項名	期間	限度額	左の財源内訳				備考
			国県支出金	市債	その他	一般財源	
(1) 納入通知書等作成	平成31年度 ～ 平成32年度	78,000	-	-	-	78,000	

〔3〕後期高齢者医療事業費

(1) 歳入歳出予算一覧

(単位:千円)

歳		入	
款	項	金額	備考
1 後期高齢者 医療事業収入		39,368,508	
	1 後期高齢者 医療保険料	18,214,151	
	2 繰入金	21,102,918	
	3 繰越金	1	
	4 諸収入	51,438	
歳入	合計	39,368,508	



(単位:千円)

歳		出	
款	項	金額	備考
1 後期高齢者医療費		39,368,508	
	1 事務費	235,571	
	2 納付金	39,085,691	
	3 諸支出金	47,246	
歳出	合計	39,368,508	

## (2) 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 後期高齢者医療事業収入	39,368,508	37,912,282	1,456,226	
1 後期高齢者医療保険料	18,214,151	17,383,520	830,631	
1 現 年 度 分	18,093,044	17,272,372	820,672	
1 特 別 徴 収	10,855,826	10,363,423	492,403	
2 普 通 徴 収	7,237,218	6,908,949	328,269	
2 滞 納 繰 越 分	121,107	111,148	9,959	
1 普 通 徴 収	121,107	111,148	9,959	
2 繰 入 金	21,102,918	20,477,544	625,374	
1 一般会計繰入金	21,102,918	20,477,544	625,374	
1 一般会計繰入金	21,102,918	20,477,544	625,374	一般会計から保険基盤安定制度負担金及び所要額の繰入
3 繰 越 金	1	1	-	
1 繰 越 金	1	1	-	
1 繰 越 金	1	1	-	
4 諸 収 入	51,438	51,217	221	
1 雑 入	51,438	51,217	221	
1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	47,240	47,240	-	過誤納保険料の還付金等
2 延滞金及び過料	3,996	3,957	39	
3 返 納 金	1	1	-	
4 雑 入	201	19	182	
歳 入 合 計	39,368,508	37,912,282	1,456,226	

### (3) 歳出予算の説明

#### 第1款 後期高齢者医療事業費

##### (項名) 事務費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
1 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 費	39,368,508	37,912,282	1,456,226	-	-	18,265,590	21,102,918	
1 事 務 費	235,571	267,703	△32,132	-	-	201	235,370	
1 事 務 費	235,571	267,703	△32,132	-	-	201	235,370	

##### 1 事務費

後期高齢者医療事業実施にかかる事務費

235,571 千円

##### (項名) 納付金

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
1 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 費								
2 納 付 金	39,085,691	37,597,333	1,488,358	-	-	18,218,143	20,867,548	
1 納 付 金	39,085,691	37,597,333	1,488,358	-	-	18,218,143	20,867,548	

##### 1 納付金

高齢者の医療の確保に関する法律に基づく、広域連合への納付金

- |               |               |
|---------------|---------------|
| (1) 保険料負担金    | 18,218,143 千円 |
| (2) 療養給付費負担金  | 16,703,777 千円 |
| (3) 保険基盤安定負担金 | 3,789,068 千円  |
| (4) 共通経費負担金   | 374,703 千円    |

(項名) 諸支出金

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
1 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 費								
3 諸 支 出 金	47,246	47,246	-	-	-	47,246	-	
1 雑 出	47,246	47,246	-	-	-	47,246	-	

1 雑出

過誤納保険料の還付等に要する経費

47,246 千円

#### (4) 債務負担行為

(単位:千円)

事項名	期間	限度額	左の財源内訳				備考
			国県支出金	市債	その他	一般財源	
(1) 納入通知書等作成	平成31年度 ～ 平成32年度	3,000	-	-	-	3,000	



## 4 保険料率等の改定（案）





## (1) 国民健康保険の保険料算定方式の改定

### ●改定理由

平成30年度より都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、市町村ごとの「医療費水準（年齢構成の差異を調整）」・「所得水準」を考慮して国民健康保険事業費納付金を決定し、当該納付金を賄うために必要となる、市町村ごとの「標準保険料率」を算定・公表する。市町村は、都道府県が示す「標準保険料率」を参考に、条例に定める算定方式により保険料率を定める。

本市では、兵庫県国民健康保険運営方針に基づき、将来的な県内統一保険料に向けて、平成30年度より実施した、保険料の激変緩和措置を継続して、平成31年度は平成29年度算定方式による保険料からの増加額を30%（15%⇒30%）までに抑制することとする。

### ●改定内容

平成29年度算定方式の保険料からの増加額を30%までとする激変緩和措置を実施

### ●改定時期 平成31年4月1日から

#### (参考)

- ・平成31年度 国民健康保険料の賦課限度額（年額）
  - 医療分 61万円（前年度＋3万円）
  - 後期高齢者支援金分 19万円
  - 介護分 16万円
- ・法定軽減制度の拡充
  - 【2割軽減】33万円＋被保険者数×50万円⇒33万円＋被保険者数×51万円
  - 【5割軽減】33万円＋被保険者数×27.5万円⇒33万円＋被保険者数×28万円
- ・旧被扶養者に係る保険料軽減措置の適用期間
  - 均等割・平等割保険料：期間制限なし⇒国民健康保険の資格取得日から2年間

## (2) 介護保険の低所得者負担軽減にかかる保険料率の改定

### ●改定理由

公費による低所得者の保険料の軽減強化について、平成31年10月の消費税率10%への引き上げに合わせたさらなる軽減強化が予定されていることから、本市においても、介護保険条例改正により、保険料段階の第1～第3段階の被保険者の保険料率を引き下げる。

### ●改定内容

国が示す保険料率(※)の引下げ幅は、平成26年度を基準として32年度までに、保険料段階の第1段階で0.2(0.5→0.3)、第2段階で0.25(0.75→0.5)、第3段階で0.05(0.75→0.7)を超えない範囲内とされており、平成31年度については消費税率引き上げ時期を考慮し、32年度の2分の1の引下げ幅と示されている。

本市では、国の引下げ幅の上限を適用することとし、平成32年度の第1段階の保険料率を0.25に、第2段階を0.45に、第3段階を0.7に引き下げることにする。平成31年度については、32年度の2分の1の引下げ幅として、必要な条例改正を行う。

(※) 保険料基準額に対する割合

### ●改定時期 平成31年4月1日から

※公費による保険料軽減に係る政令公布後の本市条例施行日を定める規則施行により確定

### ●料率及び保険料(※1)

	対象者	項目	26年度	30年度	31年度(※2)	32年度
第1段階	年金収入等 80万円以下	料率	0.45	0.4 (▲0.05)	0.325 (▲0.125)	0.25 (▲0.2)
		月額保険料	2,340円	2,504円	2,034円	1,565円
		国基準料率	0.5	0.45	0.375	0.3
第2段階	同80万円超 120万円以下	料率	0.7	0.7	0.575 (▲0.125)	0.45 (▲0.25)
		月額保険料	3,640円	4,382円	3,599円	2,817円
		国基準料率	0.75	0.75	0.625	0.5
第3段階	同120万円超	料率	0.75	0.75	0.725 (▲0.025)	0.7 (▲0.05)
		月額保険料	3,900円	4,695円	4,538円	4,382円
		国基準料率	0.75	0.75	0.725	0.7

(※1) 第4段階以降は現行から改定なし

(※2) 平成31年度の保険料率の軽減割合は平成32年度の1/2の水準

# 5 議 案



第9号議案

神戸市看護大学条例を廃止する条例の件

神戸市看護大学条例を廃止する条例を次のように制定する。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市看護大学条例を廃止する条例

神戸市看護大学条例（平成7年12月条例第36号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公立大学法人神戸市看護大学の成立の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（看護教員予定者養成のための修学資金貸与条例の廃止）

- 2 神戸市看護教員予定者養成のための修学資金貸与条例（平成5年6月条例第14号）は、廃止する。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

- 3 神戸市職員の給与に関する条例（昭和26年3月条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号アを次のように改める。

ア 削除

別表第3アを次のように改める。

ア 削除

別表第5備考中「，大学の学長であつて」を削る。

別表第6第3号を次のように改める。

(3) 削除

（職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 前項の規定による改正前の神戸市職員の給与に関する条例（以下「旧給与条例」という。）の規定は、施行日前において旧給与条例第3条第1項第3号アに規定する教育職給料表(1)の適用を受けていた職員の施行日前の勤務に係る給与については、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

5 旧給与条例第3条第1項第3号ア，別表第3ア及び別表第6第3号の規定は，本市の職員として勤務する教授，准教授，講師，助教及び助手に関しては，なおその効力を有する。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

6 神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年1月条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第35号を次のように改める。

(35) 削除

第38条を次のように改める。

第38条 削除

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

7 前項の規定による改正前の神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「旧手当条例」という。）第3条第35号及び第38号の規定は，施行日前において同条に規定する業務に従事する職員であった者の施行日前の勤務に係る大学職員手当については，この条例の施行後も，なおその効力を有する。

8 旧手当条例第3条第35号及び第38号の規定は，本市の職員として勤務する教授，准教授，講師，助教及び助手に関しては，なおその効力を有する。

（手数料条例の一部改正）

9 神戸市手数料条例（平成12年3月条例第77号）の一部を次のように改正する。  
第2条第4号中「，高等専門学校及び大学」を「及び高等専門学校」に改める。

（学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正）

10 神戸市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和43年1月条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条中「大学の学校医等に関しては市長，その他の学校医等に関しては」を削る。

第25条中「，大学の学校医等に関しては規則で，その他の学校医等に関しては」を削る。

(学校の授業料等に関する条例の一部改正)

11 神戸市立学校の授業料等に関する条例(昭和25年12月条例第220号)の一部を次のように改正する。

第1条中「, 博士論文審査手数料」を削る。

第2条第1項中第1号を削り, 第2号を第1号とし, 第3号を第2号とし, 第4号を第3号とし, 同条第2項を削り, 同条第3項中第1号を削り, 第2号を第1号とし, 第3号を第2号とし, 第4号を第3号とし, 同項を同条第2項とし, 同条第4項中「, 博士論文審査手数料」を削り, 同項を同条第3項とする。

第4条第3項中「第2条第3項」を「第2条第2項」に改める。

第5条の2を削る。

第5条の3中「第2条第3項第2号及び第3号」を「第2条第2項第1号及び第2号」に, 「第2条第3項第2号の表授業料の項及び第3号」を「第2条第2項第1号の表授業料の項及び第2号」に, 「第5条の3」を「第5条の2」に改め, 同条を第5条の2とする。

第5条の4第1項中「第2条第3項第3号」を「第2条第2項第2号」に改め, 同条を第5条の3とする。

第6条の2中「看護大学において他の大学との間における相互の単位の互換に関する協定若しくは他の高等専門学校との間における授業科目等の履修に関する協定に基づき看護大学への入学を許可された特別聴講学生又は」を削る。

第7条第1項中「第2条第3項又は第4項」を「第2条第2項又は第3項」に改める。

第10条中「, 博士論文審査手数料」を削る。

第12条を削る。

(学校の授業料等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

12 施行日前の期間に係る神戸市看護大学の神戸市立学校の授業料等に関する条例第1条の授業料, 入学金等については, なお従前の例による。

理 由

神戸市看護大学を廃止するに当たり，条例を廃止する必要があるため。





(参考 1)

神戸市職員の給与に関

(現 行)

(給料表)

第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1), (2) 略

(3) 教育職給料表 (別表第3)

ア 教育職給料表(1)

イ～オ 略

(4), (5) 略

2～4 略

別表第3 教育職給料表 (第3条関係)

ア 教育職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	192,500	249,300	296,100	365,400
	2	194,700	251,600	299,600	367,600
	3	196,900	253,800	303,100	369,800
	4	199,000	256,000	306,600	372,000
	5	201,100	258,000	310,100	374,200
	6	203,400	260,100	312,300	376,400
	7	205,700	262,200	314,500	378,600
	8	208,000	264,300	316,700	380,800
	9	210,200	266,400	319,000	383,000
	10	212,600	268,300	320,900	385,500
	11	215,000	270,200	322,800	388,000
	12	217,300	272,100	324,700	390,500
	13	219,700	273,900	326,500	392,800
	14	222,200	276,200	328,900	395,400
	15	224,700	278,500	331,400	397,900
	16	227,200	280,800	333,800	400,500
17	229,800	283,200	336,100	402,800	

する条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(改 正 案)

ア 削除

ア 削除

18	232,300	285,500	338,600	405,500
19	234,800	287,800	341,000	408,100
20	237,300	290,100	343,400	410,600
21	239,500	292,500	345,700	412,800
22	241,700	295,000	347,900	415,200
23	243,900	297,500	350,200	417,800
24	246,100	300,000	352,400	420,400
25	248,200	302,500	354,700	422,900
26	250,200	304,800	356,900	425,400
27	252,200	307,100	359,100	427,900
28	254,200	309,300	361,300	430,500
29	256,100	311,600	363,500	433,000
30	258,200	313,800	365,600	435,500
31	260,100	316,000	367,600	438,000
32	262,000	318,200	369,800	440,600
33	263,800	320,400	371,900	443,100
34	265,700	322,700	373,800	445,600
35	267,600	324,900	375,700	448,100
36	269,500	327,200	377,600	450,600
37	271,500	329,200	379,600	453,000
38	273,800	331,400	381,500	455,600
39	276,000	333,600	383,300	458,100
40	278,200	335,700	385,200	460,600
41	280,300	337,700	387,000	462,800
42	282,700	339,900	388,900	465,200
43	284,900	342,100	390,900	467,700
44	287,100	344,200	392,800	470,100
45	289,400	346,200	394,300	472,600
46	291,600	348,300	396,100	475,100
47	293,900	350,400	397,900	477,600
48	296,200	352,500	399,700	480,100
49	298,500	354,400	401,600	482,400
50	300,200	356,400	403,400	484,900
51	301,900	358,200	405,300	487,400
52	303,500	360,200	407,200	489,800
53	305,000	362,200	408,800	492,200
54	306,600	364,200	410,500	494,600
55	308,100	366,200	412,200	497,000
56	309,600	368,200	414,000	499,400
57	311,100	370,000	415,800	501,700



58	312,500	372,000	417,400	504,000
59	313,900	373,900	419,100	506,300
60	315,300	375,900	420,700	508,700
61	316,700	377,800	422,200	510,900
62	318,200	379,600	423,800	513,000
63	319,700	381,400	425,400	515,100
64	321,200	383,200	426,800	517,200
65	322,300	384,600	428,100	519,400
66	323,700	386,300	429,500	521,300
67	325,200	388,000	431,000	523,300
68	326,700	389,700	432,400	525,300
69	327,800	391,400	433,700	527,000
70	329,200	392,800	435,100	528,300
71	330,500	394,100	436,500	529,700
72	331,900	395,500	437,900	531,100
73	333,200	396,800	438,900	532,400
74	334,600	398,200	440,300	533,500
75	336,000	399,600	441,700	534,600
76	337,400	400,900	443,100	535,800
77	338,500	402,000	444,100	536,900
78	339,800	403,000	445,200	538,100
79	341,100	403,900	446,300	539,200
80	342,400	404,900	447,500	540,100
81	343,700	405,900	448,800	540,700
82	345,000	406,800	449,700	541,700
83	346,300	407,600	450,700	542,600
84	347,500	408,500	451,600	543,500
85	348,600	409,100	452,600	544,300
86	349,900	409,900	453,300	545,200
87	351,200	410,700	454,000	546,100
88	352,400	411,500	454,800	547,000
89	353,500	412,100	455,600	547,900
90	354,800	412,900		548,900
91	356,100	413,700		549,800
92	357,300	414,500		550,700
93	358,400	415,100		551,500
94	359,000	415,900		552,300
95	359,500	416,700		553,000
96	360,100	417,300		553,800
97	360,700	418,000		554,600



98				555,400	
99				556,200	
100				556,900	
101				557,600	
102				558,300	
103				559,000	
104				559,700	
105				560,300	
106				560,900	
107				561,500	
108				562,100	
109				562,500	
110				563,600	
111				564,700	
112				565,800	
113				566,900	
114				568,100	
115				569,200	
116				570,300	
117				571,300	
118				572,500	
119				573,600	
120				574,700	
121				575,700	
再任用職員		272,500	292,900	329,600	401,500

備考 この表は、大学に勤務する教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ～オ 略

別表第5 指定職給料表（第3条関係）

略	略
---	---

備考 この表は、大学の学長であつて、人事委員会規則の定めがあるものに限り、適用する。

別表第6 級別基準職務表（第3条関係）

(1), (2) 略



---

---

(3) 教育職給料表(1)級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	大学の助教又は助手の職務
2 級	大学の講師の職務
3 級	大学の准教授の職務
4 級	大学の教授の職務

(4)～(9) 略

(3) 削除

---

(参考 2)

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(特殊勤務手当の種類)

第3条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

(1)～(34) 略

(35) 大学職員手当

(35) 削除

(36) 略

(大学職員手当)

第38条 大学職員手当は、次の各号に掲げる業務に従事する職員に対して支給し、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

第38条 削除

(1) 保健福祉局看護大学に勤務する大学の教員(教授、准教授、常勤講師、助教又は助手をいう。以下同じ。)が兼任して行う副学長、学生部長又は図書館長の職務 月額89,000円を超えない範囲内において規則で定める額

(2) 保健福祉局看護大学に勤務する教員で大学院に置かれる看護学研究科の担当を命じられたものが行う看護学研究科における授業、研究又は指導の業務 月額48,650円を超えない範囲内において規則で定める額

(参考 3)

神戸市手数料条例 ぬきがき

(      は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(手数料)

第2条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(3) 略

(4) 修学又は学業成績に関する証明（高等学校、高等専門学校及び大学に限る。）

及び高等専門学校

1 件につき 300円

(5)～(158) 略

(参考 4)

神戸市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は，改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(実施機関)

第2条 この条例で「実施機関」とは，大学の  
学校医等については市長，その他の学校医等  
については教育委員会をいう。

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(規則への委任)

第25条 この条例の実施に関し必要な事項は，大学  
の学校医等については規則で，その他の  
学校医等については，教育委員会規則で定め  
る。

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_



(参考 5)

神戸市立学校の授業料等

(現 行)

第1条 神戸市立学校の授業料，聴講料，研究料及び保育料並びに入学選抜料，博士論文審査手数料及び入学金（以下「授業料，入学金等」という。）に関しては，この条例の定めるところによる。

第2条 授業料，入学金等の額は，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定めるとおりとする。

(1) 看護大学

種別		学部等の別		備考	
		看護学部	大学院		
授業料	学生	535,800円	535,800円	年額とする。	
	科目等履修生及び特別聴講学生	267,900円以下	267,900円以下	1学期分とする。	
	研究生（外国人研究生を除く。以下この表において同じ。）	—	29,700円	月額とする。	
	外国人研究生	—	8,200円	月額とする。	
	入学金	17,000円	26,000円		
選抜料	科目等履修生及び特別聴講学生	8,000円	9,800円		
	研究生	—	9,800円		
	博士論文審査手数料	—	57,000円		
入学金	学生	本市住民及びその子弟	282,000円	297,000円	「本市住民」とは，入学の日の1年前から引き続き本市に住所を有する者をいう。「その子弟」とは，本市住民の配偶者又は2親等内の親族をい
		その他の者	423,000円	423,000円	
	科目等履修生及び特別聴講	本市住民及びその子弟	28,200円	29,700円	
		その他の者	42,300円	42,300円	



に関する条例 ぬきがき

( \_\_\_\_\_ は，改正部分を示す。)

( 改 正 案 )

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

学生				う。
研究生		—	84,600円	

(2) 略

(3) 略

(4) 略

2 看護大学大学院に在学する者のうち、その修業年限を超えて一定の年限にわたり計画的に課程を修了することを認められたもの(以下「長期履修学生」という。)に係る授業料の年額は、前項第1号の規定にかかわらず、当該在学を認められた年限(以下「長期在学期間」という。)に限り、同号の表に規定する授業料の年額に修業年限の年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除して得た額(この額に10円未満の端数がある場合においては、これを10円に切り上げた額)とする。

3 授業料、聴講料、研究料及び保育料は、次の区分によつて納付しなければならない。

(1) 看護大学

種別		学期別	納付すべき額	納付期限
授業料	学生	前期	年額の2分の1に相当する額	4月末日
		後期	年額の2分の1に相当する額	10月末日
	科目等履修生及び特別聴講学生	納付期限は、前期分は5月末日までとし、後期分は10月末日までとする。		
	研究生	前期	月額授業料に在学月数を乗じて得た額	5月末日
後期		月額授業料に在学月数を乗じて得た額	10月末日	

(2) 略

(3) 略

(4) 略

4 入学選抜料、博士論文審査手数料及び入学金は、教育委員会規則で定める納付期限までに納付しなければならない。

第4条 略

2 略

3 第1項の者の次の期からの授業料又は保育料の納付額は、第2条第3項の定めるところによる。

---

(1)

(2)

(3)

---

---

---

---

---

---

---

2

---

(1)

(2)

(3)

3

---

第 2 条 第 2 项

第5条の2 市長は、長期履修学生が長期在学期間の短縮を認められる場合には、第2条第1項第1号及び第3項第1号の規定にかかわらず、当該短縮後の年限に応じて同条第2項の規定により算出した授業料の年額（当該短縮後の年限が修業年限であるときにあつては、同条第1項第1号の表に規定する授業料の年額）に当該短縮が認められる時点における当該長期履修学生の在学している期間の年数（その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り上げた年数）を乗じて得た額から、当該長期履修学生が入学してから当該短縮が認められる日の属する学年が終了するまでの期間に当該長期履修学生がこの条例により納付すべき授業料の総額を控除した額を、当該長期履修学生から徴収するものとする。

第5条の3 高等専門学校及び高等学校において就学支援金（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第1項に規定する就学支援金をいう。）の支給を受ける受給権者（同法第5条第1項に規定する受給権者をいう。）についての第2条第3項第2号及び第3号、第4条第1項及び第5条第1項の規定の適用については、第2条第3項第2号の表授業料の項及び第3号中「年額」とあるのは「年額から当該年額に対応して支給される第5条の3に規定する就学支援金の額を控除した額」と、第4条第1項及び第5条第1項中「得た額」とあるのは「得た額から当該期間に対応して支給される第5条の3に規定する就学支援金の額を控除した額」とする。

第5条の4 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条の規定に基づき高等学校における就学について就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請した者は、その申請が本市に到達した日からその申請に対する処分がなされるまでの間は、第2条第3項第3号の規定にかかわらず、授業料の納付を猶予されるものとする。ただし、当該認定を受けることができないことが明らかである場合は、この限りでない。

## 2 略

第6条の2 看護大学において他の大学との間における相互の単位の互換に関する協定若しくは他の高等専門学校との間における授業科目等の履修に関する協定に基づき看護大学への入学を許可された特別聴講学生又は高等専門学校において他の大学との間における授業科目等の履修に関する協定に基づき高等専門学校への入学を許可された科目等履修生については、授業料、入学選抜料及び入学金は、徴収しない。

第7条 教育委員会は、特にやむを得ない理由により、第2条第3項又は第4項に規定する納付期限までに授業料、聴講料、研究料若しくは保育料若しくは入学選抜料若しくは入学金（以下「授業料等」という。）を納付することが困難であると認める者についてはその納付を猶予し、又は授業料、聴講料、研究料若しくは保育料を納付することが困難であると認める者については月割額で分納させることができる。

---

---

---

---

---

---

---

---

第 5 条 の 2

第 2 項 第 1 号 及び 第 2 号

条 第 2 項 第 1 号 の 表 授 業 料 の 項 及 び 第 2 号

第 5 条 の 2

5 条 の 2

第 5 条 の 3

第 2 条 第 2 項 第 2 号

---

---

---

第 2 条

第 2

第

第 2 条 第 2 項 又は 第 3 項

2 略

第10条 既納の入学選抜料、博士論文審査手数料又は入学金は、還付しない。ただし、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第12条 この条例中「教育委員会」及び「教育委員会規則」とあるのは、看護大学については、「市長」及び「規則」と読み替えるものとする。

---

---

---

第10号議案

公立大学法人神戸市看護大学に係る定款の一部変更，徴収料金の上限の認可及び中期目標の策定の件

次のとおり，公立大学法人神戸市看護大学定款の一部を変更し，公立大学法人神戸市看護大学が徴収する料金の上限の認可を行い，及び公立大学法人神戸市看護大学中期目標を定める。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造



第1 公立大学法人神戸市看護大学定款の一部を次のように変更する。

別表第1号の表中「78,147.62」を「78,148.91」に改める。

別表第2号の表守衛室・管理室の項中「9」を「10.00」に改め、別表第2号の表中

「

自転車置場	神戸市西区学園西町 3丁目4番地	鉄骨造亜鉛メッキ 鋼板平家建て	44
-------	---------------------	--------------------	----

を

「

自転車置場 (東)	神戸市西区学園西町 3丁目4番地	鉄骨造亜鉛メッキ 鋼板平家建て	44.10
自転車置場 (西)	神戸市西区学園西町 3丁目4番地	鉄骨造亜鉛メッキ 鋼板平家建て	41.62

に

改める。

附 則

変更後の定款は、公立大学法人神戸市看護大学の成立の日から施行する。

第2 公立大学法人神戸市看護大学が徴収する料金の上限を次のように定めることについて、公立大学法人神戸市看護大学が成立した場合には、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第23条第1項の規定により認可する。

1 授業料，入学選抜料及び入学金

種別		学部等の別		看護学部	大学院	備考
		看護学部	大学院			
授業料	学生			642,960円	642,960円	年額とする。
	科目等履修生及び特別聴講学生			321,480円	321,480円	1学期分とする。
	研究生（外国人研究生を除く。以下この表において同じ。）			—	35,640円	月額とする。
	外国人研究生			—	9,840円	月額とする。
入学選抜料	学生			20,400円	31,200円	
	科目等履修生及び特別聴講学生			9,600円	11,760円	
	研究生			—	11,760円	
入学金	学生	神戸市民等		338,400円	356,400円	「神戸市民等」とは、入学の日の1年前から引き続き神戸市に住所を有する者又はその配偶者若しくは2親等内の親族をいう。
		その他の者		507,600円	507,600円	
	科目等履修生及び特別聴講学生	神戸市民等		33,840円	35,640円	
		その他の者		50,760円	50,760円	

研究生	—	101,520円
-----	---	----------

## 2 手数料

- (1) 修学又は学業成績に関する証明 1件につき 300円
- (2) 文書の受理に関する証明 1件につき 300円
- (3) 前2号に定めのない事項の証明 1件につき 300円

第3 公立大学法人神戸市看護大学の中期目標を次のように定める。

公立大学法人神戸市看護大学中期目標

目次

前文

第1 中期目標の期間

第2 社会的ニーズに対応した幅広く高い能力を持つ、看護人材の育成

1 学部教育

2 大学院教育

3 学生への支援

第3 学術研究，地域貢献活動，国際交流の推進等による，大学ブランドの確立

1 地域課題の解決や健康創造都市戦略等を担う，学術研究の推進

2 市民との連携・交流による，地域の保健医療への貢献の推進

3 グローバルな視点を培う，国際交流の推進

第4 業務運営及び財務内容の改善

1 効率的で機動的な組織運営体制を構築し，地域の発展に貢献する大学へ

2 優れた教職員を確保・育成し，特性を生かす，人事・組織制度の構築

3 自立した看護基礎教育に必要な施設，設備など，教育環境の整備・充実

4 自己点検・評価による質の改善，情報公開による透明性の確保

5 心身の健康と安全の確保，危機管理体制の整備，ハラスメント行為の防止

6 多様な自己収入の確保・充実と経費の適正化

附則

「新たな社会的ニーズに対応する人材育成と教育研究の拠点づくり」

神戸市看護大学は、「いのちの大切さ」を改めて学んだ阪神・淡路大震災の翌年の1996年4月に神戸市の保健・医療・福祉に貢献できる看護専門職者の育

成を使命として開学し、以後23年間にわたり、高い倫理観を備え、実践力のある看護職者や教育研究者、看護管理者を輩出してきた。

現在、少子高齢社会の急速な進展、医療と介護の連携による地域包括ケアの推進、在宅医療需要の増加、医療技術の高度化、さらに18歳人口の減少による大学間競争の激化など、保健・医療・福祉を取り巻く状況や大学をめぐる環境は、大きく、しかも急速に変化している。2025年には団塊の世代が全て後期高齢者となり、そして2042年には高齢者人口がピークを迎え、認知症等の高齢者の増加が予測される中で、変革の時となるこれからの時代、看護大学には多様化・複雑化する社会のニーズに対応しうる看護人材の育成と、それを実現するための質の高い教育研究の実施が求められている。

また、阪神・淡路大震災からの創造的復興事業として、構想開始から20年を迎える神戸医療産業都市の取組みにおいても、市民の健康・福祉の向上を目指し、役割を果たしていく必要がある。

公立大学法人神戸市看護大学は、保健・医療・福祉の教育研究拠点として、豊かな教養と看護の専門性を備えた実践力のある看護人材の育成のみならず、質の高い教育研究活動に取り組み、人的資源や教育研究成果を絶えず市民に還元するとともに、産学官の連携による地域貢献活動を展開することを通じて、学術の発展と市民の健康と生活の質の向上に寄与する。

以上を新たな使命として実践し、果たしていくため、ここに公立大学法人神戸市看護大学（以下「法人」という。）の中期目標を策定する。

## 第1 中期目標の期間

2019年4月1日から2025年3月31日

中期目標の期間内であっても、社会状況、時代の要請を踏まえた中期目標の検証を行う。

## 第2 社会的ニーズに対応した幅広く高い能力を持つ、看護人材の育成

### 1 入学者選抜及び学部教育

多様化・複雑化する社会のニーズに対応しうる学生の確保に努めるとともに、専門教育と教養教育の連携により、広い視野と豊かな感性、科学的な思考を身につけ、人間の存在や経験の意味を洞察する能力、生命の尊厳

と人権を尊重する倫理的態度，異文化や様々な価値観を理解・尊重し，能動的に他者との関係を築くことができる能力及び主体的に学ぶ力を育成する。

また，神戸市民病院群等との連携のもと，地域包括ケアシステム及び急性期医療から在宅医療，高度・専門医療等に対応した幅広い教育を行うことにより，個別性のある看護を実践するとともに，患者・利用者の意思を尊重して，保健・医療・福祉従事者等と連携・協働できる能力を育成する。

## 2 大学院教育

博士前期課程では，高度な専門知識や技術，倫理観等の修得を可能とするカリキュラムを編成し，医療現場や地域社会における諸課題に対して実践的に解決する能力を育成する。

博士後期課程では，看護学の理論的基盤構築や看護実践の質向上を目指した研究を自立して行うことができる能力を育成する。

また，国際的視野に立って地域社会や看護学の発展に貢献しうる研究を推進し，専門性の高い看護実践を行うことができる能力を有する専門看護師などの看護専門職者，看護管理者，教育者，研究者を育成する。

## 3 学生への支援

学生が学修に専念し充実した学生生活を送ることができるよう環境を整え，学修面，生活面，健康面，経済面等の支援を充実・強化する。

また，学生が主体的に進路を決定し，キャリア形成を行えるよう就職支援の体制の充実を図るとともに，市内就職を促進していく。さらに，卒業生及び修了生に対しても，生涯にわたりキャリア支援を行う。

## 第3 学術研究，地域貢献活動，国際交流の推進等による，大学ブランドの確立

学術研究の成果，地域の保健医療への貢献，国際交流の推進，神戸市民病院群等での実習教育などを大学ブランドとして確立するとともに，神戸市看護大学の強みとして効果的に情報発信していく。

### 1 地域課題の解決や健康創造都市戦略等を担う，学術研究の推進

看護学をはじめとする各学問分野の発展に寄与する研究に取り組むとと

もに、地域社会における保健・医療・福祉分野のさまざまな課題解決に資する研究に取り組み、国内外に向けて研究成果を発信し、各分野の学術的発展に貢献する。

また、神戸市の高等教育機関として、産官学連携の強化を図り、神戸市の抱える様々な政策課題に対して、調査・研究や情報発信、政策提言等により、神戸医療産業都市の成果を踏まえながら、健康寿命の延伸、健康格差の縮小を目指す健康創造都市戦略の一翼を担い、市や神戸市民病院群と連携して保健・医療・福祉施策の充実に寄与する。

このため、社会の急激な変化に対応できるよう、更なる外部資金獲得及び将来の大学院の重点化を見据えた人材の確保を目指して、研究環境及び研究組織を充実させるための制度やその支援体制構築を推進する。

## 2 市民との連携・交流による、地域の保健医療への貢献の推進

保健・医療・福祉に関する地域課題の解決に向けて、神戸医療産業都市進出企業をはじめとする企業、市民、市内の大学、神戸市民病院群をはじめとする医療機関、福祉施設等と連携した教育研究活動、地域貢献活動を推進するとともに、その成果を積極的に市民へ還元する。

市民に信頼され、貢献できる大学として、COC事業（地（知）の拠点整備事業）等の成果を生かしながら、公開講座等の実施、大学施設の開放等を行うことにより、市民の生涯学習に寄与するとともに、市民との交流を促進する。

また、地域に看護人材を供給するために、看護職者の就業継続支援や復職支援、新たな学びのニーズに対応したリカレント教育を充実させ、看護職者の生涯学習の拠点としての役割を果たす。

## 3 グローバルな視点を培う、国際交流の推進

神戸市外国語大学をはじめとする市内大学と連携し、国際都市神戸にある大学として、外国人教員の確保や、海外からの留学生の受け入れを推進するとともに、国際化が進む保健・医療・福祉分野において、医療介護分野等で働く外国人のキャリア開発を支援する。また、多様な価値観や文化的背景、生活習慣等に配慮できる国際的な感覚を有した人材が求められてい

ることから、異文化への理解やグローバルな視点と感覚を培うため、海外研修による異文化体験や地域で暮らす在日外国人との交流、外国の大学との国際交流を推進する。

#### 第4 業務運営及び財務内容の改善

- 1 効率的で機動的な組織運営体制を構築し、地域の発展に貢献する大学へ理事長及び学長のリーダーシップの下に、時代の変化や新たな社会的ニーズに対応できるよう、効率的で機動的な組織運営体制を構築するとともに、学外から登用する役員や委員の意見を積極的に取り入れ、開かれた大学運営を推進する。

また、少子高齢社会の進展に伴う疾病構造の変化に対応し、地域における保健・医療・福祉の発展に貢献できる大学として役割を果たしていけるよう、教育研究組織の拡充等の不断の見直しを行う。

- 2 優れた教職員を確保・育成し、特性を生かす、人事・組織制度の構築

教育・研究等の質の向上及び法人の円滑な運営を図るため、多様な人材の確保と教職員の能力向上に取り組むとともに、神戸研究学園都市の立地を生かしながら、近隣大学との単位互換制度など教育連携を進めるとともに、専門性に応じて客員教授など外部人材の活用を図り、効率的かつ合理的な大学運営を行う。

また、教職員の職務の特性に見合った柔軟で弾力的な人事制度を構築するとともに、教職員の意欲向上や教育研究の質向上を図るため、適切な人事評価システムを構築する。

- 3 自立した看護基礎教育に必要な施設、設備など、教育環境の整備・充実良好な教育研究環境を確保するため、中長期的な展望に立ち、計画的に施設・設備の整備を行う。

また、学生のアクティブラーニングを支援し効果的な教育を実施するため、シミュレーション教育やICTの活用により、地域包括ケアシステム、急性期医療から在宅医療、高度・専門医療等を支える自立した看護職者の基礎教育に必要な教育環境を整える。

- 4 自己点検・評価による質の改善、情報公開による透明性の確保



(1) 自己点検・評価及び外部評価

教育・研究等の質を向上し、大学の教育理念・教育目標を達成するため、教育研究活動及び業務運営等に関する、毎年の自己点検・評価及び評価委員会や認証評価機関による外部評価（大学機関別認証評価・分野別評価）の結果を公表し、教育研究活動及び業務運営の改善に活用する。

(2) 情報公開及び情報管理

法人運営の透明性を確保し、説明責任を果たすため、教育研究活動及び大学の運営状況等について積極的に情報を公開する。

また、法人や大学が取り扱う情報資産及び個人情報の保護・管理を適正に行う。

5 心身の健康と安全の確保、危機管理体制の整備、ハラスメント行為の防止

学生及び教職員の心身の健康を確保するとともに、事故、犯罪、災害等の発生を未然に防止することに努め、安全対策に万全を期す。また、事故等が発生した場合に迅速に対応できるよう危機管理体制を整備する。

さらに、教職員及び学生の人権意識の向上を図り、各種ハラスメント行為の発生の未然防止を図る。

6 多様な自己収入の確保・充実と経費の適正化

科学研究費補助金等の競争的資金や共同研究・受託研究資金及び寄附金等の外部資金の獲得に積極的に取り組む。

また、大学経営の観点や社会情勢も勘案しつつ、市内の受験生を優遇する方策や、学生の市内就職を促進する方策について検討するとともに、公開講座受講料等の受益者負担については、適正な収入を確保するほか、大学施設の外部貸付けや地域への開放等により多様な収入の確保に取り組む。

さらに、教育・研究等の水準の維持・向上に配慮しつつ、教職員のコスト意識を高めるとともに、ICT技術や外部委託の活用などにより業務改善を継続的に行い、経費の適正化に努める。

附 則

この中期目標は、公立大学法人神戸市看護大学の成立の日から施行する。

#### 理 由

定款の変更については地方独立行政法人法第8条第2項の規定により、料金の上限の認可については同法第23条第2項の規定により、中期目標の策定については同法第25条第3項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

(参考 1)

公立大学法人神戸市看護大学定款 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

別表 (第27条関係)

(1) 土地

地番	地目	地積 (平方メートル)
略	略	<u>78,147.62</u>

		<u>78,148.91</u>

(2) 建物

名称	所在地	構造	延べ床面積 (平方メートル)
略	略	略	略
守衛室・管理室	略	略	<u>9</u>
自転車置場	略	略	<u>44</u>
略	略	略	略

			<u>10.00</u>
自転車置場 (東)			<u>44.10</u>
自転車置場 (西)	神戸市 西区学 園西町 3丁目 4番地	鉄骨造 亜鉛メ ッキ鋼 板平家 建て	<u>41.62</u>

(参考 2)

地方独立行政法人法 ぬきがき

(定款)

第8条 地方独立行政法人の定款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。

(1)～(8) 略

(9) 資本金、出資及び資産に関する事項

(10), (11) 略

2 定款の変更は、設立団体（設立団体の数を増加させる場合における定款の変更にあつては、設立団体及び加入設立団体（新たに設立団体となる地方公共団体をいう。以下同じ。））の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3, 4 略

(料金)

第23条 地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

(中期目標)

第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

(1) 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）

(2) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(3) 業務運営の改善及び効率化に関する事項

(4) 財務内容の改善に関する事項

(5) その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

## 第11号議案

公立大学法人神戸市看護大学への職員の引継ぎに関する条例の件

公立大学法人神戸市看護大学への職員の引継ぎに関する条例を次のように制定する。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

公立大学法人神戸市看護大学への職員の引継ぎに関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第59条第2項の規定に基づき、公立大学法人神戸市看護大学(以下「法人」という。)の成立の日にその職員となるべき本市の職員に係る内部組織を定めるものとする。

(職員の引継ぎ)

第2条 法第59条第2項に規定する条例で定める本市の内部組織は、神戸市看護大学条例を廃止する条例(平成31年 月条例第 号)による廃止前の神戸市看護大学条例(平成7年12月条例第36号)第1条に規定する神戸市看護大学とする。

附 則

この条例は、法人の成立の日から施行する。

理 由

公立大学法人神戸市看護大学への職員の引継ぎに係る本市の内部組織を定めるに当たり、条例を制定する必要があるため。

(参 考)

地方独立行政法人法 ぬきがき

(職員の引継ぎ等)

第59条 略

2 移行型一般地方独立行政法人（一般地方独立行政法人であってその成立の日の前日において現に設立団体が行っている業務に相当する業務を当該一般地方独立行政法人の成立の日以後行うものをいう。以下この章において同じ。）の成立の際、現に設立団体の内部組織で当該移行型一般地方独立行政法人の業務に相当する業務を行うもののうち当該設立団体の条例で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、当該移行型一般地方独立行政法人の成立の日において、当該移行型一般地方独立行政法人の職員となるものとする。

## 第12号議案

神戸市が設立する地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例の件  
神戸市が設立する地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例を次のよう  
に制定する。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市が設立する地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第6条第4項及び第44条第1項の規定に基づき、次に掲げる法人（以下「法人」という。）の重要な財産に関し必要な事項を定める。

- (1) 公立大学法人神戸市外国語大学
- (2) 地方独立行政法人神戸市民病院機構
- (3) 公立大学法人神戸市看護大学

（不要となった場合に法第42条の2の規定により処分することを要する重要な財産）

第2条 法第6条第4項の条例で定める重要な財産は、法人の保有する財産であって、法第42条の2第1項又は第2項の認可に係る申請の日における帳簿価額が8,000万円以上の不動産（土地にあっては、1件1万平方メートル以上のもの（信託に供するものを除く。）に限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

（譲渡等に認可を要する重要な財産）

第3条 法第44条第1項の条例で定める重要な財産は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供する場合にあっては、その適正な見積価額）8,000万円以上の不動産（土地にあっては、1件1万平方メートル以上のもの（信託に供するものを除く。）に限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公立大学法人神戸市看護大学の成立の日から施行する。  
(地方独立行政法人神戸市民病院機構に係る重要な財産を定める条例及び公立大学法人神戸市外国語大学に係る重要な財産を定める条例の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
  - (1) 公立大学法人神戸市外国語大学に係る重要な財産を定める条例（平成19年3月条例第58号）
  - (2) 地方独立行政法人神戸市民病院機構に係る重要な財産を定める条例（平成21年3月条例第57号）

#### 理 由

神戸市が設立する地方独立行政法人に係る地方独立行政法人法第6条第4項及び第44条第1項の重要な財産を定めるに当たり、条例を制定する必要があるため。



(参 考)

地方独立行政法人法 ぬきがき

(財産的基礎)

第6条 略

2, 3 略

4 地方独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であつて条例で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなつたと認められる場合において、当該財産が地方公共団体からの出資又は設立団体からの支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るものであるときは、第42条の2の規定により、当該財産（以下「出資等に係る不要財産」という。）を処分しなければならない。

5, 6 略

(財産の処分等の制限)

第44条 地方独立行政法人は、条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。ただし、第42条の2の規定により当該財産を処分するときは、この限りでない。

2 略

第13号議案

地方独立行政法人神戸市民病院機構定款の一部の変更の件  
地方独立行政法人神戸市民病院機構定款の一部を次のように変更する。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

地方独立行政法人神戸市民病院機構定款の一部を次のように変更する。

第12条第2項中「及び監事」を削り、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 監事の任期は、任命の日から、理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表の承認の日までとする。

第22条第1項中「第67条第1項」を「第66条の2第1項」に改める。

別表第1号の表神戸市長田区細田町6丁目1番2の項中

「  
830.70  
(持分830.70  
分の358.20)  
」を「  
830.70  
(持分830.70  
分の358.20)  
(平成30年3月売却)  
」に、別表第1

号の表神戸市長田区細田町6丁目1番30の項中

「  
496.16  
(持分496.16  
分の213.95)  
」を「  
496.16  
(持分496.16  
分の213.95)  
(平成30年3月売却)  
」に改める。

別表第2号の表医師公舎看護師宿舎の項中

「  
1,759.88  
」を「  
1,759.88  
(平成30年3  
月売却)  
」に改める。

附 則

変更後の地方独立行政法人神戸市民病院機構定款は、総務大臣の認可があった日から施行する。ただし、第12条の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

#### 理 由

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

(参考 1)

地方独立行政法人神戸市民病院機構定款 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(役員任期)

第12条 略

2 理事及び監事の任期は、2年とする。

3 監事の任期は、任命の日から、理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表の承認の日までとする。

3 役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、再任されることができる。

4  
5

(資本金等)

第22条 法人の資本金の額は、法第67条第1項の規定により神戸市から法人に対し出資されたものとされる金額とする。ただし、神戸市が法人の成立の日以後に法人に対して出資を行った場合、法人は、当該出資に係る財産の出資の日現在における時価を基準として神戸市が評価した価額により資本金を増加するものとする。

第66条の2第

1項

2 略

別表 (第22条関係)

(1) 土地

地 番	地 目	地積 (平方メートル)
略	略	略
神戸市長田区細田町6丁目1番2	宅地	830.70 (持分830.70分の358.20)

		830.70 (持分830.70分の358.20) (平成30年3月売却)
--	--	---

神戸市長田 区細田町6 丁目1番30	宅地	496.16 (持分496.16 分の213.95)
略	略	略

		496.16 (持分496.16 分の213.95) (平成30年3月 売却)

(2) 建物

名称	所在地	構造	延べ床面積 (平方メートル)
略	略	略	略
医師 公舎 看護 師宿 舎	神戸市 長田区 細田町 6丁目 1番地 2, 1 番地30	鉄筋コ ンクリ ート造 陸屋根 6階建 て	1,759.88
略	略	略	略

			1,759.88 (平成30年3月 売却)

(参考 2)

地方独立行政法人法 ぬきがき

(定款)

第8条 地方独立行政法人の定款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 役員の定数、任期その他役員に関する事項

(7), (8) 略

(9) 資本金、出資及び資産に関する事項

(10), (11) 略

2 定款の変更は、設立団体（設立団体の数を増加させる場合における定款の変更にあつては、設立団体及び加入設立団体（新たに設立団体となる地方公共団体をいう。以下同じ。））の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3, 4 略

## 第14号議案

地方独立行政法人神戸市民病院機構第3期中期計画の認可の件

地方独立行政法人神戸市民病院機構が次のとおり第3期中期計画を作成することについて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第26条第1項の規定により認可する。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

地方独立行政法人神戸市民病院機構第3期中期計画

### 目次

#### 前文

#### 第1 中期計画の期間

#### 第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 1 本市の基幹病院・中核病院としての役割を踏まえた医療の提供
- 2 中央市民病院の役割を踏まえた医療の提供
- 3 西市民病院の役割を踏まえた医療の提供
- 4 西神戸医療センターの役割を踏まえた医療の提供
- 5 神戸アイセンター病院の役割を踏まえた医療の提供
- 6 共通の役割

#### 第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 1 優れた専門職の確保と人材育成
- 2 効率的な業務運営体制の構築

#### 第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 1 経営改善の取組みと経常収支目標の達成
- 2 経営基盤の強化

#### 第5 予算（人件費の見積もりを含む。）収支計画及び資金計画

#### 第6 短期借入金の限度額

#### 第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

## 第8 剰余金の使途

## 第9 料金に関する事項

## 第10 地方独立行政法人神戸市民病院機構の業務運営等に関する規則で定める業務運営に関する事項

### 前文

地方独立行政法人神戸市民病院機構（以下「市民病院機構」という。）は、市民の生命と健康を守るという基本理念のもと、神戸市立医療センター中央市民病院（以下「中央市民病院」という。）及び神戸市立医療センター西市民病院（以下「西市民病院」という。）の2病院を平成21年度から運営し、さらに平成29年度からは神戸市立西神戸医療センター（以下「西神戸医療センター」という。）及び神戸市立神戸アイセンター病院（以下「神戸アイセンター病院」という。）の2病院を加えた4病院体制となり、公的役割を果たしてきた。

この間、医療を取り巻く環境は、少子高齢化の進展、医療技術の進歩等により大きく変化している。今後も、国における2025年を見据えた対応を踏まえるとともに、急速な高齢化や人口動態等の社会情勢、医療技術の高度化など、医療を取り巻く環境の変化に対して柔軟に対応し、公立病院としての役割を引き続き果たしていくことが求められている。

こうした背景を踏まえ、市の医療政策を担うべき公立病院として、質の高い標準医療をはじめ、救急医療、小児・周産期医療、感染症医療並びに市内の医療機関では対応が困難な高度医療及び不足している専門医療など（以下これらを「政策的医療」という。）を含めた医療を、地域医療機関との連携及び役割分担のもと、安定的に提供し、市民病院としての役割を果たしていく。また、医療、介護、福祉等の様々なサービスが、切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアシステムの実現へ向けて、地域完結型医療を推進するなど、医療計画と地域医療構想を踏まえた医療機能の構築・連携等を進め、質の高い医療を提供していく。その際、医療安全対策を徹底し、安心・安全な医療の提供を行うとともに、患者の立場を考えたきめ細やかなサービスの提供や幅広い情報発信に努め、市民とともに魅力的な病院づくりに取り組んでいく。

経営面では、4病院体制における効率的な病院運営を実施する。加えて、社会



情勢や医療を取り巻く様々な環境の変化に柔軟に対応しつつ、安定的な経営基盤を維持し、長期的視点に立った安定的かつ質の高い経営を行う。

これらについて、引き続き市民の生命と健康を守るという市民病院の基本理念を継承し、ここに定める中期計画の実現に向け、市民病院機構としてのガバナンス（組織を統治する機能や能力）を発揮し、職員一丸となって取り組むことで市民病院としての公的使命を果たしていくものとする。

## 第1 中期計画の期間

平成31年4月1日から5年間とする。

中期計画の期間内であっても、社会情勢や医療を取り巻く様々な環境の大きな変化があった場合、検証を行う。

## 第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 本市の基幹病院・中核病院としての役割を踏まえた医療の提供

#### (1) 救急医療・災害医療

- ・地域医療機関と密接に連携しながら、引き続き安定した救急医療体制を構築し、各病院の機能と役割に応じた救急医療を確実に提供する。

#### (中央市民病院)

- ・日本屈指の救命救急センターとして、病院全職員が一丸となって多職種が連携した救急医療を行い、あらゆる救急疾患から市民の生命を守る。
- ・地域医療機関との役割分担を明確にした上で密接に連携し、よりスムーズな受入れのため、疾患に応じたホットラインを活用するなど、一刻を争う重症及び重篤な患者に対して年間を通じて24時間救急医療を提供する。
- ・救急医療に携わる人材の育成を更に推進し、地域における救急医療向上への役割を果たす。

#### (西市民病院)

- ・年間を通じて24時間体制で救急医療を提供し、地域住民の安心及び安全を守る。
- ・医師をはじめとする全職種が救急医療の重要性を認識し、地域医療支援

病院の役割として実践することで、救急車搬送応需率及び受入れ件数を高い水準で維持する。また、市や地域の関係機関と連携し、地域全体の救急医療の充実を目指す。

(西神戸医療センター)

- ・地域医療機関と連携し、引き続き年間を通じて24時間体制の安定した救急医療体制を提供することで、地域住民の安心及び安全を守る。
- ・西神戸医療センターの位置する地域特性を踏まえ、地域の中核病院として、重症・重篤な救急患者に対しても、救急隊との連携を密にし、より迅速な救命措置を行える体制の維持・向上に努める。
- ・全職員への救急車受入れの方針徹底と促進策の実施による救急車受入れ件数の増加に努める。

(共通項目)

- ・阪神・淡路大震災及び東日本大震災等の経験を生かし、大規模災害発生時等には、中央市民病院は災害拠点病院として、西市民病院及び西神戸医療センターは災害対応病院としてそれぞれの役割を果たし、市、県及び地域医療機関と連携を図りながら市民の安全確保に率先して取り組む。
- ・非常時にも継続して医療を提供できるように平時からBCP（事業継続計画）の考え方を踏まえた防災・災害対応マニュアルを改訂するとともに、積極的に訓練及び研修に取り組み、危機対応能力を高め、自ら考え行動できる職員を育成する。

#### 関連指標

病院名	項目	平成29年度実績
中央市民病院	救急外来患者数(人)	35,244
	うち入院(人)	8,130
	うち救急車受入れ(人)	10,532
	救急車搬送応需率(%)	99.1
	災害訓練回数(回)	28
	災害訓練参加者数(人)	1,300
	災害研修回数(回)	6
	被災地等への派遣件数(件)	0

西市民病院	救急外来患者数（人）	13,967
	うち入院（人）	3,060
	うち救急車受入れ（人）	2,857
	救急車搬送応需率（%）	63.1
	災害訓練回数（回）	42
	災害訓練参加者数（人）	738
	災害研修回数（回）	2
西神戸医療センター	被災地等への派遣件数（件）	0
	救急外来患者数（人）	24,650
	うち入院（人）	3,405
	うち救急車受入れ（人）	3,559
	救急車搬送応需率（%）	70.3
	災害訓練回数（回）	37
	災害訓練参加者数（人）	562
	災害研修回数（回）	0
	被災地等への派遣件数（件）	0

(2) 小児・周産期医療

- ・地域医療機関との連携及び役割分担のもと、市民が安心して子供を産み、かつ、育てられるように、質の高い小児・周産期医療を安定的に提供する。
- ・次世代を担う子ども達が健やかな成長・発達を遂げられるように医療の面から支援する。

(中央市民病院)

- ・総合周産期母子医療センターとして、県立こども病院等との連携及び役割分担のもと、切迫早産、異常妊娠・分娩などの産科合併症のほか、合併症妊娠（心血管疾患、免疫血液疾患、腎疾患、感染症、精神疾患等）といった、母子にとってハイリスクとなるあらゆる出産に対し、専門各科と連携して、小児・周産期医療を安定的に提供する。

(西市民病院)

- ・市街地西部（兵庫区、長田区及び須磨区）における周産期医療施設として、正常分娩を中心とした質の高い周産期医療を安定的に提供するとと

もに、ハイリスク妊娠・ハイリスク分娩等への対応も含めた役割を継続する。

- ・小児二次救急体制を継続し、小児救急医療の安定的な提供に努める。
- ・急性期疾患を中心に、地域の医療機関では困難な小児疾患に対応する。

(西神戸医療センター)

- ・神戸西地域（須磨区，垂水区及び西区）の中核病院として、小児救急においては、引き続き二次救急体制に参加するとともに、全日準夜帯（17時～24時）の救急受入れを安定的に継続する。
- ・地域の医療機関と連携し、幅広い小児疾患に対応する。
- ・地域医療機関との連携及び役割分担に基づき、地域医療機関での対応が困難なハイリスクな妊婦や救急時の受入れをはじめ、地域の需要に対応し安定した周産期医療を提供することで、妊娠から出産，子どもの成長まで総合的に対応する地域周産期母子医療センターと同等の機能を果たす。

#### 関連指標

病院名	項目	平成29年度実績
中央市民病院	小児科患者数 入院延（人）	12,347
	外来延（人）	13,568
	小児科救急患者数（人）	1,891
	うち入院（人）	874
	N I C U患者数（人）	3,056
	分娩件数（件）	763
	うち帝王切開（件）	264
	ハイリスク妊娠件数（件）	98
西市民病院	ハイリスク分娩件数（件）	95
	助産師外来患者数（人）	224
	小児科患者数 入院延（人）	3,571
	外来延（人）	7,635
	小児科救急患者数（人）	482
	うち入院（人）	210
	N I C U患者数（人）	-
	分娩件数（件）	440
うち帝王切開（件）	76	

	ハイリスク妊娠件数（件）	47
	ハイリスク分娩件数（件）	59
	助産師外来患者数（人）	419
西神戸医療センター	小児科患者数 入院延（人）	8,952
	外来延（人）	19,375
	小児科救急患者数（人）	6,529
	うち入院（人）	713
	N I C U患者数（人）	-
	分娩件数（件）	693
	うち帝王切開（件）	259
	ハイリスク妊娠件数（件）	93
	ハイリスク分娩件数（件）	102
	助産師外来患者数（人）	149

(3) 5 疾病に対する専門医療の提供

- ・ 地域医療機関との役割分担及び連携を明確にしたうえで、各病院が有する医療機能に応じ、本市の基幹病院・中核病院として求められている高度な専門医療を提供する使命を果たす。
- ・ 疾病構造の変化や高度に進化した治療法に対応するため、各専門職がそれぞれの専門性を発揮するとともに緊密に連携し、診療科の枠を超えた質の高い総合的な診療を充実させる。

(中央市民病院)

- ・ **がん治療については、メディカルクラスター（神戸医療産業都市に集積する高度専門病院群）と連携し、患者のQOL（Quality of Life、生活の質）向上のため、より身体の負担が少ない治療や検査の充実に取り組む。**
- ・ 地域がん診療連携拠点病院としての体制強化を図るほか、手術支援ロボットの活用、大学等と連携したがんゲノム医療などの高度医療に積極的に取り組む。
- ・ 一刻を争う脳卒中や急性心筋梗塞をはじめ、脳血管障害や心血管疾患などの疾患においては、内科系医師、外科系医師、看護師及びコメディカル等がチームを組み、迅速かつ最適な医療を提供する体制を堅持する。

また、糖尿病については関連診療科や神戸アイセンター病院との連携を図り、総合的な糖尿病教育・治療を行う。

- ・精神疾患については、精神科身体合併症病棟を活用し、様々な患者の状況に応じた治療を行うとともに救命救急医療の更なる充実を目指す。

(西市民病院)

- ・がん治療については、患者の負担が少ない手術支援ロボットによる手術をはじめとした高水準の治療を積極的に行うとともに、化学療法の実施や他の医療機関との連携による放射線治療の充実を図る等、専門的ながん診療機能を有する医療機関としての役割を発揮する。
- ・糖尿病については、教育入院や糖尿病教室を引き続き行うとともに、糖尿病地域連携パスの利用を促進する等、生活習慣病医療を強化する。また、糖尿病合併症については、院内の関係診療科との連携を図りながら取り組む。

(西神戸医療センター)

- ・がん治療については、地域がん診療連携拠点病院として、がん治療の専門性を最大限に活かし、多職種スタッフの力を結集し、地域医療機関とともに患者・家族が安心して生活できる診療連携体制を整備・構築する。
- ・PET-CT（陽電子放出断層撮影とコンピューター断層撮影を組み合わせた高度な画像診断装置）の活用によりがん診断機能を向上させるとともに、低侵襲な手術や化学療法、放射線治療を組み合わせた集学的な治療の実施及びがん相談支援センターを中心とする患者支援に取り組む。
- ・市民が適切な医療を身近な地域で受けられるよう、手術支援ロボットや血管造影撮影装置等の高度医療機器を活用し、内視鏡治療や血管内治療等の患者に負担の少ない低侵襲な高度専門医療を提供する。また、急性期の脳卒中症例など緊急を要する症例に対し、迅速かつ適切な医療を行う。

関連指標

病院名	項目	平成29年度 実績
-----	----	--------------

中央市民病院	がん退院患者数(人)	4,645
	脳卒中退院患者数(人)	1,253
	急性心筋梗塞退院患者数(人)	137
	糖尿病退院患者数(人)	160
	身体合併症受入れ延患者数(人)	2,153
	認知症鑑別診断数(人)	124
	検査人数(CT)(人)	52,034
	検査人数(MRI)(人)	19,428
	検査人数(PET)(人)	3,106
	検査人数(心臓血管造影)(人)	1,081
	検査人数(脳血管造影)(人)	813
	がん患者化学療法数(人)	11,156
	手術件数(入院・外来合計)(件)	12,500
	薬剤管理指導件数(件)	25,694
	栄養指導件数(合計)(件)	4,099
	リハビリ実施件数(合計)(件)	134,161
	口腔ケア実施件数(件)	2,606
西市民病院	がん退院患者数(人)	2,076
	脳卒中退院患者数(人)	47
	急性心筋梗塞退院患者数(人)	12
	糖尿病退院患者数(人)	112
	身体合併症受入れ延患者数(人)	160
	認知症鑑別診断数(人)	64
	検査人数(CT)(人)	15,919
	検査人数(MRI)(人)	4,422
	検査人数(PET)(人)	-
	検査人数(心臓血管造影)(人)	166
	検査人数(脳血管造影)(人)	-
がん患者化学療法数(人)	2,205	

	手術件数（入院・外来合計）（件）	2,930
	薬剤管理指導件数（件）	13,288
	栄養指導件数（合計）（件）	2,167
	リハビリ実施件数（合計）（件）	<b>37,388</b>
	口腔ケア実施件数（件）	2,400
西神戸医療センター	がん退院患者数（人）	2,921
	脳卒中退院患者数（人）	307
	急性心筋梗塞退院患者数（人）	47
	糖尿病退院患者数（人）	132
	身体合併症受入れ延患者数（人）	31
	認知症鑑別診断数（人）	-
	検査人数（CT）（人）	22,547
	検査人数（MRI）（人）	10,601
	検査人数（PET）（人）	184
	検査人数（心臓血管造影）（人）	628
	検査人数（脳血管造影）（人）	167
	がん患者化学療法数（人）	6,482
	手術件数（入院・外来合計）（件）	6,088
	薬剤管理指導件数（件）	20,809
	栄養指導件数（合計）（件）	2,203
	リハビリ実施件数（合計）（件）	58,290
	口腔ケア実施件数（件）	81

(4) 地域包括ケアシステム推進への貢献

- ・ 地域医療支援病院として地域医療機関との連携をより一層推進するため、地域医療機関のニーズを把握し、各病院の役割に応じた患者の紹介・逆紹介や医療機器の共同利用を行う。
- ・ 患者が安心して地域で療養できるように、地域の在宅診療医や介護施設、訪問看護ステーション等との多職種での連携を強化するなど、市の地域包括ケアシステム推進における市民病院としての役割を果たす。



- ・オープンカンファレンス等を積極的に開催し、地域の医療従事者の育成に努める。

(中央市民病院)

- ・地域包括ケアシステム構築に貢献するため、ケアマネジャー、在宅介護支援事業者、福祉施設等と顔の見える連携を実施するとともに、地域の医師、訪問看護師等との退院前カンファレンスを積極的に実施する。
- ・患者が安心して地域で療養できるように、入院初期から積極的に退院支援を行うなど、患者の状況に応じた支援を行う。特に、在宅復帰を目指す患者が在宅へ円滑に移行できるよう、回復期リハビリテーション病棟・地域包括ケア病棟を設けている病院と連携を強化する。

(西市民病院)

- ・市民や地域の医療機関から信頼される病院であり続けるため、各診療科の医師と地域医療機関の医師との顔の見える連携を図り、紹介・逆紹介をさらに推進し、地域医療支援病院の役割を堅持する。
- ・地域の訪問看護ステーションや医療、介護、福祉等の関係機関との後方支援機能を充実させる等、在宅支援を中心とした地域社会との連携を図り、入院医療から在宅医療への移行機能を強化する。
- ・地域の歯科診療所で診察を受けることが困難な方々に、こうべ市歯科センターと連携し、安全で安心な歯科医療サービスを提供する。

(西神戸医療センター)

- ・地域医療支援病院として、神戸西地域の地域完結型医療を推進する。
- ・開院当初より開催している医師会や歯科医師会と組織する協議会や地域医師会との合同カンファレンスを実施する。医師による地域医療機関への訪問等により信頼関係を更に深め、紹介・逆紹介の推進、円滑な転院調整等を行い、地域医療機関との役割分担を積極的に進める。
- ・神戸西地域の医療介護サポートセンターが主催する会議や研修会へ参加し、在宅医療・介護資源の把握や課題等を共有することで切れ目のない連携に取り組み、在宅医療への円滑な移行に努める。

目標値

(単位：%)

病院名	項目	平成29年度実績	目標値※
中央市民病院	紹介率	64.8	66.0以上
	逆紹介率	123.2	120.0以上
西市民病院	紹介率	53.4	54.0以上
	逆紹介率	104.8	100.0以上
西神戸医療センター	紹介率	70.9	70.0以上
	逆紹介率	77.5	75.0以上

※期間中各年度で達成を目指す。

#### 関連指標

病院名	項目	平成29年度実績
中央市民病院	地域連携パス適用患者数(人)	303
	地域医療機関向け広報誌発行回数(回)	4
	オープンカンファレンス開催回数(回)	59
	オープンカンファレンス院外参加人数(人)	2,244
	退院調整実施件数(件)	1,491
	ケアマネジャーとのカンファレンス件数(件)	244
西市民病院	地域連携パス適用患者数(人)	60
	地域医療機関向け広報誌発行回数(回)	12
	オープンカンファレンス開催回数(回)	35
	オープンカンファレンス院外参加人数(人)	1,021
	退院調整実施件数(件)	1,812
	ケアマネジャーとのカンファレンス件数(件)	427
西神戸医療センター	地域連携パス適用患者数(人)	178
	地域医療機関向け広報誌発行回数(回)	13
	オープンカンファレンス開催回数(回)	99
	オープンカンファレンス院外参加人数(人)	1,765
	退院調整実施件数(件)	3,805
	ケアマネジャーとのカンファレンス件数(件)	571

#### 2 中央市民病院の役割を踏まえた医療の提供

(1) 日本屈指の救命救急センターとしての役割の発揮

- ・日本屈指の救命救急センターとして、病院全職員が一丸となって多職種が連携した救急医療を行い、あらゆる救急疾患から市民の生命を守る。
- ・地域医療機関との役割分担を明確にした上で密接に連携し、よりスムーズな受入れのため、疾患に応じたホットラインを活用するなど、一刻を争う重症及び重篤な患者に対して年間を通じて24時間救急医療を提供する。
- ・救急医療に携わる人材の育成を更に推進し、地域における救急医療向上への役割を果たす。

関連指標

病院名	項目	平成29年度実績
中央市民病院	救急外来患者数(人)	35,244
	うち入院(人)	8,130
	うち救急車受入れ(人)	10,532
	救急車搬送応需率(%)	99.1

(2) メディカルクラスターとの連携による先進的ながん治療等の提供

- ・グローバルな視点を持ちながら、メディカルクラスターとの連携を推進する。
- ・疾患、診療内容の変化や医療需要と供給のバランスに応じて市民に最新最良の医療の提供を目指すとともに、患者のQOL向上のため、より身体の負担が少ない治療や検査の充実に取り組む。
- ・地域がん診療連携拠点病院としての体制強化を図るほか、手術支援ロボットの活用、大学等と連携したがんゲノム医療などの高度医療に積極的に取り組む。
- ・今後の医療の動向を踏まえ、周辺の先端医療技術の研究拠点等との連携に努めるとともに、市民の健康増進に向けた取組みに協力する。

関連指標

病院名	項目	平成29年度実績
	検査人数(PET)(人)	3,106
	がん退院患者数(人)	4,645

中央市民病院	がん患者化学療法数(人)	11,156
	がん患者放射線治療数(人)	11,273
	緩和ケア外来延患者数(人)	1,788
	がん患者相談受付件数(件)	983
	周辺病院からの紹介件数(件)	716
	周辺病院への逆紹介件数(件)	1,718

(3) 神戸医療産業都市の中核機関として治験・臨床研究の更なる推進

- ・神戸医療産業都市の中核機関として治験・臨床研究を積極的に推進し、生命の維持と生活の質の向上につながる新たな医療を創造することで、市民の健康の増進と医療の発展に貢献するため、臨床研究中核病院を目指す。
- ・医薬品医療機器等の治験を含む臨床研究を適切に実施するため、法令や指針に則り、円滑かつ安全に研究を遂行できるよう、管理体制及び支援体制を構築する。なお、実施に際しては、患者の自由意思によるインフォームド・コンセント（患者が自ら受ける医療の内容に納得し、及び自分に合った治療法を選択できるよう、患者への分かりやすい説明を行った上で同意を得ること）を得るとともに、人権の保護、安全性の確保、倫理的配慮等を必ず行う。

関連指標

(単位：件)

病院名	項目	平成29年度実績
中央市民病院	治験実施件数	175
	受託研究件数	199
	臨床研究件数	261
	医師主導治験実施件数	6
	うち研究責任者としての実施件数	1
	特定臨床研究*実施件数	-
	うち研究責任者としての実施件数	-
	論文掲載件数	363
	学会発表件数	737
研究計画相談件数	90	

	英語論文校閲相談	166
	データ入力実績	14,791

※ 厚生労働省令で定める基準に従って行う臨床研究

(4) 県立こども病院等と連携した高度な小児・周産期医療の提供

- ・総合周産期母子医療センターとして、県立こども病院等との連携及び役割分担のもと、切迫早産、異常妊娠・分娩などの産科合併症のほか、合併症妊娠（心血管疾患、免疫血液疾患、腎疾患、感染症、精神疾患等）といった、母子にとってハイリスクとなるあらゆる出産に対し、専門各科と連携して、小児・周産期医療を安定的に提供する。

関連指標

病院名	項目	平成29年度実績
中央市民病院	小児科患者数 入院延(人)	12,347
	外来延(人)	13,568
	小児科救急患者数(人)	1,891
	うち入院(人)	874
	N I C U患者数(人)	3,056
	分娩件数(件)	763
	うち帝王切開(件)	264
	ハイリスク妊娠件数(件)	98
ハイリスク分娩件数(件)	95	
	助産師外来患者数(人)	224

(5) 第一種感染症指定医療機関としての役割の発揮

- ・新興感染症発生時においては、新型インフルエンザ患者の受入経験を生かし、市内唯一の第一種感染症指定医療機関として、市、県及び地域医療機関と連携を図りながら、速やかに患者を受け入れられる体制を整備し、市民の安全を確保する。
- ・非常時にも継続して医療を提供できるよう、平時から「新型インフルエンザ等発生における診療継続計画」等、マニュアルの整備と訓練を行うとともに、研修会への参加等に積極的に取り組み、危機対応能力を高め、自ら考え行動できる職員を育成する。

関連指標

病院名	項目	平成29年度実績
中央市民病院	感染症延患者数(一類)(人)	0
	感染症延患者数(二類)(人)	64
	感染管理研修等実施回数(回)	57

### 3 西市民病院の役割を踏まえた医療の提供

#### (1) 地域の患者を24時間受け入れる救急医療の提供

- ・年間を通じて24時間体制で救急医療を提供し、地域住民の安心及び安全を守る。
- ・医師をはじめとする全職種が救急医療の重要性を認識し、地域医療支援病院としての役割として実践することで、救急車搬送応需率及び受入れ件数を高い水準で維持する。また、市や地域の関係機関と連携し、地域全体の救急医療の充実を目指す。

#### 関連指標

病院名	項目	平成29年度実績
西市民病院	救急外来患者数(人)	13,967
	うち入院(人)	3,060
	うち救急車受入れ(人)	2,857
	救急車搬送応需率(%)	63.1

#### (2) 地域のハイリスク出産に対応できる周産期医療の提供

- ・市街地西部における周産期医療施設として、正常分娩を中心とした質の高い周産期医療を安定的に提供するとともに、ハイリスク妊娠・ハイリスク分娩等への対応も含めた役割を継続する。

#### 関連指標

病院名	項目	平成29年度実績
西市民病院	分娩件数(件)	440
	うち帝王切開(件)	76
	ハイリスク妊娠件数(件)	47
	ハイリスク分娩件数(件)	59
	助産師外来患者数(人)	419

#### (3) 地域需要に対応した小児医療の提供

- ・市街地西部の中核病院として、小児二次救急体制を継続し、小児救急医療の安定的な提供に努める。
- ・急性期疾患を中心に、地域の医療機関では困難な小児疾患に対応する。

関連指標

病院名	項目	平成29年度実績
西市民病院	小児科患者数 入院延(人)	3,571
	外来延(人)	7,635
	小児科救急患者数(人)	482
	うち入院(人)	210
	小児アレルギー教室開催回数(回)	9

(4) 認知症患者に対する専門医療の提供

- ・認知症疾患医療センターとして、認知症疾患に対する鑑別診断等を実施し、認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる体制の構築を図る。
- ・市の施策である「認知症の人にやさしいまちづくり」の推進に協力するとともに、地域の医療機関と協力しながら、長田区認知症多職種連携研究会をはじめ院内外の交流会、研修会を開催するなど、認知症疾患に携わる医療、介護等の多職種の連携を強化する。

関連指標

病院名	項目	平成29年度実績
西市民病院	認知症鑑別診断数(件)	64
	専門医療相談件数(件)	-
	研修等の実施回数(回)	-
	認知症ケア件数(件)	6,214

(5) 生活習慣病患者の重症化予防に向けた取組み

- ・市の施策と連携し、生活習慣病患者に対する重症化予防に向けた取組みに加え、疾患の早期発見・早期治療に向けた取組みを行う。
- ・患者のみならず広く市民を対象とした公開講座や禁煙教室、糖尿病教室など各種教室等の充実を図り、全ての市民の健康向上のため、市とともに健康づくり施策に取り組む。

関連指標

病院名	項目	平成29年度実績
西市民病院	成人病関連教室等開催件数(件)	33
	糖尿病地域連携パス連携診療所数(箇所)	93
	糖尿病地域連携パス連携症例数(例)	484

4 西神戸医療センターの役割を踏まえた医療の提供

(1) 地域の医療機関と連携した24時間体制での救急医療の提供

- ・地域医療機関と連携し，引き続き年間を通じて24時間体制の安定した救急医療体制を提供することで，地域住民の安心及び安全を守る。
- ・西神戸医療センターの位置する地域特性を踏まえ，地域の中核病院として，重症・重篤な救急患者に対しても，救急隊との連携を密にし，より迅速な救命措置を行える体制の維持・向上に努める。
- ・全職員への救急車受入れの方針徹底と促進策の実施による救急車受入れ件数の増加に努める。

関連指標

病院名	項目	平成29年度実績
西神戸医療センター	救急外来患者数(人)	24,650
	うち入院(人)	3,405
	うち救急車受入れ(人)	3,559
	救急車搬送応需率(%)	70.3

(2) 地域における小児救急・小児医療の拠点機能の提供

- ・神戸西地域の中核病院として，小児救急においては，引き続き二次救急体制に参加するとともに，全日準夜帯（17時～24時）の救急受入れを安定的に継続する。
- ・地域の医療機関と連携し，幅広い小児疾患に対応する。

関連指標

病院名	項目	平成29年度実績
西神戸医療センター	小児科患者数 入院延(人)	8,952
	外来延(人)	19,375
	小児科救急患者数(人)	6,529
	うち入院(人)	713



(3) 地域周産期母子医療センター機能の提供

- ・地域医療機関との連携及び役割分担に基づき、地域医療機関での対応が困難なハイリスクな妊婦や救急時の受入れをはじめ、地域の需要に対応し安定した周産期医療を提供することで、妊娠から出産、子どもの成長まで総合的に対応する地域周産期母子医療センターと同等の機能を果たす。

関連指標

病院名	項目	平成29年度実績
西神戸医療センター	分娩件数(件)	693
	うち帝王切開(件)	259
	ハイリスク妊娠件数(件)	93
	ハイリスク分娩件数(件)	102
	助産師外来患者数(人)	149
	低出生体重児数(人)	100

(4) 幅広いがん患者への支援と集学的治療の提供

- ・地域がん診療連携拠点病院として、がん治療の専門性を最大限に活かし、多職種スタッフの力を結集し、地域医療機関とともに患者・家族が安心して生活できる診療連携体制を整備・構築する。
- ・PET-CTの活用によりがん診断機能を向上させるとともに、低侵襲な手術や化学療法、放射線治療を組み合わせた集学的な治療の実施及びがん相談支援センターを中心とする患者支援に取り組む。

関連指標

病院名	項目	平成29年度実績
西神戸医療センター	検査人数(PET)(人)	184
	がん退院患者数(人)	2,921
	がん患者化学療法数(人)	6,482
	がん患者放射線治療数(人)	9,791
	緩和ケア外来延患者数(人)	2,085
	がん患者相談受付件数(件)	917

(5) 結核医療の中核機能の提供

- ・市内唯一の結核病床を有する病院として、結核患者の専用病棟、結核患者にも対応できる手術室などの設備を活用し、引き続き総合的な結核医療を提供する。

関連指標

病院名	項目	平成29年度実績
西神戸医療センター	延患者数・入院(結核)(人)	11,115
	延患者数・外来(結核)(人)	314
	新規患者数・入院(結核)(人)	157
	新規患者数・外来(結核)(人)	128
	結核病床利用率(%)	60.9

5 神戸アイセンター病院の役割を踏まえた医療の提供

(1) 標準医療から最先端の高度な眼科医療まで質の高い医療の提供

- ・地域医療機関との連携や機能分担を推進するとともに、隣接する中央市民病院との連携を行い、安全で質の高い標準医療を提供する。
- ・全身的な症状にも関連する眼の疾患に関して、市民病院や地域医療機関と連携して対応する。
- ・フェムトセカンドレーザーを用いた高機能眼内レンズ挿入術などの先進医療や再生医療分野など、より高度で専門性を必要とする眼疾患に対応するとともに、臨床研究及び治験を推進することで次世代医療の開発を進め、その成果を世界に発信していく。

目標値

(単位：人／日)

病院名	項目	平成29年度実績	目標値*
神戸アイセンター病院	紹介患者数	10.7	9.4以上
	逆紹介患者数	7.4	7.6以上

※紹介患者数、逆紹介患者数は平成31年度目標値

関連指標

病院名	項目	平成29年度実績
	手術件数(入院・外来合計)(件)	745
	うち先進医療実施件数(件)	0

神戸アイセンター 病院	硝子体注射件数(件)	581
	専門外来患者数(人)	5,728
	臨床懇話会・オープンカンファレンス院外参加者数(人)	114

(2) 治験・臨床研究を通じた次世代医療の開拓

- ・より有効で安全性の高い治療を目指し，国立研究開発法人理化学研究所（以下「理化学研究所」という。）等と緊密に協力して橋渡し研究を行い，眼疾患に係る臨床研究及び治験に積極的に取り組む。その際，患者の自由意思によるインフォームド・コンセントを徹底するとともに，人権の保護，安全性の確保，倫理的配慮等を必ず行う。
- ・理化学研究所等と連携してiPS細胞治療や網膜色素上皮細胞移植，培養口腔粘膜上皮細胞シートによる眼表面再建治療などの新しい眼科治療や診断法の開発を推進し，神戸医療産業都市及び日本の眼科医療に貢献する。

関連指標

(単位：件)

病院名	項目	平成29年度実績
神戸アイセンター病院	治験実施件数	0
	受託研究件数	4
	臨床研究件数	14

(3) 視覚障害者支援施設等と連携した患者の日常生活支援

- ・視覚障害者支援施設等と緊密に連携してロービジョンケア（視覚に障害がある人に対する支援）を進めるとともに，地域包括ケアシステムの推進につながる，重篤な眼疾患から社会生活へ復帰を支援するワンストップセンター（研究，治療，リハビリ，社会復帰までを一貫して対応する施設）としての役割を果たす。
- ・眼科専門病院として，全部門が来院者の特徴に配慮したサービスを提供し，患者サービスの向上に向けた取組みを推進する。

関連指標

(単位：人)

病院名	項目	平成29年度実績
神戸アイセンター病院	ロービジョンケア施設との紹	197

介実績

(4) 診療・臨床研究を担う未来の医療人材育成

- ・臨床，教育，研究それぞれに取り組み，日本の眼科の未来を担う人材の育成に取り組む。
- ・モチベーションの好循環となるよう，医師の業績に応じて研究費を配分する制度を構築・運用する。

関連指標

(単位：件)

病院名	項目	平成29年度実績
神戸アイセンター病院	論文掲載件数	12
	学会発表件数	9

6 共通の役割

(1) 安全で質の高い医療を提供する体制の構築

- ・全職員が患者の安全を最優先に万全な対応を行うことができるように，医師及び看護師等からなる医療安全管理室を中心に，医療安全に関する情報の収集及び分析を行い，医療安全対策を徹底する。
- ・院内で発生したインシデント（医療の全過程のうちいずれかの過程において発生した，患者・医療従事者に被害を及ぼすことはなかったが注意を喚起すべき事例）及びアクシデント（医療の全過程のうちいずれかの過程において発生した，患者・医療従事者に傷害を及ぼした事例）についての報告を強化し，その内容を分析し，法人全体で共有することにより再発防止に取り組むなど，医療安全意識を醸成する。
- ・医療事故が発生した場合には，医療事故調査制度等に基づき適切な対応を取るとともに，公表指針に基づき公表し，信頼性と透明性を確保する。
- ・質の高い医療を提供するため，クリニカルパス（入院患者に対する治療の計画を示した日程表），臨床評価指標（C I：クリニカルインディケーター）等を法人全体で共有し，相互に分析を行い，評価・活用する。
- ・病院機能評価の受審等，外部評価も積極的に活用し，医療の質向上を図る。

目標値

(単位：%)

病院名	項目	平成29年度実績	目標値*
中央市民病院	クリニカルパス 適用率	62.4	60.0以上
西市民病院		46.5	50.0以上
西神戸医療センター		62.8	60.0以上
神戸アイセンター病院		99.3	99.0以上

※期間中各年度で達成を目指す。

#### 関連指標

病院名	項目	平成29年度実績
中央市民病院	医療安全研修等実施回数(回)	192
	インシデントレポート数(件)	5,224
	うち医師の報告割合(%)	7.4
	職員1人当たりのインシデントレポート数(件/人)	2.9
	アクシデントレポート数(件)	9(12)*
西市民病院	クリニカルパス種類(種類)	444
	医療安全研修等実施回数(回)	15
	インシデントレポート数(件)	1,674
	うち医師の報告割合(%)	3.9
	職員1人当たりのインシデントレポート数(件/人)	2.8
西神戸医療センター	アクシデントレポート数(件)	8
	クリニカルパス種類(種類)	217
	医療安全研修等実施回数(回)	589
	インシデントレポート数(件)	2,452
	うち医師の報告割合(%)	4.3
	職員1人当たりのインシデントレポート数(件/人)	3.0
	アクシデントレポート数(件)	6(17)*
	クリニカルパス種類(種類)	223
	医療安全研修等実施回数(回)	2
	インシデントレポート数(件)	104
	うち医師の報告割合(%)	13.5

神戸アイセ ンター病院	職員1人当たりのインシデントレポート数 (件/人)	1.9
	アクシデントレポート数(件)	0
	クリニカルパス種類(種類)	40

※ ( ) 書きは合併症(検査や治療に伴って、ある確率で不可避に生じる病気や症状)を含む。

(2) 患者の権利を尊重し、信頼と満足が得られる体制の構築

- ・「患者の権利章典」のもと、患者中心の医療を常に実践し、インフォームド・コンセントを徹底するとともに、患者自身が治療方針を適切に自己決定できるように支援する。
- ・市民病院の基本理念に基づき、常に患者やその家族の立場を考え、温かく心のこもった応対ができるよう、職員の接遇能力の向上を図る。
- ・病院長のリーダーシップのもと、職種・部門横断的に連携し、必要な療養環境の改善や総合的な待ち時間対策及び国際化の更なる進展による多言語への対応等、だれもが利用しやすい病院づくりを行う。
- ・患者やその家族が院内で快適に過ごすことができるよう、定期的なアンケート調査や意見箱の設置等によりニーズを的確に把握し、院内で情報共有するとともに問題点の評価・改善を繰り返すことで、きめ細やかなサービスを提供する。

関連指標

病院名	項目	平成29年度 実績*
中央市民病院	患者満足度調査結果(入院)(%)	98.9
	患者満足度調査結果(外来)(%)	97.7
	患者応対研修等参加者数(人)	794
	医療通訳実施件数(件)	392
西市民病院	患者満足度調査結果(入院)(%)	94.2
	患者満足度調査結果(外来)(%)	94.2
	患者応対研修等参加者数(人)	52
	医療通訳実施件数(件)	353

西神戸医療センター	患者満足度調査結果（入院）（％）	95.0
	患者満足度調査結果（外来）（％）	93.0
	患者応対研修等参加者数（人）	93
	医療通訳実施件数（件）	9
神戸アイセンター病院	患者満足度調査結果（入院）（％）	96.4
	患者満足度調査結果（外来）（％）	92.6
	患者応対研修等参加者数（人）	0
	医療通訳実施件数（件）	11

※ 患者満足度調査結果は、「満足＋やや満足」の割合。

### (3) 市民への情報発信

- ・各病院の役割や機能，特色，治療方針，地域医療機関との連携状況及び経営状況について市民及び患者に広く知ってもらうため，広報誌やホームページを活用して，積極的に情報を発信する。
- ・市民の健康向上のため，最新の治療情報や日常生活の注意点等を公開講座，各種教室等を通じて発信し，市とともに健康づくり施策に取り組む。

### 関連指標

（単位：回）

病院名	項目	平成29年度実績
中央市民病院	各種教室等開催回数	93
	市民向け広報誌発行回数	4
	ホームページアクセス回数	2,704,874
西市民病院	各種教室等開催回数	33
	市民向け広報誌発行回数	3
	ホームページアクセス回数	127,592
西神戸医療センター	各種教室等開催回数	16
	市民向け広報誌発行回数	3
	ホームページアクセス回数	179,625
神戸アイセンター病院	各種教室等開催回数	-
	市民向け広報誌発行回数	0
	ホームページアクセス回数	28,902

### 第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 優れた専門職の確保と人材育成

- ・職員一人ひとりがより良い将来の展望を持てるよう、働きがいのある職場環境を構築するとともに働き方の改革を推進し、優れた専門職の確保と人材育成に取り組む。
- ・女性の活躍できる労働環境の整備を推進するとともに、全職員がワークライフバランス（仕事と生活の調和）と自己研鑽<sup>きん</sup>の両立が可能となるよう取り組む。特に医師については、国の動向も踏まえ、積極的に時間外勤務時間の削減に努める。

#### (1) 職員の能力向上等への取り組み

- ・市民病院職員としての使命感を持ち、高い専門性と協調性、豊かな人間性を兼ね備えた医師，看護師，コメディカルスタッフ，事務職員等の確保・育成に継続して取り組む。
- ・すべての職員が必要な技能や知識を習得できるよう教育及び研修制度を充実し，4病院体制での人事交流やジョブローテーションの観点を踏まえ，指導者も含めた次世代医療を担う人材を育成する。特に病院経営や臨床研究に関する人材確保と育成に努める。

関連指標

(単位：人)

病院名	項目	平成29年度実績
中央市民病院	専門医数（延人数）	343
	認定医数（延人数）	220
	臨床教授等（延人数）	21
	研修指導医数（延人数）	137
	専門看護師数（合計）	13
	認定看護師数（合計）	33
	研究休職制度等利用者数	4
	資格取得支援制度利用者数	15
	専門医数（延人数）	120



西市民病院	認定医数（延人数）	85
	臨床教授等（延人数）	6
	研修指導医数（延人数）	16
	専門看護師数（合計）	5
	認定看護師数（合計）	9
	研究休職制度等利用者数	1
	資格取得支援制度利用者数	3
西神戸医療センター	専門医数（延人数）	156
	認定医数（延人数）	77
	臨床教授等（延人数）	7
	研修指導医数（延人数）	90
	専門看護師数（合計）	5
	認定看護師数（合計）	15
	研究休職制度等利用者数	1
資格取得支援制度利用者数	8	
神戸アイセンター病院	専門医数（延人数）	9
	認定医数（延人数）	8
	臨床教授等（延人数）	2
	研修指導医数（延人数）	5
	専門看護師数（合計）	-
	認定看護師数（合計）	-
	研究休職制度等利用者数	0
資格取得支援制度利用者数	1	

(2) 職員が意欲的に働くことのできる人事給与制度の構築

- ・全職員が意欲的に働くことができるよう、職員の能力や貢献度が各病院の特性に応じて適正に評価される人事給与制度を構築する。
- ・全職員が高いパフォーマンスを発揮できるよう、ICTの活用や柔軟な

勤務制度の導入を検討する。また，ワークライフバランスの確保に向けた取組みを実施する。

- ・ 医師をはじめとする職員の負担軽減と医療の質の向上を両立させるため，業務の効率化を進めるとともに，業務の量や質に応じた適切な人員配置を行う。

関連指標

病院名	項目	平成29年度実績
中央市民病院	医師事務作業補助者の配置数(人)	95
	1人当たりの年次有給休暇消化数(日/人)	9.3
西市民病院	医師事務作業補助者の配置数(人)	21
	1人当たりの年次有給休暇消化数(日/人)	11.2
西神戸医療センター	医師事務作業補助者の配置数(人)	4
	1人当たりの年次有給休暇消化数(日/人)	9.1
神戸アイセンター病院	医師事務作業補助者の配置数(人)	10
	1人当たりの年次有給休暇消化数(日/人)	-
法人本部	医師事務作業補助者の配置数(人)	-
	1人当たりの年次有給休暇消化数(日/人)	8.1
法人全体	健康診断受診率(%)	100.0

(3) 人材育成等における地域貢献

- ・ 公的病院の使命である救急及び高度・急性期医療に加え，福祉との連携を踏まえた地域医療等を学ぶ場として，初期研修医及び専攻医のみならず，医学部生，看護学生，薬学部生をはじめとした，医療系学生及び地域医療を支える人材を積極的に受け入れる体制の充実等，地域における優秀な人材の育成と医療の質向上に貢献する。特に，新専門医制度への対応や，神戸市看護大学をはじめとした神戸市内の看護学生の受入れに努める。

関連指標

(単位：人)

病院名	項目	平成29年度実績
-----	----	----------

中央市民病院	講師派遣数（延人数）		1,424
	初期研修医数		41
	専攻医数		107
	学 生 実 習 等 受 入 人 数	（医学部・歯学部生）	986
		（看護学生）	3,705
		（薬学部生）	2,134
		（臨床検査）	189
		（診療放射線）	115
		（理学療法・作業療法・言語聴覚）	1,984
		（臨床工学）	464
（栄養管理）		110	
	（視能訓練）	0	
西市民病院	講師派遣数（延人数）		130
	初期研修医数		15
	専攻医数		26
	学 生 実 習 等 受 入 人 数	（医学部・歯学部生）	199
		（看護学生）	2,339
		（薬学部生）	1,010
		（臨床検査）	131
		（診療放射線）	-
		（理学療法・作業療法・言語聴覚）	56
		（臨床工学）	110
（栄養管理）		210	
	（視能訓練）	0	
西神戸 医療センター	講師派遣数（延人数）		233
	初期研修医数		20
	専攻医数		26
	学 生 実 習 等 受 入 人 数	（医学部・歯学部生）	307
		（看護学生）	3,430
		（薬学部生）	667
		（臨床検査）	212
		（診療放射線）	180
		（理学療法・作業療法・言語聴覚）	271
		（臨床工学）	72
（栄養管理）		80	
	（視能訓練）	255	
講師派遣数（延人数）		13	

神戸 アイセンター病院	初期研修医数	0
	専攻医数	2
	学生実習等受入れ人数（医学部・歯学部 生）	10

## 2 効率的な業務運営体制の構築

### (1) P D C Aサイクルが機能する仕組みの構築及び法令遵守（コンプライアンス）の徹底

- ・全職員が目標及び課題を共有し、各年度計画の進捗管理をP D C Aサイクル（計画、実行、評価及び改善の4段階を繰り返すことによって業務を継続的に改善すること）に基づき確実にを行うことにより、経営改善に取り組み、長期的視点に立った質の高い経営を進める。
- ・理事長のリーダーシップのもと、常任理事会、理事会が運営に関するチェック機能を働かせ、課題が発見された際は迅速な対応を行う。
- ・市民病院としての使命を適切に果たし、市民からの信頼を確保するために、医療法（昭和23年法律第205号）をはじめ市の条例が適用される個人情報保護や情報公開等も含めた関係法令の遵守の徹底と業務運営の透明化を推進する。
- ・臨床研究を含めた業務全般について内部監査を実施するとともに職場研修を定期的実施するなど、法令及び行動規範遵守の重要性を全職員が認識し、実践する。

#### 関連指標

病院名	項目	平成29年度実績
法人全体	コンプライアンス研修等実施回数(回)	5
	コンプライアンス研修受講率(%)	98.3

### (2) 市民病院間における情報連携体制の強化

- ・医療情報についてのシステム最適化に向けた検討や診療情報の相互閲覧など、4病院を連携していく取組みを推進するとともに、統括できる体制を強化する。
- ・高度化するサイバー攻撃等の情報セキュリティリスクに対し、これを回避、低減する技術的対策を講じるほか、定期的な人的訓練を職員に対し

て実施することにより安全性を高め、病院間の情報連携を推進する。

- ・各病院間の連携会議や研修会等を積極的に開催し、法人内の情報連携を促進する。

関連指標

(単位：回)

病院名	項目	平成29年実績
法人全体	情報セキュリティ訓練等実施回数	21

#### 第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

##### 1 経営改善の取組みと経常収支目標の達成

- ・運営費負担金交付のもと、市民病院としての役割に応じた政策的医療を提供し、各病院が経営改善の取組みを進め、機動的かつ戦略的な病院経営を行うことで、年度ごとの経常収支目標を達成する。
- ・効率的な病床運営，地域医療機関との連携推進等による新規患者の確保，診療機能の強化等により医業収益を確保するとともに経費削減に努め，法人全体で収支を均衡させるよう取り組む。
- ・平成29年度実績及び平成30年度上期実績等を踏まえて，目標値を設定した。

##### (1) 中央市民病院

- ・南館の更なる活用に向けて，本館との一体的な病床運営や手術部門，外来部門，救急部門など各部門の診療機能の強化に取り組むとともに，新たな診療報酬加算の検討等，医業収益の増収を図る。
- ・材料費の削減，効率的・効果的な業務執行など，費用の削減に努め，職員一丸となって経営改善を行う。

目標値

病院名	項目	平成29年度実績	目標値 <sup>※3</sup>
中央市民病院	医業収支比率(%) <sup>※1</sup>	99.1	97.5以上
	経常収支比率(%)	101.0	100.2以上
	病床利用率(%) <sup>※2</sup>	92.9	92.6以上
	平均在院日数(日) <sup>※2</sup>	10.4	10.4以下
	新規患者数(入院)(人)	23,288	23,789以上

新規患者数（外来）（人）	88,352	86,635以上
--------------	--------	----------

- ※1 医業収支比率は運営費負担金を含まない。
- ※2 病床利用率，平均在院日数は感染症病床及びMPU病床を含まない。
- ※3 医業収支比率・経常収支比率は期間中の平均値。病床利用率，平均在院日数は期間中各年度で達成を目指す。新規患者数は入院・外来とも平成31年度目標値。

関連指標

病院名	項目	平成29年度実績
中央市民病院	単年度資金収支(百万円)	1,317
	給与費比率(%)	44.6
	材料費比率(%)	32.0
	経費比率(%)	18.1
	運営費負担金比率(%)	7.4
	手術件数(入院・外来合計)(件)	12,500
	患者1人当たりの診療単価(入院)(円)	98,286
	患者1人当たりの診療単価(外来)(円)	20,767
	査定減率(入院)(%)	1.10
	査定減率(外来)(%)	0.20

(2) 西市民病院

- ・地域医療支援病院としての役割を果たし続けていくため，医師の確保等による診療科の強化，救急車受入れ方針の徹底による応需率の向上，外来機能の強化に加え，地域医療機関との連携強化等による増収を図る。
- ・新たな診療報酬加算の検討等による増収，粘り強い価格交渉等による費用の削減に積極的に取り組む。
- ・効果的な経営分析や院内外に向けた情報発信の強化に努め，院内全体での経営改善に努める。

目標値

病院名	項目	平成29年度実績	目標値 <sup>※3</sup>
	医業収支比率(%) <sup>※1</sup>	90.1	94.1以上

西市民病院	経常収支比率(%)	96.1	99.8以上
	病床利用率(%)※ <sup>2</sup>	87.9	92.9以上
	平均在院日数(日)※ <sup>2</sup>	12.8	12.1以下
	新規患者数(入院)(人)	9,009	9,333以上
	新規患者数(外来)(人)	20,366	20,003以上

※1 医業収支比率は運営費負担金を含まない。

※2 病床利用率，平均在院日数は期間中各年度で達成を目指す。平均在院日数は地域包括ケア病棟を含まない。

※3 医業収支比率・医業収支比率は期間中の平均値。新規患者数は入院・外来とも平成31年度目標値。

#### 関連指標

病院名	項目	平成29年度 実績
西市民病院	単年度資金収支(百万円)	▲301
	給与費比率(%)	59.8
	材料費比率(%)	25.2
	経費比率(%)	16.4
	運営費負担金比率(%)	8.7
	手術件数(入院・外来合計)(件)	2,930
	患者1人当たりの診療単価(入院)(円)	52,759
	患者1人当たりの診療単価(外来)(円)	14,650
	査定減率(入院)(%)	0.47
	査定減率(外来)(%)	0.32

#### (3) 西神戸医療センター

- ・高齢化等による地域医療需要の変化に対応し，地域医療機関との連携強化，救急車の積極的な受入れによる新規患者の確保に努めるとともに，新たな診療報酬加算の取得による増収に取り組む。
- ・診療材料の採用品目見直し，価格交渉等による材料費の削減及び業務の効率化による経費の削減等に取り組む。

#### 目標値

病院名	項目	平成29年度 実績	目標値 <sup>※3</sup>
西神戸医療センター	医業収支比率(%) <sup>※1</sup>	99.5	98.4以上
	経常収支比率(%)	103.0	101.5以上
	病床利用率(%) <sup>※2</sup>	89.7	92.3以上
	平均在院日数(日) <sup>※2</sup>	10.5	10.5以下
	新規患者数(入院)(人) <sup>※2</sup>	13,233	13,541以上
	新規患者数(外来)(人) <sup>※2</sup>	37,666	37,431以上

※1 医業収支比率は運営費負担金を含まない。

※2 病床利用率，平均在院日数，新規患者数（入院・外来）は結核病床を含まない。

※3 医業収支比率・経常収支比率は期間中の平均値。病床利用率，平均在院日数は期間中各年度で達成を目指す。新規患者数は入院・外来とも平成31年度目標値。

#### 関連指標

病院名	項目	平成29年度 実績
西神戸医療センター	単年度資金収支(百万円)	6,050
	給与費比率(%)	48.9
	材料費比率(%)	27.3
	経費比率(%)	18.5
	運営費負担金比率(%)	5.4
	手術件数(入院・外来合計)(件)	6,088
	患者1人当たりの診療単価(入院)(円)	65,777
	患者1人当たりの診療単価(外来)(円)	14,717
	査定減率(入院)(%)	0.47
	査定減率(外来)(%)	0.23

#### (4) 神戸アイセンター病院

- ・多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術等先進医療の提供や，白内障，緑内障，網膜疾患をはじめとした質の高い標準医療の着実な提供と高度



専門医療の実施により，収入を確保する。

- ・臨床研究や治験を推進するための研究資金の確保に努める。
- ・コスト管理の徹底により，費用の削減を図る。

目標値

病院名	項目	平成29年度 実績	目標値※ <sup>2</sup>
神戸アイセンター 病院	医業収支比率(%)※ <sup>1</sup>	81.5	97.9以上
	経常収支比率(%)	70.5	100.8以上
	病床利用率(%)	62.4	70.0以上
	平均在院日数(日)	4.0	3.7以下
	新規患者数(入院)(人)	568	2,070以上
	新規患者数(外来)(人)	1,512	4,120以上

※1 医業収支比率は運営費負担金を含まない。

※2 医業収支比率・経常収支比率は期間中の平均値。病床利用率，平均在院日数は期間中各年度で達成を目指す。新規患者数は入院・外来とも平成31年度目標値。

関連指標

病院名	項目	平成29年度 実績
神戸アイセ ンター病院	単年度資金収支(百万円)	15
	給与費比率(%)	45.3
	材料費比率(%)	30.4
	経費比率(%)	25.5
	運営費負担金比率(%)	7.5
	手術件数(入院・外来合計)(件)	745
	患者1人当たりの診療単価(入院)(円)	85,049
	患者1人当たりの診療単価(外来)(円)	17,715
	査定減率(入院)(%)	0.35
	査定減率(外来)(%)	0.15

(5) 法人本部

- ・医療を取り巻く環境の変化を踏まえ、経営にかかる課題の抽出・分析を実施するなど、各病院への経営改善支援を効果的かつ効率的に行う。
- ・各病院と法人本部との適切な役割分担を行い、効率的な業務運営体制を踏まえた組織運営を行う。

目標値 (単位：%)

病院名	項目	平成29年度実績	目標値※ <sup>2</sup>
法人全体	医業収支比率※ <sup>1</sup>	97.3	97.2以上
	経常収支比率	100.4	100.5以上

※1 医業収支比率は運営費負担金を含まない。

※2 経常収支比率・医業収支比率は期間中の平均値。

関連指標

病院名	項目	平成29年度実績
法人全体	単年度資金収支(百万円)	7,082
	運営費負担金比率(%)	7.1

## 2 経営基盤の強化

### (1) 収入の確保及び費用の最適化

- ・新規患者数の確保や適正な在院日数に基づく病床管理に取り組むことに加えて、高度医療機器の効率的な運用を行い、確実に収入を確保する。
- ・医療を取り巻く環境の変化に迅速に対応できるよう、適時、的確な経営分析を進めるとともに、診療報酬改定にも的確かつ速やかに対応し、新たな収入の確保を図る。
- ・4病院体制のメリットを活かした調達費用の削減や、消費税増税を踏まえた費用削減への取組みなど、経費削減を徹底する。診療材料については引き続き品目の統一化や在庫の適正化等への取組みを推進する。

関連指標

病院名	項目	平成29年度実績
法人全体	未収金額(現年)(百万円)	94
	未収金額(滞納繰越)(百万円)	177
	給与費比率(%)	48.7

材料費比率(%)	29.8
経費比率(%)	19.4

(2) 計画的な投資の実施と効果の検証

- ・ 少子高齢化等の社会情勢や医療需要の変化及び医療政策の動向等を踏まえ、4病院の役割や特徴、収益性を勘案した計画的な投資を推進する。
- ・ 高度医療機器の更新及び整備等総合的な投資計画を策定し、状況に応じた的確な投資を行うとともにその効果を病院長が毎年度継続的に検証し、課題が検出された場合には当該課題の改善に取り組む。
- ・ 建物設備の経年劣化に対応するため、中長期的な視点に立った計画的な保全整備等を実施する。

第5 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

「第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置」を着実に実行することにより、運営費負担金等の交付のもと、市民病院としての役割を果たすとともに、安定的な経常収支及び資金収支の維持を図る。

1 予算（平成31年度からの5年間）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
営業収益	352,407
医業収益	325,450
運営費負担金	26,064
その他営業収益	893
営業外収益	6,303
運営費負担金	1,506
その他営業外収益	4,797
臨時利益	0
運営費負担金	0
その他臨時利益	0
資本収入	12,345
運営費負担金	775

運営費交付金	0
長期借入金	11,500
その他資本収入	70
その他の収入	0
計	371,055
支出	
営業費用	329,628
医業費用	325,837
給与費	150,129
材料費	104,175
経費	68,133
研究研修費	3,400
一般管理費	3,791
給与費	2,017
経費	1,677
研究研修費	97
営業外費用	3,552
臨時損失	0
資本支出	34,130
建設改良費	13,301
償還金	20,275
その他の資本支出	554
その他の支出	0
計	367,310

※ 期間中の給与改定及び物価の変動等は0%と試算している。

[人件費の見積もり]

期間中総額 152,146百万円を支出する。

なお、当該金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、時間外勤務手当及び休職者給与の額に相当するものである。

[運営費負担金の繰出基準等]

救急医療等の行政的経費及び高度医療等の不採算経費については、毎年度総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じた考え方により算出。

建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金等については、経常費助成のための運営費負担金等とする。

ただし、用地取得に係る建設改良費及び長期借入金元金償還金に充当される運営費負担金等については、資本助成のための運営費負担金等とする。

2 収支計画（平成31年度からの5年間） （単位：百万円）

区 分	金 額
収入の部	
営業収益	352,290
医業収益	324,477
運営費負担金収益	26,064
補助金等収益	607
寄付金収益	286
資産見返運営費負担金戻入	0
資産見返運営費交付金戻入	342
資産見返補助金戻入	20
資産見返寄付金戻入	45
資産見返物品受贈額戻入	449
営業外収益	6,002
運営費負担金収益	1,506
その他営業外収益	4,496
臨時利益	0
運営費負担金収益	0
その他臨時利益	0
支出の部	
営業費用	337,088

医業費用	333,724
給与費	151,812
材料費	94,857
経費	62,564
減価償却費	21,329
研究研修費	3,162
一般管理費	3,364
給与費	1,955
経費	1,180
減価償却費	139
研究研修費	90
営業外費用	19,454
財務費用	3,302
控除対象外消費税償却	1,146
営業外雑支出	15,006
臨時損失	10
純利益	1,740
目的積立金取崩額	0
総利益	1,740

※ 期間中の給与改定及び物価の変動等は0%と試算している。

3 資金計画（平成31年度からの5年間）（単位：百万円）

区 分	金 額
資金収入	
業務活動による収入	358,780
診療業務による収入	325,450
運営費負担金による収入	27,570
その他の業務活動による収入	5,760
投資活動による収入	775
運営費負担金による収入	775

運営費交付金による収入	0
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	11,500
長期借入れによる収入	11,500
その他の財務活動による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	20,973
資金支出	
業務活動による支出	333,692
給与費支出	152,146
材料費支出	104,175
その他の業務活動による支出	77,371
投資活動による支出	13,343
有形固定資産の取得による支出	12,374
無形固定資産の取得による支出	927
その他の投資活動による支出	42
財務活動による支出	20,275
長期借入金の返済による支出	18,678
移行前地方債償還債務の償還による支出	1,597
その他の財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	24,718

※ 期間中の給与改定及び物価の変動等は0%と試算している。

#### 第6 短期借入金の限度額

1 限度額 10,000百万円

2 想定される短期借入金の発生理由

(1) 賞与の支給等による一時的な資金不足への対応

(2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応

#### 第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

#### 第8 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備・修繕、医療機器の購入、人材育成及び能力開発の充実等に充てる。

## 第9 料金に関する事項

### 1 料金

病院の診療料及びその他の諸料金（以下「診療料等」という。）は次に定める額とする。

(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及びその他の法令等により診療を受ける者 健康保険法第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)、高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項及びその他の法令等の規定に基づき算定する額

(2) (1)に規定する以外の者であって、次の①から③までに掲げる者については、当該各号の区分に応じ定める額とする。

① 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第13条の規定により診療を受ける者 兵庫労働局長と協定した療養に要する費用の額の算定方法により算定した額

② 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第26条の規定により診療を受ける者 地方公務員災害補償基金支部長と協定した療養に要する費用の額の算定方法により算定した額

③ 自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の規定による損害賠償の対象となる治療を受ける者、分娩する者及びその他理事長が別に定める者 理事長が別に定める額

(3) 前2号以外の額については、以下の表に規定する額とする。

	種別	金額	摘要
病室使	特室	1人1日につき 3万円	面積が約27～30㎡の個室
	個室A	1人1日につき 1万5,000円	面積が約20～26㎡の個室
	個室B	1人1日につき 1万1,000円	面積が約15～18㎡の個室
	個室C	1人1日につき 9,000円	



用 加 算 額	西 市 民 病 院	特室	1人1日につき	2万4,000円	面積が約28㎡の個室
		個室A	1人1日につき	1万1,000円	面積が約14㎡の個室
		個室B	1人1日につき	9,000円	
	西 神 戸 医 療 セ ン タ ー	個室A	1人1日につき	1万4,000円	面積が約17㎡の個室
		個室B	1人1日につき	1万円	面積が約15㎡の個室
		2人個室	1人1日につき	9,000円	
		産科個室A	1人1日につき	1万4,000円	面積が約17㎡の個室
		産科個室B	1人1日につき	1万円	面積が約15㎡の個室
	神 戸 ア イ セ ン 病 院	個室A	1人1日につき	1万5,000円	面積が約22㎡の個室
		個室B	1人1日につき	1万1,000円	面積が約18㎡の個室
		個室C	1人1日につき	9,000円	
	分娩料		1児につき	10万5,000円	時間外は20パーセント増し、深夜は40パーセント増しとする。

#### 備考

- 1 本市に住所を有しない者に係る料金の額は、この表に規定する額の30パーセント増しとする。
- 2 この表において「時間外」とは、休日（就業規則に規定する休日という。以下同じ。）以外の日にあっては午前6時から午前9時まで及び午後5時から午後10時までを、休日にあつては午前6時から午後10時までをいう。
- 3 この表において「深夜」とは、午後10時後から翌日午前6時前までをいう。
- 4 病室使用加算額については、この表の金額をそれぞれ超えない範囲内で理事長が定める額とする。ただし、料金を変更する場合は事前に市民等に周知し透明性を確保する。

5 病室使用加算額については、2人用の病室を使用者の申出により理事長が病院の管理上特に支障がないと認めて1人で使用することを許可した場合は、100パーセント増しとする。

(4) 前3号に規定がないものについては、実費等を勘案し別に理事長の定める額とする。また、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされるものを除く診療料等については、それぞれ当該各号により算定した額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

## 2 料金の減免

理事長が、特別の事情があると認めたときは、診療料等の全部又は一部を減免することができるものとする。

## 第10 地方独立行政法人神戸市民病院機構の業務運営等に関する規則で定める業務運営に関する事項

### 1 施設及び設備に関する計画（平成31年度からの5年間）

（単位：百万円）

施設及び設備の内容	予定額	財源
病院施設、医療機器等整備	総額 13,301	神戸市長期借入金等

※1 金額については見込みである。

※2 各事業年度の神戸市長期借入金等の具体的な内容については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

### 2 人事に関する計画

- ・多様な働き方を選択できる労働環境を整備し、職員一人ひとりがより良い将来の展望を持てるよう、働き方の改革に取り組むとともに、優れた専門職の確保と人材育成に努める。
- ・医療を取り巻く状況の変化への対応、医療の質向上や医療安全の確保、患者サービス向上等に十分配慮した上で、業務量や業務内容に応じた人員配置や多様な雇用形態の活用等により効率的かつ効果的な体制及び組織を構築する。

### 3 中期目標の期間を超える債務負担

(1) 移行前地方債償還債務 (単位：百万円)

	中期目標期間償還額	次期以降償還額	総債務償還額
移行前地方債償還債務	1,597	3,058	4,655

(2) 長期借入金 (単位：百万円)

	中期目標期間償還額	次期以降償還額	総債務償還額
長期借入金償還額	18,678	43,344	62,022

(3) 新中央市民病院整備運営事業 (単位：百万円)

項目	事業期間	中期目標期間事業費	次期以降事業費	総事業費
新中央市民病院整備運営事業	2019(平成31)年度～2040年度(22年間)	17,080	57,610	74,690

4 積立金の処分に関する計画

前期中期目標期間繰越積立金については、病院施設の整備、修繕、医療機器の購入、人材育成及び能力開発の充実等に充てる。

理 由

地方独立行政法人法第83条第3項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

(参 考)

地方独立行政法人法 ぬきがき

(料金)

第23条 地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

(中期計画)

第26条 地方独立行政法人は、前条第1項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(2) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(3) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

(4) 短期借入金の限度額

(4の2) 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

(5) 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

(6) 剰余金の使途

(7) その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3～4 略

(料金及び中期計画の特例)

第83条 第23条の規定は、公営企業型地方独立行政法人には適用しない。

2 公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画においては、第26条第2項各号に掲げる事項のほか、料金に関する事項について定めるものとする。

3 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第26条第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

第15号議案

神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例及び神戸市重度障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例及び神戸市重度障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例及び神戸市重度障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「(当該市町村民税を免除された者を含む。)」を「, 当該市町村民税を免除された者又はこれらに準ずる者として規則で定める者のいずれか」に改める。

(1) 神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例（昭和46年4月条例第13号）

第2条第4号

(2) 神戸市重度障害者医療費助成に関する条例（昭和48年4月条例第7号）第

3条第2項第2号

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(準備行為)

2 新条例（この条例による改正後の神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例及び神戸市重度障害者医療費助成に関する条例をいう。以下同じ。）の規定を施行するために必要となる申請、資格の認定その他の行為は、施行日前においても、新条例の規定の例によりすることができる。

(経過措置)

3 新条例の規定は、施行日以後に行われた診療、薬剤の支給又は手当（以下「診療等」という。）に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた診療等に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

## 理 由

高齢期移行者医療費助成の対象者の範囲及び重度障害者医療費助成の助成の範囲を変更するに当たり、条例を改正する必要があるため。

(参考 1)

神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(対象者)

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号（規則で定める特別の理由があるときは、第3号及び第4号を除く。）のいずれにも該当する者とする。

(1)～(3) 略

(4) 対象者並びに対象者が属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付を受けた月の属する年度（医療保険各法の給付を受けた日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）が課されていない者（当該市町村民税を免除された者を含む。）であること。

(5), (6) 略

、当該市町村民税を免除された者又はこれらに準ずる者として規則で定める者のいずれか

(参考 2)

神戸市重度障害者医療費助成に関する条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(助成の範囲)

第3条 略

2 前項の一部負担金（以下単に「一部負担金」という。）の額は、次の各号に掲げる場合の区分に依じ、医療担当者等（診療、薬剤の支給又は手当を行う病院、診療所、薬局その他の者をいう。以下同じ。）ごとに当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 判定対象者のいずれもが、医療保険各法の給付を受けた月の属する年度（医療保険各法の給付を受けた月が4月から6月までの間にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によつて課される所得割を除く。）が課されていない者（当該市町村民税を免除された者を含む。）であり、かつ、医療保険各法の給付を受けた月の属する年の前年（医療保険各法の給付を受けた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付を受けた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が●を下回る場合には、●とする。）の合計額が80万円以下である場合又は対象者が18歳の誕生日（誕生日が2月29日

、当該市町村民税を免除された者又はこれらに準ずる者として規則で定める者のいずれか



である者について、うるう年以外の年にあつては、2月28日。以下同じ。)の前日以後の最初の3月31日までの間にある者である場合のいずれかに該当する場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める額

ア～ウ 略

3～8 略

第16号議案

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の件

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

神戸市国民健康保険条例（昭和35年10月条例第24号）の一部を次のように改正する。

第15条の5中「58万円」を「61万円」に改める。

附則第3項中「保険料」の次に「(第13条の所得割額及び第15条の7の所得割額に限る。)」を加える。

附則第4項中「平成30年度の」を「平成30年度以後の」に改め、同項第1号中「第292条第1項第9号」を「第292条第1項第10号」に、「一般被保険者各障害者」を「一般被保険者 各障害者」に改める。

附則第7項の見出し中「平成30年度以後」を「平成31年度」に改め、同項中「平成30年度以後」を「平成31年度」に改め、「、当分の間」を削り、「100分の85」を「100分の70」に改め、同項第2号中「改正条例による」を「神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成31年 月条例第 号）による」に改める。

附則第9項の見出し中「平成30年度以後」を「平成31年度」に改め、同項中「平成30年度以後」を「平成31年度」に改め、「、当分の間」を削り、「100分の85」を「100分の70」に改める。

附則第11項の見出し中「平成30年度以後」を「平成31年度」に改め、同項中「平成30年度以後」を「平成31年度」に改め、「、当分の間」を削り、「100分の85」を「100分の70」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の神戸市国民健康保険条例は、平成31年度以降の年度分

の保険料について適用し，平成30年度以前の年度分の保険料については，なお従前の例による。

#### 理 由

国民健康保険の保険料の算定方法の変更等に伴い，条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市国民健康保険条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(基礎賦課限度額)

第15条の5 第13条又は第15条の2の賦課額  
(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の賦課額と第15条の2の賦課額との合算額とする。第18条の2において同じ。)は、58万円を超えることができない。

61万円

附 則

1, 2 略

(平成22年度以後の年度分に係る後期高齢者医療制度への移行に伴う保険料の軽減についての暫定的特例)

3 平成22年度以後の年度分の保険料\_\_\_\_\_

(第13条

\_\_\_\_\_の軽減に係る第23条の2第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「軽減する。ただし、資格取得日(被保険者の資格を取得した日をいう。以下同じ。)の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。」とあるのは「軽減する。」と、同項第1号中「資格取得日」とあるのは「資格取得日(被保険者の資格を取得した日をいう。以下同じ。)」とする。

\_\_\_\_\_の所得割額及び第15条の7の所得割額に限る。)

(平成30年度以後の年度分に係る所得割額の算定の特例)

4 平成30年度以後の年度分の保険料の賦課に関しては、当分の間、次に掲げる一般被保険者に係る第14条第1項の規定の適用については、同項中「(以下「基礎控除後の総所得金額

等」という。）」とあるのは、「(平成30年度の  
保険料に係る所得割額の算定にあつては、当  
該合計額から附則第4項各号に掲げる一般被  
保険者の区分に応じ当該各号に定める額(2  
以上の区分に該当する場合にあつては、その  
合計額)を控除した額。以下「附則第4項の  
規定による減額後の総所得金額等」とい  
う。）」とする。

(1) 地方税法第292条第1項第9号に規定す  
る障害者(以下この項において単に「障害  
者」という。)である一般被保険者(第3  
号に該当する者を除く。)又は障害者であ  
る控除対象配偶者若しくは扶養親族を有す  
る一般被保険者各障害者につき26万円(そ  
の者が同法第314条の2第4項に規定する  
同居特別障害者である場合には、53万円)

(2), (3) 略

5, 6 略

(平成30年度以後の年度分に係る保険料の  
基礎賦課額の算定の特例)

7 平成30年度以後の年度分に係る第13条の  
基礎賦課額は、当分の間、第1号に規定す  
る額と第2号に規定する額との差額に100分  
の85を乗じて得た額(10円未満の端数が生じ  
る場合は、これを切り捨てた額)(以下「基  
礎賦課額調整額」という。)を控除して算定  
した額(第2号に規定する額が第1号に規定  
する額を超える場合にあつては、第1号に  
規定する額)とする。

(1) 第13条の基礎賦課額

(2) 所得割に係る保険料率を100分の

10.27, 被保険者均等割に係る額を  
23,330円及び世帯別平等割に係る額を

平成30年度以後の

第292条第1項第10号

一般被保険者 各障害者

平成31年度

平成31年度

の70

100分

24,790円として神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例(平成30年3月条例第31号。以下「改正条例」という。)による改正前の神戸市国民健康保険条例(以下「旧条例」という。)第14条及び第14条の2の規定により算定した基礎賦課額に相当する額(改正条例による改正後の第15条の5に規定する基礎賦課限度額を超える場合は、当該基礎賦課限度額)

神戸市国民健康保険条例の

一部を改正する条例(平成31年 月条例第 号)による

8 略

(平成30年度以後の年度分に係る保険料の後期高齢者支援金等賦課額の算定の特例)

平成31年度

9 平成30年度以後の年度分に係る第15条の7の後期高齢者支援金等賦課額は、当分の間、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に100分の85を乗じて得た額(10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額)(以下「後期高齢者支援金等賦課額調整額」という。)を控除して算定した額(第2号に規定する額が第1号に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額)とする。

平成31年度

100分の70

(1), (2) 略

10 略

(平成30年度以後の年度分に係る保険料の介護納付金賦課額の算定の特例)

平成31年度

11 平成30年度以後の年度分に係る第15条の16の介護納付金賦課額は、当分の間、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に100分の85を乗じて得た額(10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額)(以下「介護納付金賦課額調整額」という。)を控除して算定した額(第2号に規定

平成31年度

100分の70

する額が第1号に規定する額を超える場合  
にあつては、第1号に規定する額)とす  
る。

(1), (2) 略

12 略

## 第17号議案

神戸市介護保険条例の一部を改正する条例の件

神戸市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市介護保険条例の一部を改正する条例

神戸市介護保険条例（平成12年3月条例第98号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第6号ア中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改め、同条第2項中「平成30年度から平成32年度まで」を「平成31年度及び平成32年度」に、「30,048円」を「24,414円」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「24,414円」とあるのは、「43,194円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「24,414円」とあるのは、「54,462円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条第2項の改正規定及び同条に2項を加える改正規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の神戸市介護保険条例第8条第2項から第4項までの規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

理 由



介護保険に係る保険料の保険料率を改定する等に当たり、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市介護保険条例 ぬきがき

( \_\_\_\_\_ は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(保険料率)

第8条 平成30年度から平成32年度までの各年度分の保険料の保険料率は、当該保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(5) 略

(6) 次のいずれかに該当する者 82,632円

ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項,第34条第1項,第34条の2第1項,第34条の3第1項,第35条第1項,第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には,当該合計所得金額から政令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であって,前各号のいずれにも該当しないもの

第22条の2第2項

イ 略

(7)～(15) 略

2 法第124条の2第1項の規定により保険料の減額賦課を行った場合の前項第1号に該当する第1号被保険者の平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は,同号の規定にかかわらず,30,048円とする。

平成31年度及び平成32年度

24,414円

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「24,414円」とあるのは、「43,194円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「24,414円」とあるのは、「54,462円」と読み替えるものとする。

第18号議案

神戸市病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例の件

神戸市病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例の一部を改  
正する条例を次のように制定する。

平成31年 2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例

神戸市病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例（平成30年  
3月条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中「以下」の次に「本則において」を加える。

第3条中「第19条第2項、第3項及び第5項並びに省令附則第52条第5項及  
び第6項並びに省令附則第53条並びに医療法施行規則等の一部を改正する省令  
（平成13年厚生労働省令第8号。以下「改正省令」という。）附則第20条」を  
「第19条第2項及び第3項」に改める。

第4条中「及び改正省令附則第22条」を削る。

第5条中「並びに省令附則第54条及び省令附則第55条並びに改正省令附則第  
23条（第1号を除く。）」を削る。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に  
次の1項を加える。

（医療法施行規則の附則等により特例が定められている場合の取扱い）

2 次に掲げる規定（以下「附則特例規定」という。）において医療法施行規則  
の規定の特例が定められている場合においては、この条例の規定の適用によ  
り適用されることとなる同令の規定について、附則特例規定を準用する。た  
だし、この条例に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(1) 医療法施行規則の附則の規定

(2) 医療法施行規則の一部を改正する内容を含む厚生労働省令その他の省令  
の附則の規定

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

病院及び診療所の人員及び施設に関する基準の経過措置を延長するに当たり、  
条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(専属薬剤師の配置の基準)

第2条 法第18条本文の規定に基づき条例で定める基準は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下\_\_\_\_\_「省令」という。）第6条の6に定める基準に定めるところによる。

本則において

(病院の人員の基準)

第3条 法第21条第1項第1号の規定に基づき条例で定める基準は、省令第19条第2項、第3項及び第5項並びに省令附則第52条第5項及び第6項並びに省令附則第53条並びに医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号。以下「改正省令」という。）附則第20条に定める基準に定めるところによる。

第19条第2項及び第3

項

(病院の施設の基準)

第4条 法第21条第1項第12号の規定に基づき条例で定める基準は、省令第21条及び改正省令附則第22条に定める基準に定めるところによる。

(療養病床を有する診療所の人員の基準)

第5条 法第21条第2項第1号の規定に基づき条例で定める基準は、省令第21条の2第2項から第4項まで並びに省令附則第54条及び省令附則第55条並びに改正省令附則第23条（第1号を除く。）に定める基準に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

1

(医療法施行規則の附則等により特例が定められている場合の取扱い)

2 次に掲げる規定（以下「附則特例規定」とい

う。)において医療法施行規則の規定の特例が定められている場合においては、この条例の規定の適用により適用されることとなる同令の規定について、附則特例規定を準用する。ただし、この条例に別段の定めがある場合は、この限りでない。

- (1) 医療法施行規則の附則の規定
- (2) 医療法施行規則の一部を改正する内容を含む厚生労働省令その他の省令の附則の規定





# 6 報 告



## (1) 消費税率改定に伴う外郭団体自主料金の改定

(改定の主な考え方)

外郭団体が設置・運営する医療機関および介護老人保健施設における室料差額や文書料、面談料等の消費税課税対象項目について、現行の料金に税率改定分(110/108)を乗じ、端数処理を行う(主な改定項目を下記に記載)。

### 【地方独立行政法人 神戸市民病院機構】

#### ◆中央市民病院

	現行	変更案
室料差額	9,720円～42,120円	9,900円～42,900円
文書料・診断書料	1,080円～4,320円	1,100円～4,400円
セカンドオピニオン面談料	10,800円	11,000円
駐車場料金	150円/時間	160円/時間

#### ◆西市民病院

	現行	変更案
室料差額	9,720円～33,696円	9,900円～34,320円
非紹介患者初診料加算	2,160円	2,200円
文書料・診断書料	1,080円～4,320円	1,100円～4,400円
セカンドオピニオン面談料	10,800円	11,000円
駐車場料金	150円/時間	160円/時間

#### ◆西神戸医療センター

	現行	変更案
室料差額	9,720円～19,656円	9,900円～20,020円
文書料・診断書料	1,080円～4,320円	1,100円～4,400円
セカンドオピニオン面談料	10,800円	11,000円

#### ◆神戸アイセンター病院

	現行	変更案
室料差額	9,720円～21,060円	9,900円～21,450円
文書料・診断書料	1,080円～4,320円	1,100円～4,400円
セカンドオピニオン面談料	10,800円	11,000円

※室料差額については、個室種別ごとに上限金額を設定(議決事項であるが再掲)。

※西神戸医療センターの駐車場料金は、周辺商業施設等の料金設定状況を踏まえ検討。

【一般財団法人 神戸在宅医療・介護推進財団】

◆神戸リハビリテーション病院 および 介護老人保健施設リハ・神戸

		現行	変更案
室料差額	病院	11,310 円 ~ 22,620 円	11,510 円 ~ 23,030 円
	老健	2,570 円	2,610 円
文書料・診断書料		1,020 円 ~ 5,140 円	1,030 円 ~ 5,230 円